



第11次南木曽町総合計画

(令和7年度～令和16年度)

前期基本計画

第3期南木曽町地方創生総合戦略



令和7年3月策定

第11次南木曽町総合計画策定にあたって

南木曽町では、平成30年3月に平成31年度から令和9年度までのまちづくりの指針として、南木曽町第10次総合計画を策定しました。その後令和2年には、少子高齢化・人口減少社会の中で目指すべき姿と方向性、さらには活力ある地域社会を実現するための施策を盛り込んだ第2期南木曽町総合戦略を策定しました。それぞれの計画期間が異なっていたことから、より効率的で実効性のあるまちづくりの指針となるよう令和5年に両計画を一本化する方針とし、第10次総合計画の計画期間を令和6年度を最終年度とする変更を行いました。



このたび策定された第11次南木曽町総合計画は、これからの南木曽町の様々な取り組みの指針となるべきものであり、町が定める各種計画の最上位に位置づけられるものです。本計画では「南木曽をもっと元気に 住んでよかった 暮らしてよかった 住むなら南木曽町」を10年後の目指すべき将来像とし、基本理念のもとに5つの基本目標を定めました。作業を進めるにあたっては、前計画の評価を行って重点的に取り組むべき施策を明らかにすることから始めました。平成16年に町が選択した「自立」の精神も念頭におきながら、総合戦略を取り込んだ形で10年後の目指すべき姿を示すよう心がけました。あわせて、中学生以上の住民1,000人を対象にアンケートを行って、暮らしの満足度などを数値化しました。これにより、次回の計画改定時には同様の調査により今計画の評価・検証が可能となります。

止まらない人口減少に歯止めをかけて、町民の皆さんの健康で幸せな暮らしと活力ある地域社会を目指し、南木曽町がもっと元気になるように各種施策を展開していく所存です。計画に基づいた施策や事業によって、町に住む全ての人がいきいきと生活し、いつの時代も南木曽町が輝いていることを願ってやみません。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた総合計画審議会委員の皆様はじめ、貴重なご意見・ご提言・ご協力いただいた関係各位に感謝とお礼を申し上げて巻頭の挨拶と致します。

令和7年3月

南木曽町長

向井裕明

目 次

序章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨と背景	2
2. 計画の構成	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定方針	3
6. 計画の推進体制	4
第1章 基本構想	5
1. 基本理念 【目指すまちの姿】	6
2. 計画の目標	6
3. 南木曾町の姿	7
4. 南木曾町の現状と課題	9
5. 住民アンケートからみる住民意識	25
6. 第10次総合計画の評価	27
7. 重点的に取り組むべき施策	29
第2章 前期基本計画	31
1. 前期基本計画の考え方	32
2. 人口の目標	33
3. まちづくりの基本目標	35
4. 施策の全体像	36
5. 基本目標ごとの数値目標	37
6. 施策の内容	38
基本目標1：元気のもととなる社会基盤のあるまちづくり	39
基本施策1-1：道路・河川の整備	40
基本施策1-2：公共交通の維持	42
基本施策1-3：リニア中央新幹線の対応	44
基本施策1-4：上下水道の整備	46
基本施策1-5：自然・景観・環境の保全	48
基本施策1-6：住宅整備や土地利用の推進	50
基本施策1-7：公園の整備・活用	52
基本施策1-8：ICT化・DXの推進	53
基本施策1-9：消費生活の確保	55
基本施策1-10：消防・防災対策の推進	56
基本施策1-11：防犯・交通安全対策の推進	58
基本目標2：元気とうるおいのあるまちづくり	60
基本施策2-1：農林水産業の振興	61
基本施策2-2：商工業や観光の振興	64

基本施策 2 - 3 : 起業・創業支援の推進	66
基本施策 2 - 4 : 空き家を活用した移住・定住の促進	67
基本施策 2 - 5 : 交流活動の推進	68
基本施策 2 - 6 : 妻籠宿・文化財の保存と活用	69
基本目標 3 : 元気に育てなごそっ子	71
基本施策 3 - 1 : 子育て支援の充実	72
基本施策 3 - 2 : 学校教育の充実	74
基本施策 3 - 3 : 地域高校への支援	75
基本施策 3 - 4 : 若者への支援と U I J ターンの推進	76
基本目標 4 : 健康で元気なハッピーライフ	77
基本施策 4 - 1 : 地域福祉の推進	78
基本施策 4 - 2 : 地域医療の充実	79
基本施策 4 - 3 : 高齢者福祉の充実	81
基本施策 4 - 4 : 障がい者福祉の充実	83
基本施策 4 - 5 : 生涯学習・スポーツの振興	85
基本施策 4 - 6 : 健康づくりの推進	87
基本目標 5 : みんなが元気で主役のまちづくり	89
基本施策 5 - 1 : 協働のまちづくりの推進	90
基本施策 5 - 2 : 人権施策の推進	92
基本施策 5 - 3 : 事務事業の効率化や広域行政の推進	94
基本施策 5 - 4 : 計画的な行財政運営	96
基本施策 5 - 5 : 公共施設の管理	98
第 3 章 総合戦略 (第 3 期)	99
1. 総合戦略の基本的な考え方	100
2. 第 2 期戦略の総括	102
3. 第 3 期南木曽町地方創生総合戦略の体系	107
4. 基本戦略と施策の内容	108
基本戦略 1 暮らしを守る基盤づくり	108
基本戦略 2 子育て世代が戻ってこられる雇用の創出	111
基本戦略 3 子育て世代の U I J ターンの拡大	114
基本戦略 4 子育て世代が安心して結婚、出産、子育てができる環境づくり	117
付属資料	120
1. 南木曽町総合計画審議会委員名簿	121
2. 第 11 次南木曽町総合計画 審議会等経過	122
3. 諮問	123
4. 答申	124
5. S D G s について	125

序章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨と背景

わが国では、少子高齢化を伴う人口減少が進展し、令和5（2023）年の合計特殊出生率が1.20と過去最低を記録し、2024年の出生数は初めて70万人を下回る見込みで、少子化による人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。規模が縮小する社会における生活や仕事のあり方が問われています。また、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大や各地での激甚な自然災害、記録的な円安や物価高騰といった社会不安が引き起こされ、こうした社会環境の変化が人々の暮らしにも様々な影響を与えています。

当町においても、少子高齢化の進行や若者の流出傾向を背景に、地域産業や自治活動の担い手不足が喫緊の課題となっています。また、記憶に新しい平成26（2014）年7月9日発生の南木曽町豪雨災害を教訓に、災害に強いまちづくりは引き続き重要な課題といえます。

政策立案にあたっては、近年の自治体運営の厳しい財政状況を鑑み、これからの時代の方向性を捉え、施策に優先順位をつけ、施策目標を実現するための戦略的思考が求められます。

自立の精神を引き継ぎ、時代変化や住民ニーズを踏まえながら第10次南木曽町総合計画を見直し、人口減少社会の中、持続可能な町政と町民一人ひとりが安定した暮らしを築きながら安心と幸せを実感できる暮らしの実現（ウェルビーイング¹）のため、政策の根幹となる中長期の基本構想と基本目標、総合戦略を含む「第11次南木曽町総合計画」を策定します。

2. 計画の構成

本計画は、基本構想（10年間）と基本計画（前期・後期各5年間）から構成されます。

計画の推進にあたっては、実施計画を毎年度作成し、詳細な実施事業を具体化していきます。

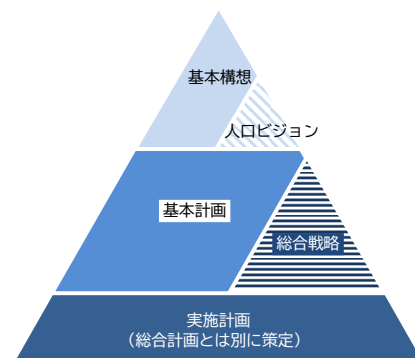
	内 容
基本構想	当町を取り巻く社会変化や直面している喫緊の課題に取り組み、本計画で目指すまちの姿としての基本理念を設定し、「これからの10年間で南木曽町が目指す姿と計画の目標」を示します。
基本計画	基本構想に基づいて、将来像の実現と人口目標の達成に向け、基本目標・施策の体系とその内容を示します。 5年に1度、更新します。
実施計画	基本計画に基づいて、3年間の事業内容と予算を具体的に定めます。基本計画の施策の進捗評価等を踏まえて、毎年度ローリング方式で見直します。

¹ ウェルビーイング (Well-being) とは、例えば「病気でない」「お金がある」というだけでなく、身体的・精神的・社会的にも満たされている状態を指します。

3. 計画の位置づけ

総合計画は、町の最上位計画であり、各分野別計画の指針となるものです。

また、人口減少の抑制や地方創生に戦略的に取り組むために別途策定してきた地方版総合戦略及び人口ビジョンを、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の内容を踏まえながら、本計画で一体的に策定します。



4. 計画の期間

基本構想は令和7年度～令和16年度、前期基本計画及び第3期総合戦略は令和7年度～令和11年度の計画期間とします。

令和（年度）	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)	令和13年 (2031)	令和14年 (2032)	令和15年 (2033)	令和16年 (2034)
基本構想	基本構想 10年間									
基本計画 (総合戦略)	前期基本計画 5年間 第3期総合戦略を一体的に策定					後期基本計画 5年間 第4期総合戦略を一体的に策定				
実施計画	毎年度ローリング方式で見直し									

5. 計画の策定方針

本計画は以下の方針に基づいて策定しました。

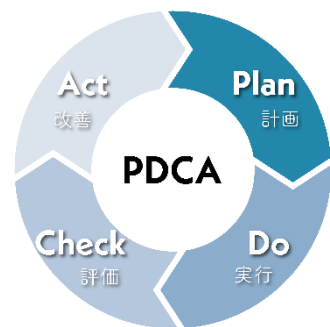
- ・ 住民アンケートを実施し、計画に住民の評価や意見を反映すること
- ・ 施策は住民アンケートの結果や統計データ、職員自身による施策評価の結果を踏まえて、根拠に基づいた事業立案（EBPM²）を目指すこと
- ・ 総合計画と総合戦略を一体的に策定し、中でも重点的に推進する施策を総合戦略に位置付けること
- ・ 総合計画全体で目指す成果目標及び基本目標ごとの達成目標、施策ごとのK P I（重要業績評価指標）をロジックモデルに基づき設定し、効果的に計画管理を行うこと

² EBPM (Evidence-Based Policy Making 証拠に基づく政策立案)とは、感覚や経験だけでなく、データや科学的根拠（エビデンス）に基づいて政策立案や意思決定を行うアプローチ。

6. 計画の推進体制

本計画はPDCAサイクルに基づき、定期的に施策の達成状況の評価・検証を行い、必要に応じて施策の見直しを図ります。

本計画は幅広い住民の参画と協働により進めていく必要があり、様々な立場の住民や有識者からなる「南木曽町地方創生総合戦略会議」で計画の管理や改善の検討を行います。



第1章 基本構想

1. 基本理念 【目指すまちの姿】

当町を取り巻く社会変化や町が直面している喫緊の課題に取り組むにあたり、第10次総合計画の目指してきた方向性や住民が大事にしたいと考えている町の価値を引き継ぎ、本計画で10年後の目指すまちの姿として、「南木曽をもっと元気に 住んでよかった、暮らしてよかった 住むなら南木曽町」を基本理念に設定します。

**南木曽をもっと元気に
住んでよかった 暮らしてよかった 住むなら南木曽町**

2. 計画の目標

目標①

- ・子ども達が心豊かに育ち、南木曽町に住み続けたくなる、戻りたくなるまち

1学年の規模

現在 (2024年)
13人



目標 (2034年)
20人以上

※出生数の増と社会増により1学年の人数規模を上げる。

目標②

- ・自然豊かな環境で生涯にわたり皆で助け合い、安心して幸せに暮らせるまち

幸福度

現在 (2024年)
6.72点



目標 (2034年)
7.00点

※0～10点で回答する主観的幸福度を住民アンケートで把握

3. 南木曽町の姿

(1) 沿革

明治7年に与川村、三留野村、柿其村が合併して読書村が誕生しました。同年に妻籠村と蘭村が合併して吾妻村が誕生しました。田立村は山口村と合併・分離を経て明治30年に田立村となりました。以上の3村が昭和36年1月に合併して南木曽町が誕生し、令和7年に64年を迎えます。政府主導で行われた平成の大合併の動きの中で、近隣町村との合併協議がされましたが、平成16年に実施した住民投票の結果、自立の町を選択し今日に至っています。

(2) 地勢と気候

南木曽町は、長野県の南西部・木曽谷の南端に位置し、町の面積（215.93km²）の約9割以上が森林で占められており、そのうち約7割が国有林です。

東は伊那谷の飯田市・阿智村、西は岐阜県中津川市、北は大桑村に隣接しています。町の中央を流れる木曽川沿いには、南北にJR中央本線と国道19号が走り、東西には国道256号が伊那谷に通じています。隣県の中津川市中心部まで約22km、県内近隣市町村の木曽町まで約35km、飯田市まで約35kmの距離にあり、古くから伊那谷、木曽谷と美濃を結ぶ交通の要衝でした。

当町は東西20km、南北15km、周囲70kmの山間地であり、木曽川と、東の木曽山脈側からの蘭川・与川、西側からの坪川・長谷川・柿其川等の支流により形成された狭い段丘上に、与川・北部・三留野・妻籠・蘭・広瀬・田立の7集落と農用地が細長く点在しています。各集落の標高は約300mから約950mにおよんでいます。

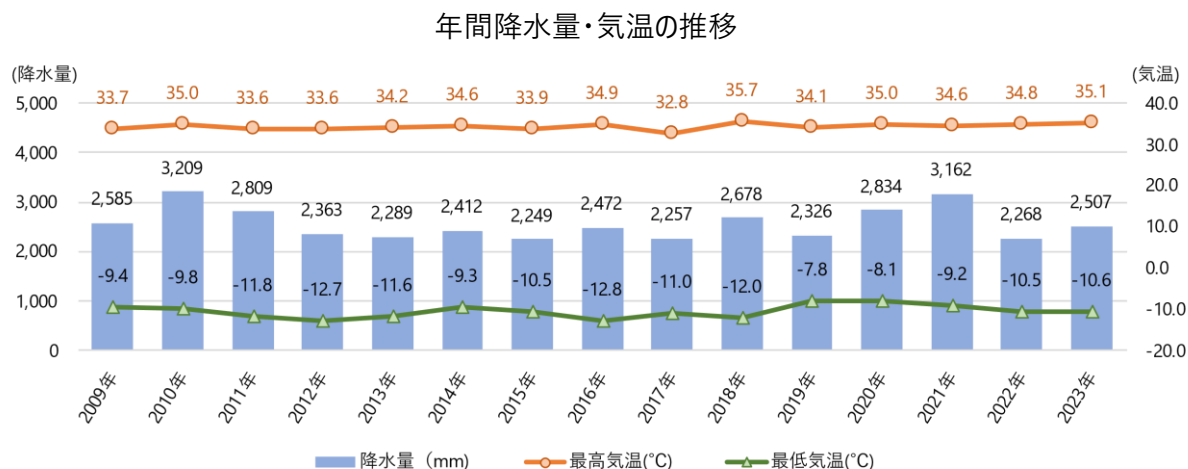
南木曽町の地区



木曽川右岸側の最高峰は奥三界岳(1,811m)、左岸側は摺古木山(2,169m)となっており、中央には標高1,676mの南木曽岳がそびえ立ち、急峻な斜面が多く平坦面が少ない地形となっています。地質の大部分が花こう岩類で、風化作用により崩れやすい基盤岩を含む山体や、基盤岩を被う未固結の段丘堆積物・崩積土などが分布しています。

気候は温暖で雨量が多く、年間降水量は多い年には3,000mmに達します。近年は地球温暖

化の影響からか、警報級かつ季節外れの豪雨や台風により災害へのリスクがこれまで以上に高まっています。



出典：気象庁ホームページ

(3) 産業と歴史・文化

当町の地質・地形・気候は、幾多の土石流災害を引き起こす一方で、木曽ひのきをはじめとする豊かな森林資源を育み、古くから木材生産・加工業を基幹産業として発展してきました。

また、全国最初の重要伝統的建造物群保存地区に選定され江戸時代の宿場町の町並みが残る「妻籠宿」、重要文化財の「読書発電所施設1構」、国指定史跡の「中山道」などの文化遺産が多くあります。こうした文化遺産を背景として、文化庁の日本遺産に平成28（2016）年「木曽路はすべて山の中一山を守り山に生きる一」として認定され、令和2（2020）年には岐阜県中津川市まで区域を拡大しました。これらの恵まれた資源を活用した観光産業は、町の主要な産業に位置づけられます。



▲重要伝統的建造物群「妻籠宿保存地区」



4. 南木曽町の現状と課題

(1) 人口

【現状】

町の総人口は1960年をピークに減少が続き、2000年に6,000人を、2010年に5,000人を、2020年に4,000人を下回り、10年間で1,000人単位での減少が続いています。(図表 1) 年齢3区分別にみると、高齢化率は上昇していますが、高齢者人口もすでに減少局面に入っています。(図表 2)

自然動態は、死亡数が出生数を上回って推移しています。出生数は減少が続いており、2017年以降は20人以下となっています。死亡数は年によって増減がみられますが、60～100人程度で推移しています。社会動態は、転出数が転入数を上回る状況が続いています。2023年は転出数155人、転入数108人で、50人近い転出超過となっています。(図表 3)

年齢階級別にこの20年の変化をみると、10代後半から20代前半にかけて転出超過となる傾向は同様ですが、最新の2015年～2020年の純移動数は、男女ともに、過去に比べて転出数が少なくなっており、それだけ若年層の人口減少が進んでいるといえます。また、従来は20代前半から20代後半のUターン世代で転入超過がみられましたが、最新値では転出超過となっています。(図表 4)

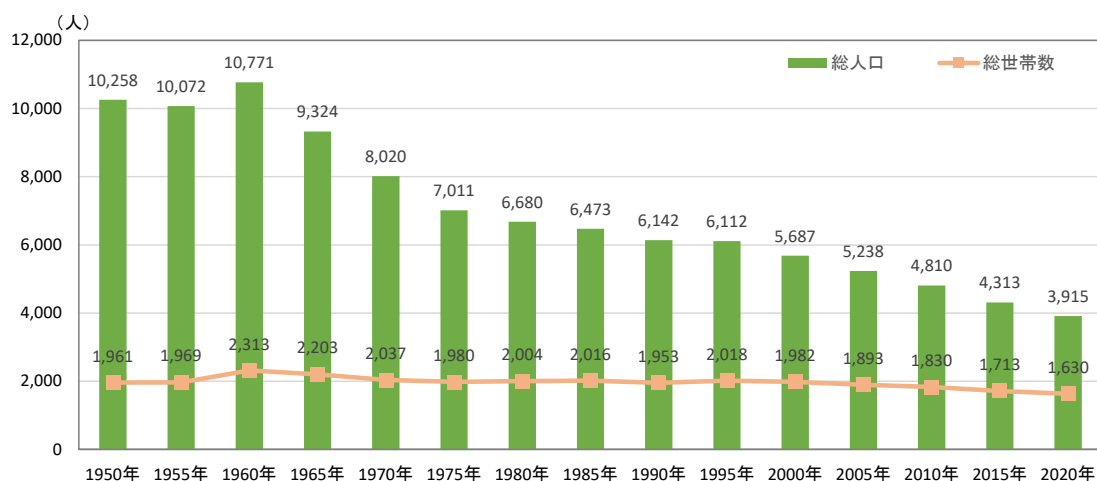
通勤・通学による近隣市町村との人口流動については、流出・流入ともに中津川市が最も多く、町と中津川市が密接な関係にあることがわかります。(図表 5)

【課題】

若者の減少や高齢化により町の活力が失われることになり、労働力の減少や経済活動の停滞のほか、既にあらゆる分野で担い手不足となっています。高校を卒業後、多くの若者は大学等への進学やより多くの仕事の選択肢がある都市部へ流出しています。大学等を卒業後も同様に職を求め、当町へ戻る者は少ない状況です。若者の減少により町の出生率も下がるなど悪循環が止まりません。町内での働く場の確保、若しくは近隣市町村への職を求めたとしても、一定の行政サービスが整っているベッドタウンとして機能する町づくり、自然の中で、多くの子どもが多様な価値観を学び、ふるさとに愛着がもてる環境づくりが課題です。

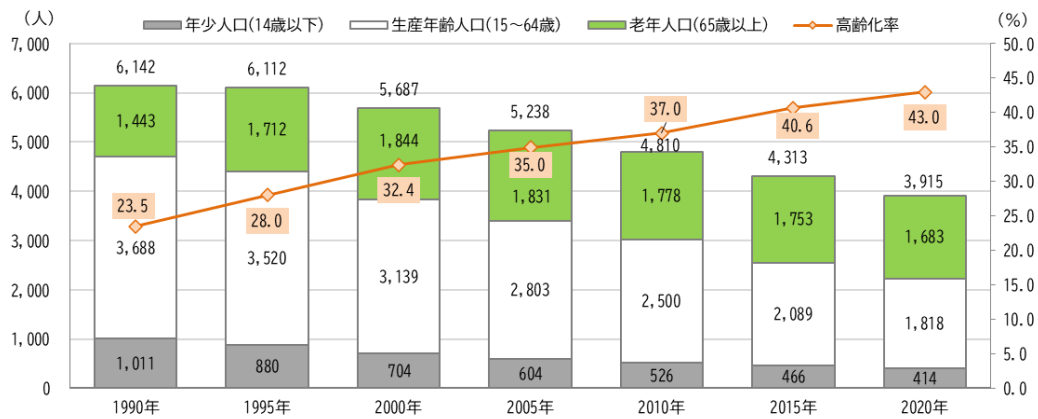
町の元気を取り戻すため、人口減少問題は優先して取り組む必要があります。

図表 1 人口の推移



出典：国勢調査

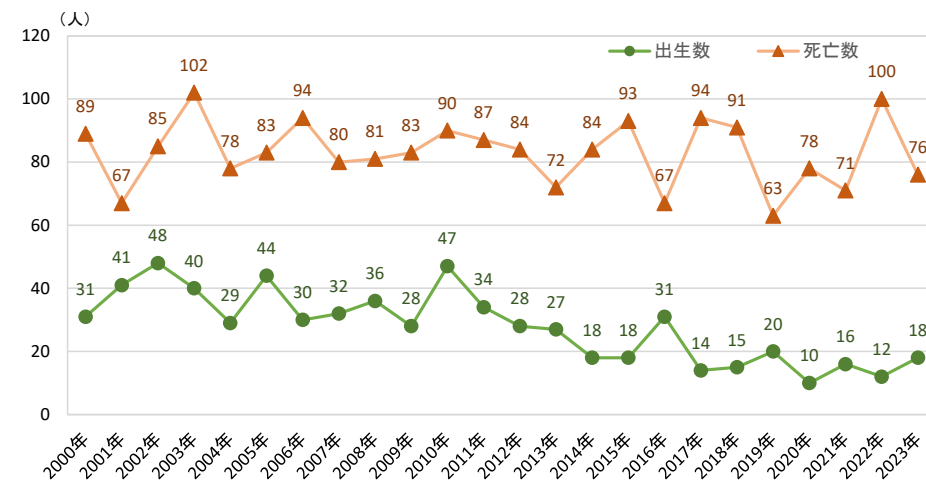
図表2 年齢3区分別人口の推移



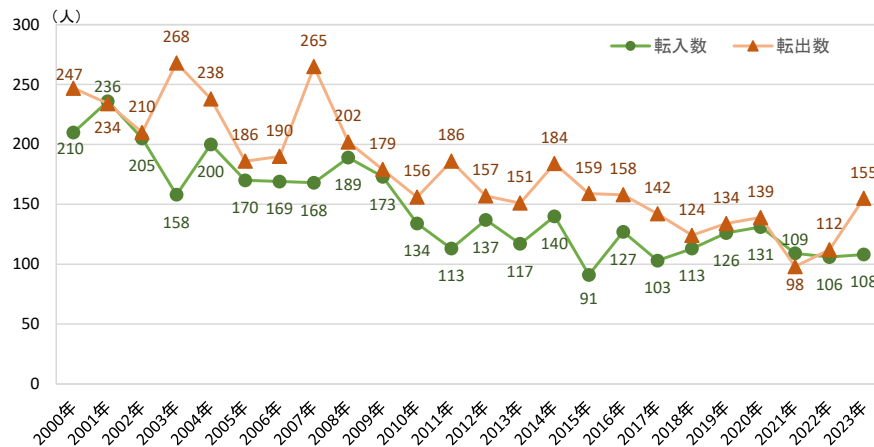
出典：国勢調査

図表3 自然動態・社会動態の推移

自然動態

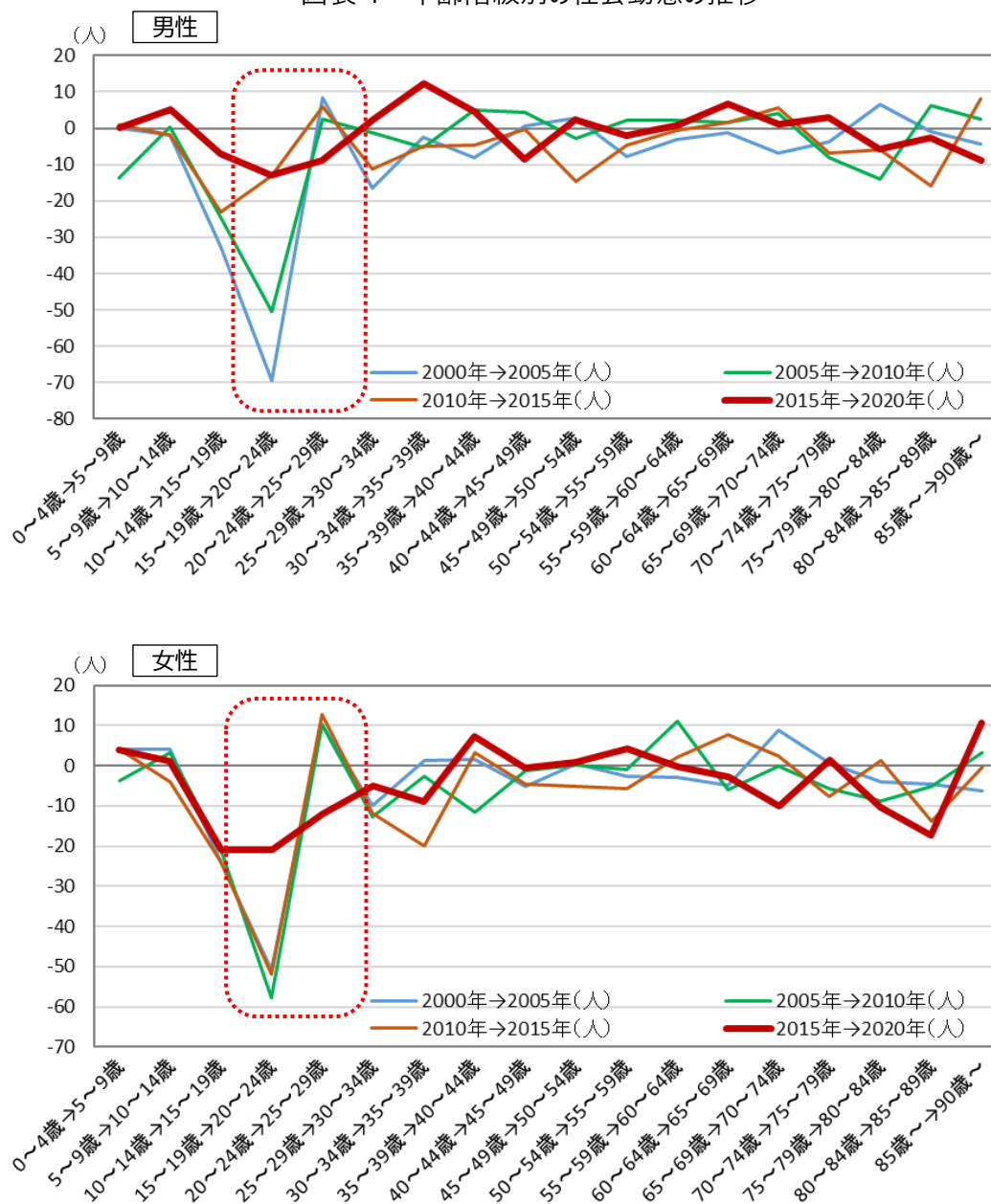


社会動態



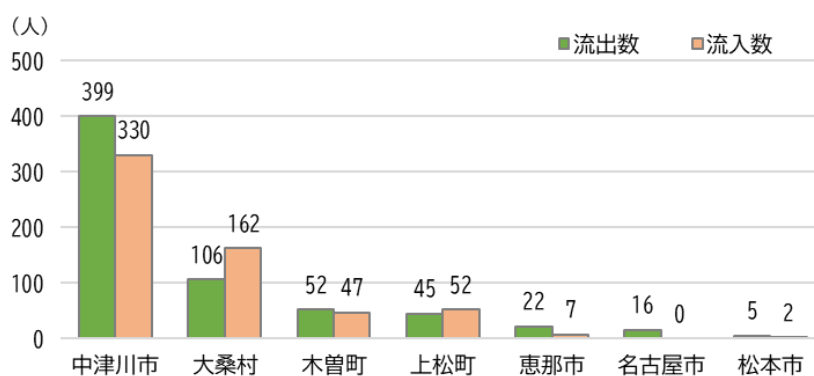
出典：長野県毎月人口異動調査

図表 4 年齢階級別の社会動態の推移



出典：国勢調査

図表 5 通勤・通学による流出・流入人口（町外への流出の多い順）



出典：国勢調査（2020年）

(2) 産業

【現状】

就業人口は、1995年から減に転じています。(図表 6) この30年の変化をみると、第3次産業は変化が小さいものの、第2次産業は半減以下、第1次産業は7割近く減少しており、全体では4割減少しています。

町内の事業所数は卸・小売業が最も多く、次いで製造業、建設業、宿泊・飲食サービス業の順となっています。従業者数は製造業従事者が最も多く、次いで、卸・小売業、宿泊・飲食サービス業など観光関連の従事者が多くなっています。(図表 7)

総農家数はこの20年で134戸減少しており、特に販売農家数の減少が大きくなっています。(図表 8)

年間商品販売額は減少傾向で、特に小売業はこの20年で4分の1近くまで減少しています。

(図表 9) 製造品出荷額等はほぼ横ばいで推移しています。(図表 10)

主な観光地の入込客数の推移は、コロナ禍の2020年に大きく落ち込み、以後は回復基調となっています。(図表 11) 観光消費額についても、2020年に落ち込みましたが、コロナ前の水準に近づきつつあります。(図表 12)

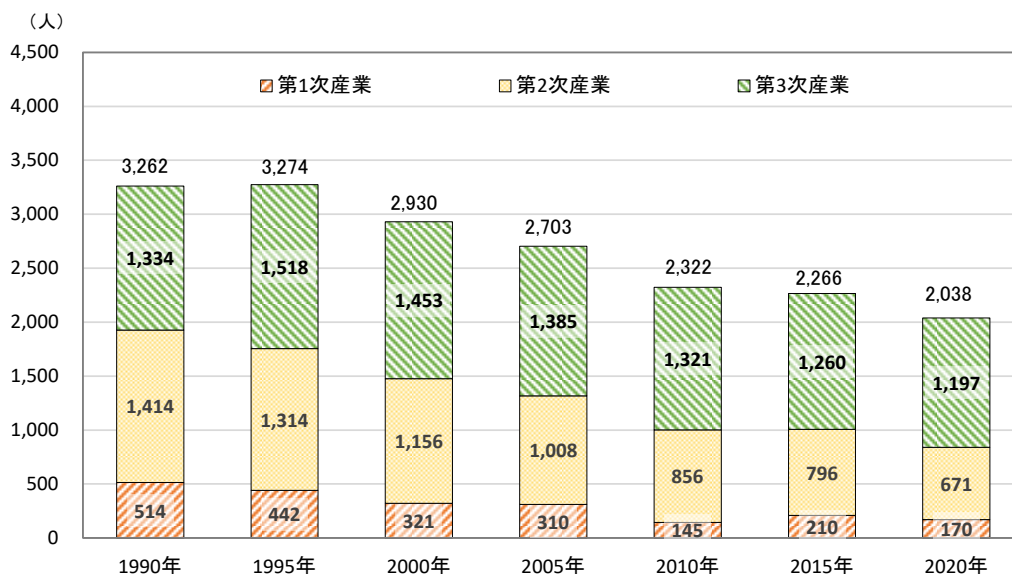
【課題】

人口減少に伴う地域全体の労働力不足が課題となります。とりわけ第1次産業においては、特に農地が荒廃化し景観は悪化していきます。農村のもつ多面的機能や地域コミュニティも失われていく恐れがあります。多くは兼業農家であるため、多様な生活スタイルのなかでの営農となります。兼業農家も主たる担い手とし、効率のよい技術の推進により半農半Xを進める必要があります。

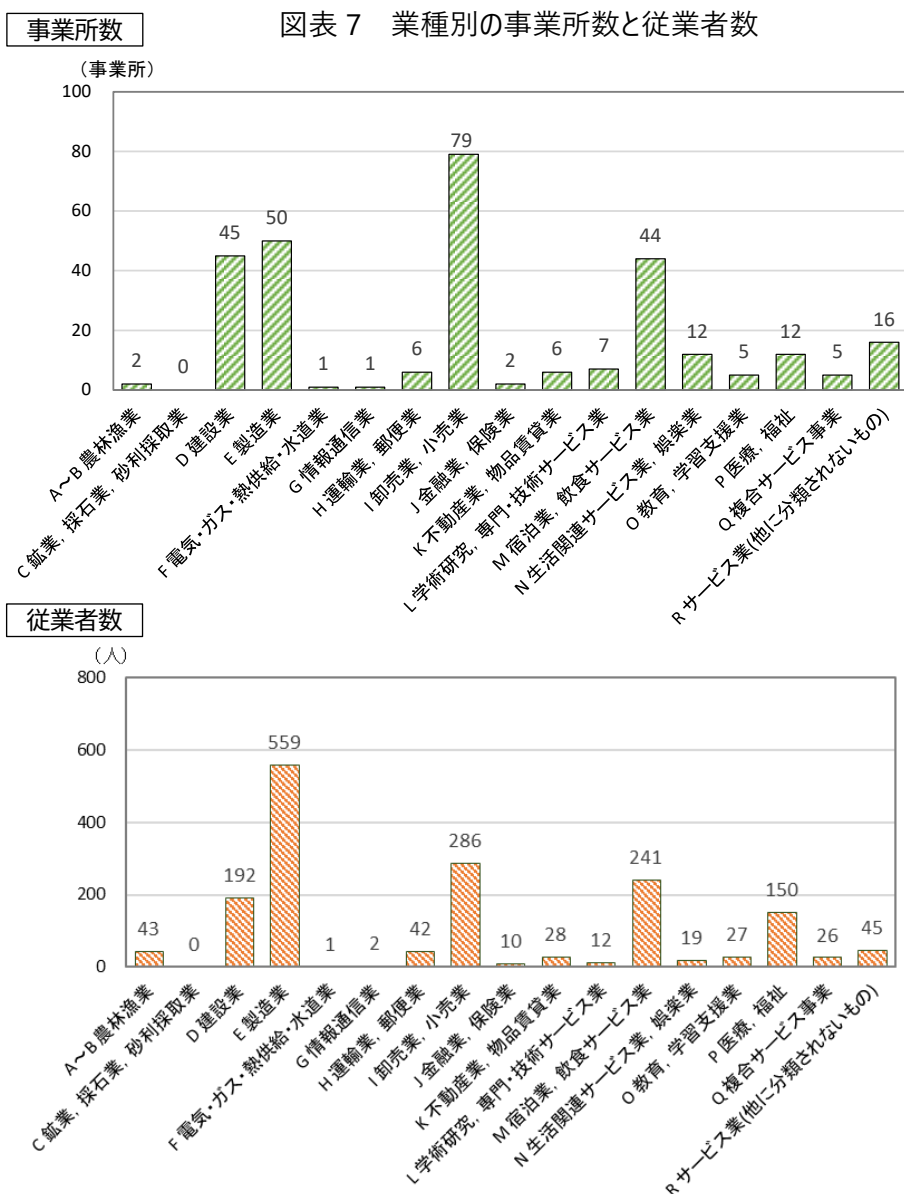
労働者不足により地域交通が維持できなくなる課題も出ています。高齢化社会での町民の移動手段をどのように維持していくか、対応が求められます。

消費者の数も減少しており、地元企業の経営の悪化、地域経済が縮小する中で、経営の継続や後継者の育成が課題です。一方で、インバウンド（訪日外国人旅行）は増えています。これらを活かした産業を生み出せるか、特に滞在型の観光産業の発展が課題です。

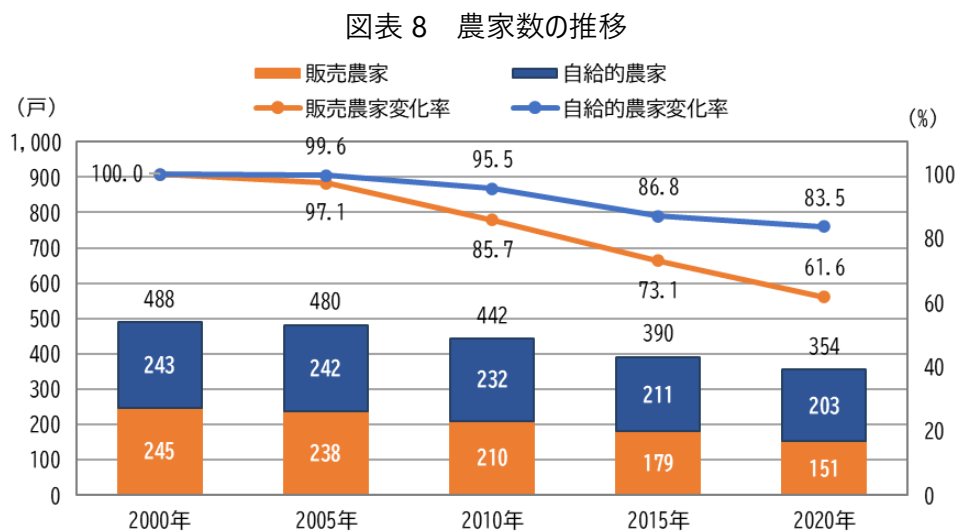
図表 6 産業別就業人口の推移



出典：国勢調査

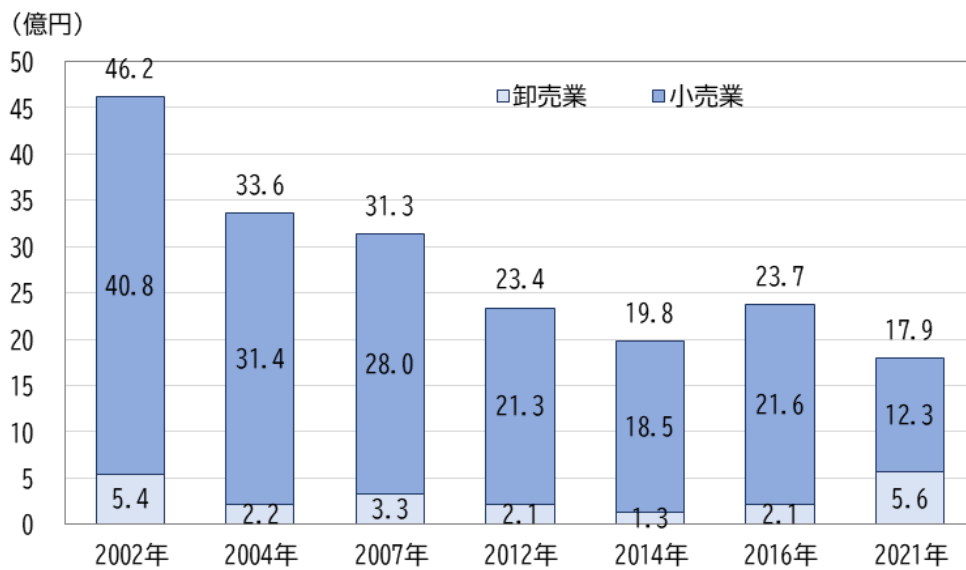


出典：経済センサス活動調査（2021年） ※従業者数とは町内にある事業所に所属している従業員数を意味する



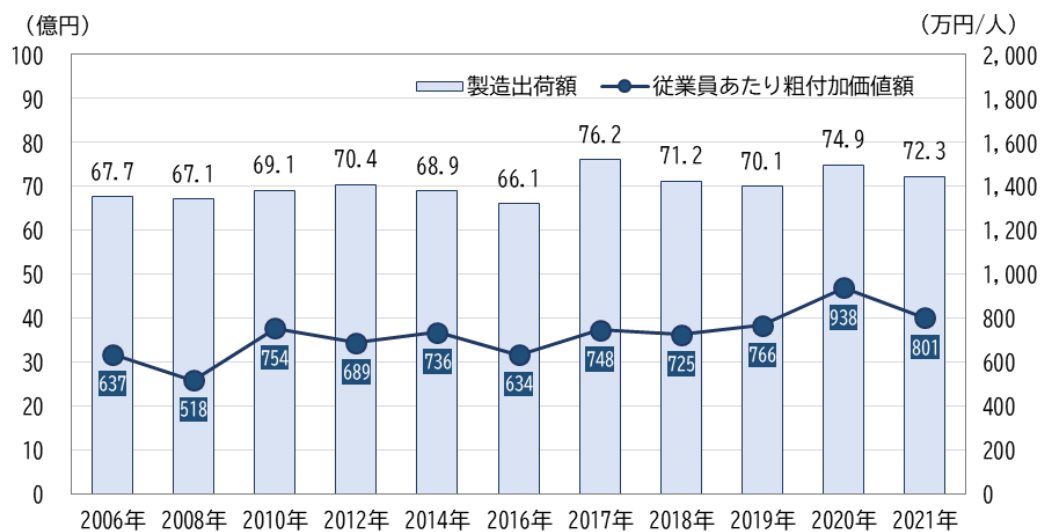
出典：農林業センサス

図表 9 年間商品販売額の推移



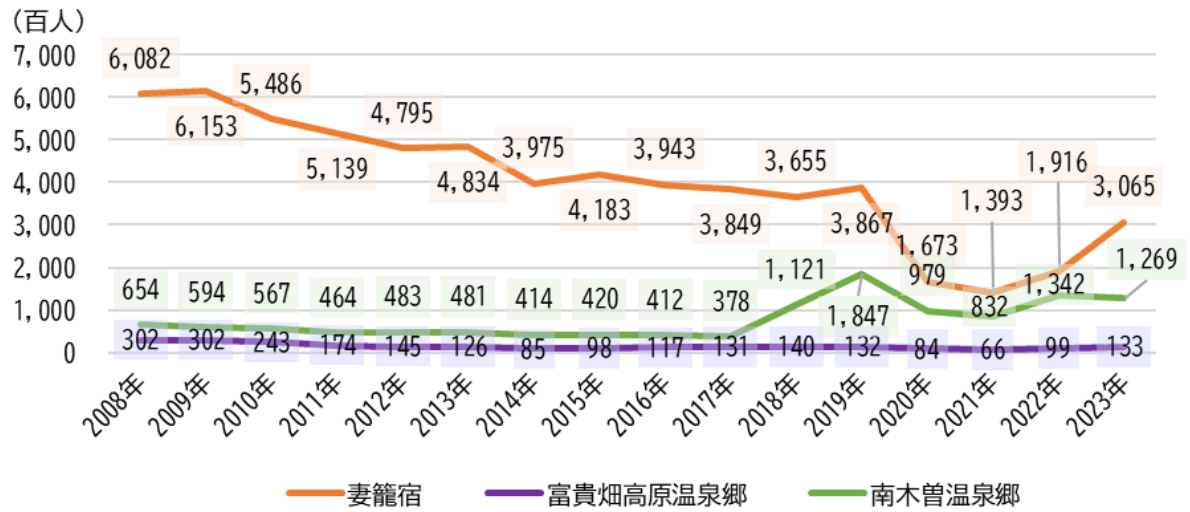
出典：経済センサス活動調査

図表 10 製造品出荷額等と粗付加価値額の推移



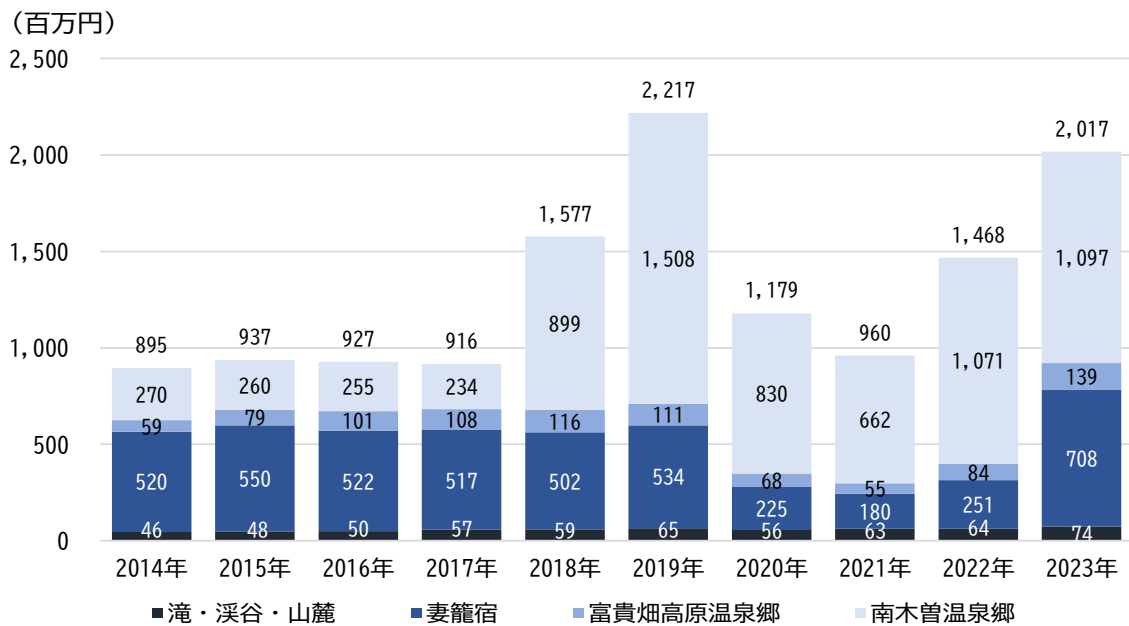
出典：工業統計調査、経済センサス活動調査

図表 11 主な観光地別入込客数の推移



出典：長野県観光地利用者統計調査

図表 12 観光消費額の推移



出典：長野県観光地利用者統計調査

(3) 健康・医療

【現状】

平均寿命は男女ともに延伸を続け、男性83.2歳、女性88.3歳となっています。(図表 13)

市町村が運営する国民健康保険における医療費は減少傾向にありましたが、令和3(2021)年以降再び上昇しています。後期高齢者医療制度については、高齢者人口が減っていることから医療費も減少傾向にあります。(図表 14)

死因に占める生活習慣病の割合は緩やかに減少傾向となっています。(図表 15)

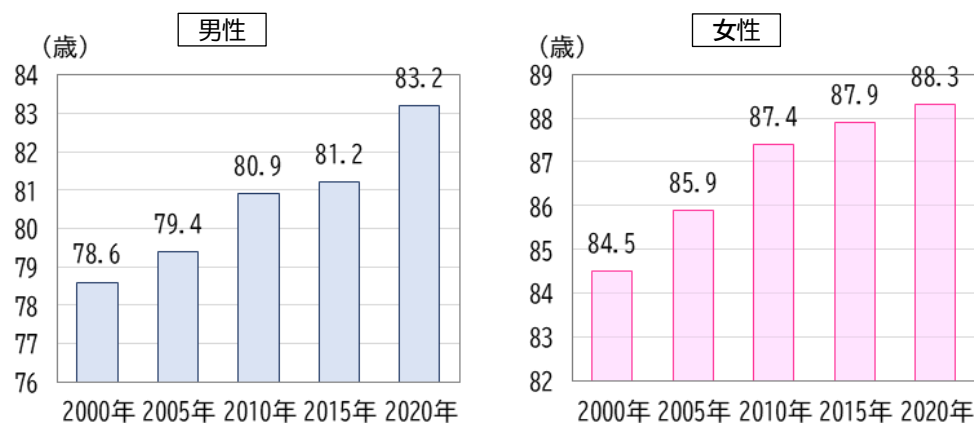
【課題】

高齢化が進むことにより、高齢者に特有の健康問題や医療ニーズが増加することが懸念されます。特に認知症や慢性疾患の増加は医療現場や家族等の負担となっています。

各種健診を継続することで、早期発見、早期治療により町民の健康を守るとともに引き続き医療費の削減に取り組む必要があります。

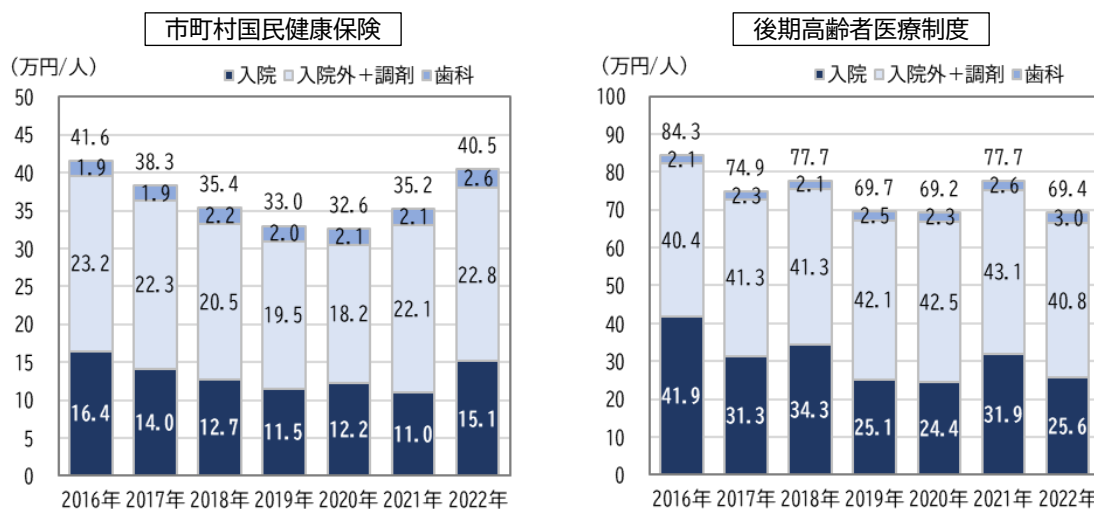
一方、町内や郡内、隣接市町村の医療機関において、後継者不足や機能の縮小などが課題となっています。町民が受診しやすい環境の維持、医療圏域の広域化などの対策が必要です。

図表 13 平均寿命の推移



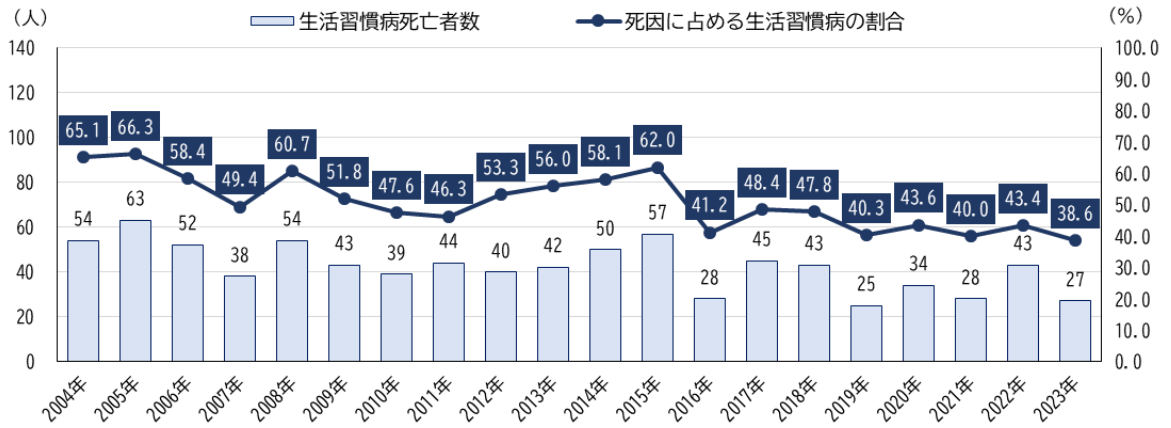
出典：厚生労働省 市区町村別生命表

図表 14 1人当たりの実績医療費の推移



出典：厚生労働省 医療費の地域差分析

図表 15 生活習慣病による死亡者数



出典：厚生労働省 人口動態調査

※生活習慣病は次の合計値：悪性新生物、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患、糖尿病

(4) 高齢者と障がい者

【現状】

高齢者の単身世帯は増加しており、全世帯に占める割合は2割に近づいています。(図表16)

要支援・要介護認定率を木曽郡内で比較すると、当町は18.6%で上松町に次いで2番目に高くなっています。要介護1・2の割合が特に高くなっています。(図表17)

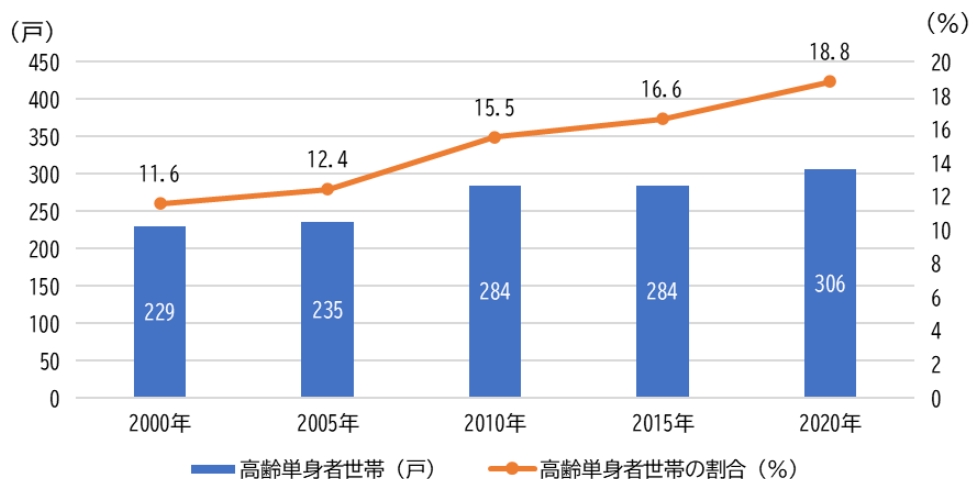
【課題】

高齢者世帯や単身世帯の増により、高齢者が介護を担うことが増えることや、孤立が課題です。身体的や精神的な負担が大きくなるなど、健康状態が悪化する恐れがあります。住み慣れた地域で幸せに生活していくため、地域全体での見守りや介護が適切に受けることができる環境整備が必要です。

高齢化社会では、高齢者の社会参加や生きがいづくりも重要な課題です。今ある活躍できる場の他に、新たな担い手として活躍ができる場や体制づくりが課題です。

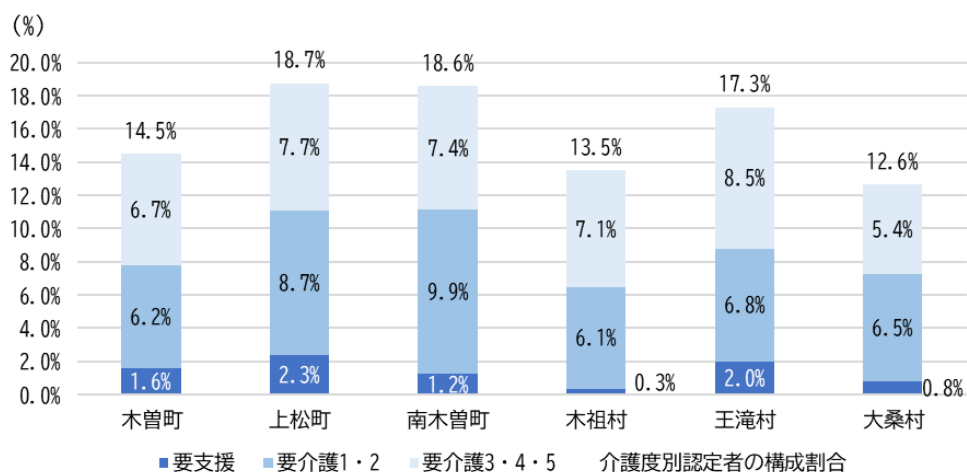
町内に障がいをもつ若者が就労できる場は少ないです。ノーマライゼーションの理念のもと町の一員として自立できる社会環境の整備が必要です。

図表 16 高齢者単身世帯数と全世帯数に占める割合



出典：国勢調査

図表 17 木曽広域連合構成町村の要支援・要介護認定率比較（令和4年9月）



出典：木曽広域連合第9期介護保険事業計画

(5) 子育て・教育

【現状】

合計特殊出生率は、全国水準よりは高いものの、近年低下が続いており、2040年時点で目標としている2.07とは大きな格差がみられます。(図表 18)

小中学校の児童・生徒数をみると、小学児童数の減少が続いています。(図表 19)

蘇南高校の生徒数2018年まで増加傾向にありましたが、近年は減少が続いています。(図表 20)

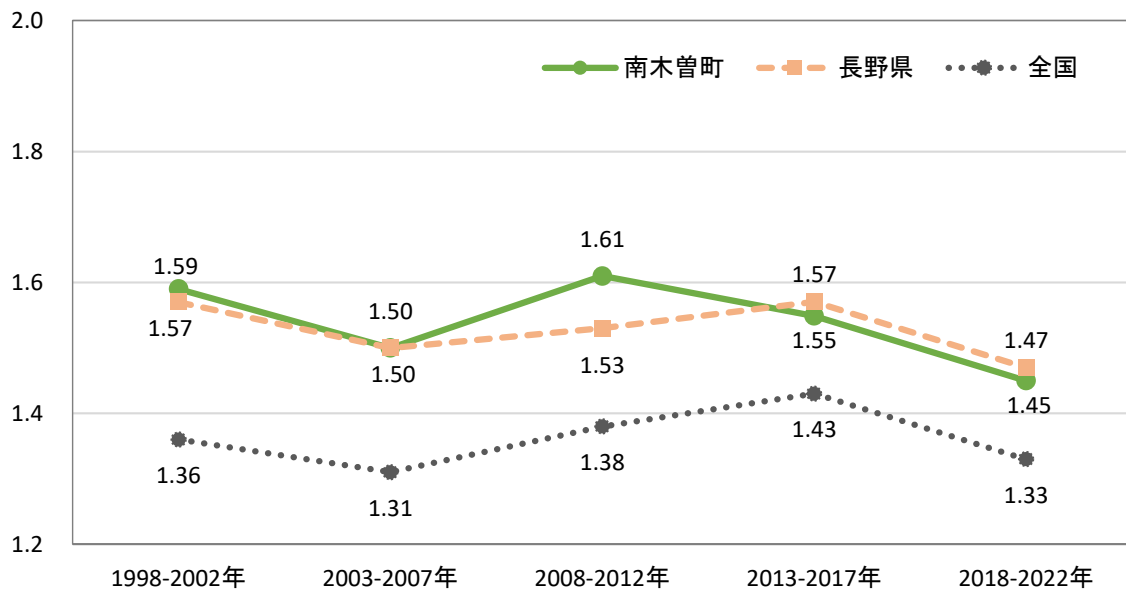
【課題】

少子化が進行する中、さらに出生数が減少することで将来的には町の担い手不足、活力の低下、労働力不足などさまざまな影響が懸念されます。妊娠から出産、その後のケアまで一体的に支援することで、妊婦や家族の不安等を払拭し、出産しやすい環境整備が課題です。

核家族が増える中、子育てへの負担は大きくなっています。通園通学、習い事などの送迎、医療費や学費など、日々身体的や経済的な負担があります。それらの負担を軽減するあらゆる施策の継続・拡充が課題です。子育てがしやすいまち、子どもが安心安全に育つまちづくりが求められます。

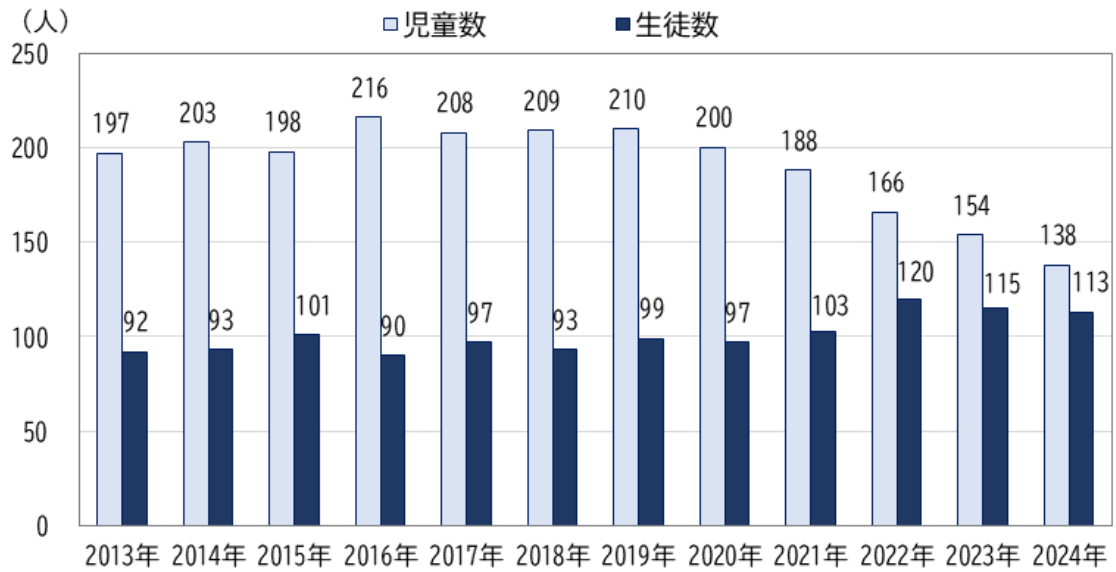
児童・生徒数の減少は、学校行事や、集団生活による多様な価値観を持てる教育環境への影響など、子どもたちの学びの機会の制限、教育の質の低下などの恐れがあります。

図表 18 合計特殊出生率の推移



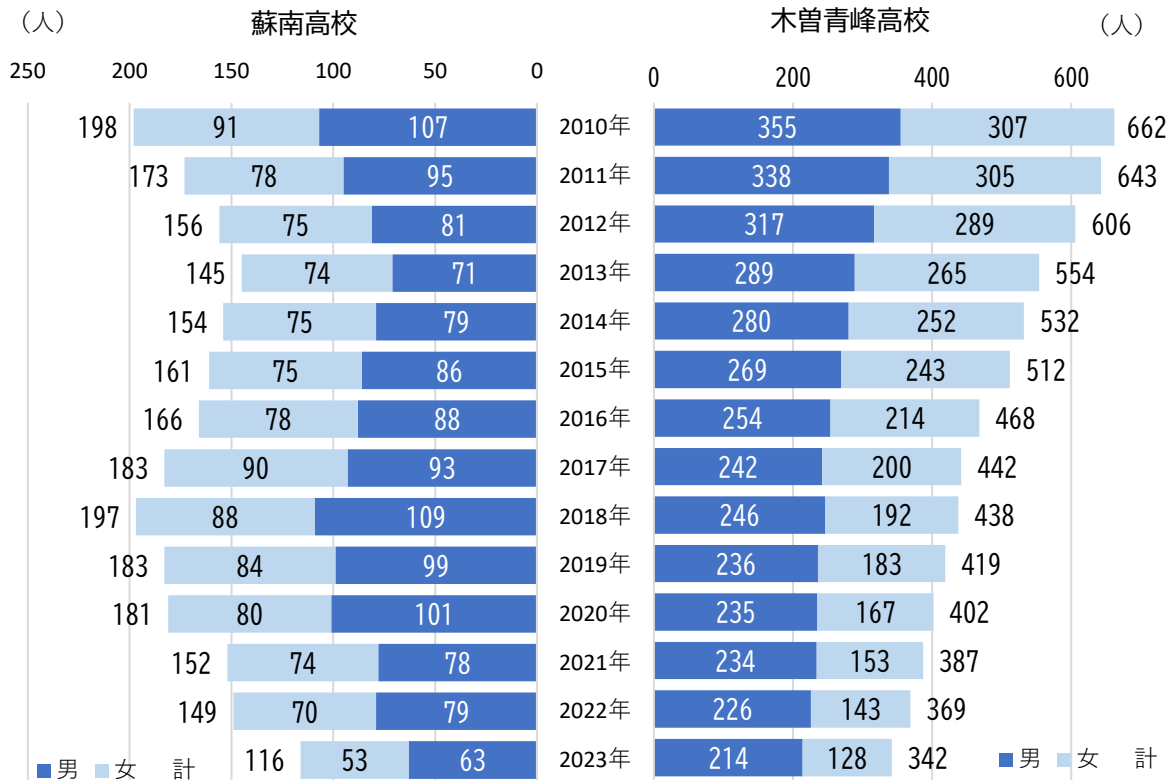
出典：厚生労働省 人口動態統計

図表 19 小中学校の児童・生徒数の推移



出典：文部科学省 学校基本調査、南木曾町の統計資料

図表 20 木曾郡内の高校の生徒数の推移



出典：長野県教育委員会

(6) 地域防災

【現状】

消防団員数は2020年ごろまで維持していましたが、ここ数年は緩やかに減少しています。

(図表 21)

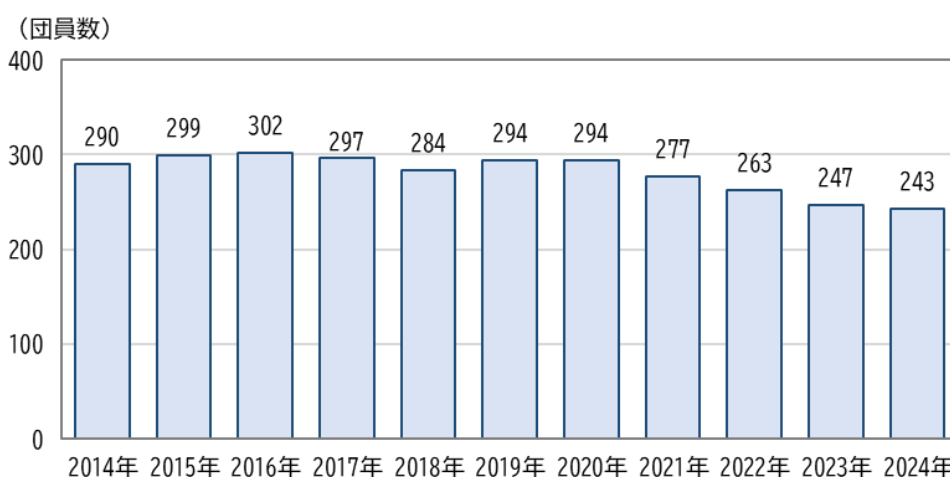
交通事故は2018年まで増加傾向にありましたが、ここ数年は年間5件以下に抑えることができています。(図表 22)

【課題】

消防団は地域密着型の組織であり、団員の減少は、地域防止力の減少となります。近年の異常気象による災害のリスクが高まるなか、土砂災害などは町内各地で多発的に発生しています。有事の際は避難所の開設、災害現場の安全確保などに対応する必要があります。安心安全のまちづくりには地域の防災力を高める必要があるため、団員数の確保や、地域の見守りと助け合いが求められます。

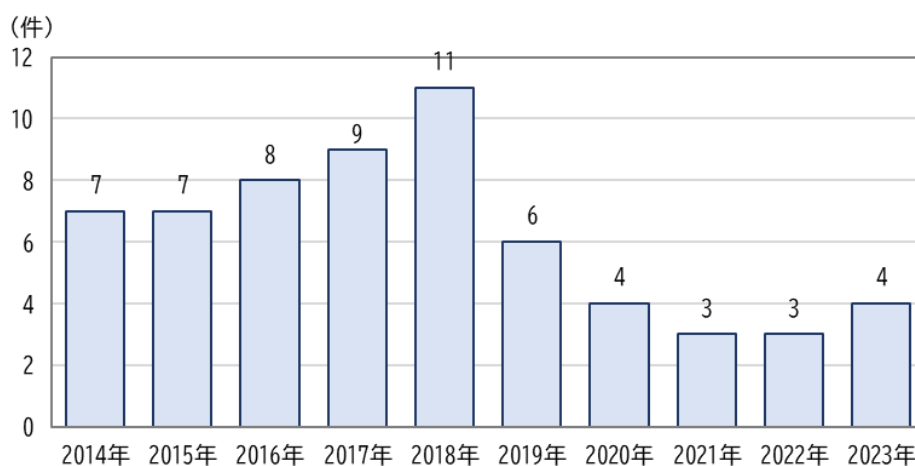
交通安全や犯罪に対しては、引き続き交通安全意識の向上に努めるとともに、関係機関と連携を強化して犯罪と暴力のないまちづくりに取り組む必要があります。

図表 21 消防団員数の推移



出典：南木曾町

図表 22 交通事故発生件数の推移



出典：長野県警察本部交通部 令和5年交通統計

(7) 環境・エネルギー

【現状】

ごみの排出量は横ばいで推移していますが、リサイクル率はここ数年微増傾向にあります。
(図表 23)

再生可能エネルギーの導入容量は令和 5（2023年）以降、水力発電が導入されたことにより、急増しています。(図表 24)

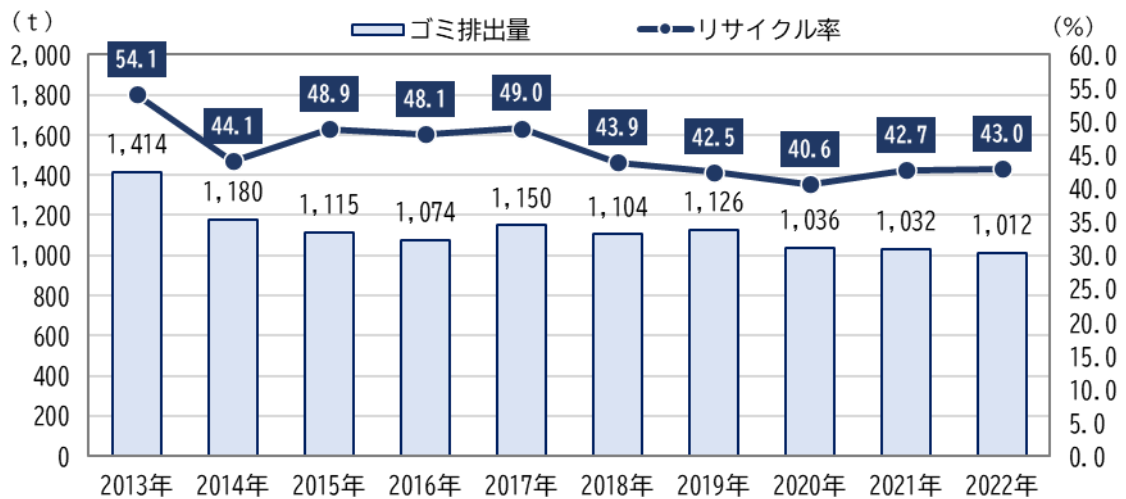
【課題】

地球温暖化が進行するなか、当町においても脱炭素化に向けた取り組みが必要ですが、再生可能エネルギーの導入には地域の理解も必要となります。

ごみの処理は木曽郡全体で取り組んでいますが、処理施設の規模から各町村でごみの減量化を進める必要があります。資源回収は活動人員の減少により個々の負担が増している課題があります。

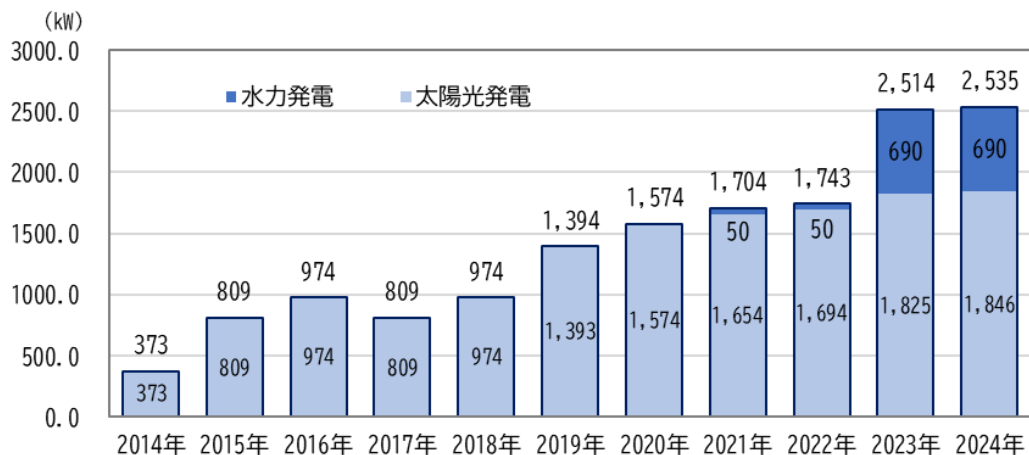
環境美化を進め自然環境や景観の保全に取り組む必要があります。

図表 23 ごみ排出量とリサイクル率の推移



出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査

図表 24 再生可能エネルギー導入容量の推移



出典：経済産業省資源エネルギー庁 固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト

(8) 財政

【現状】

町の税収は横ばいが続き、増加は期待できない状況です。(図表 25)

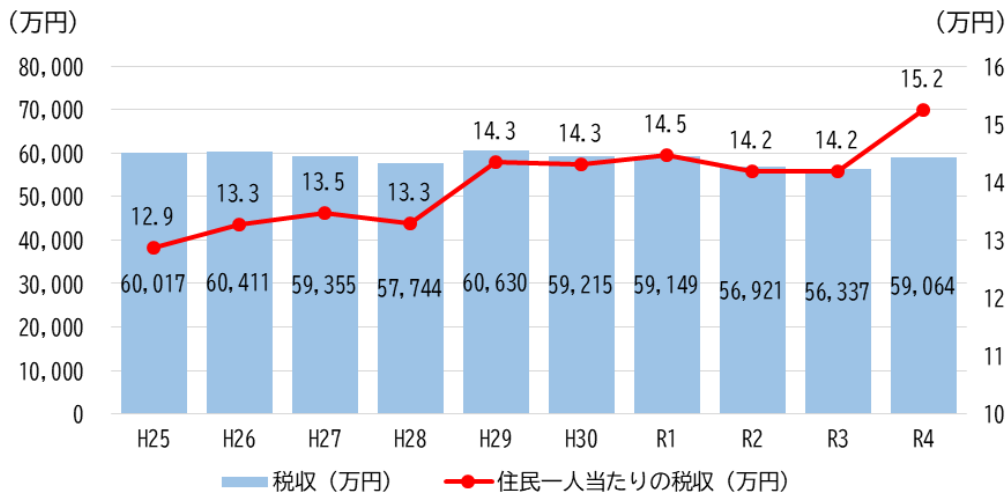
一方、社会福祉のための公的支出である扶助費はここ数年緩やかに増加しています。(図表 26)

一人当たりの地方債残高は徐々に増加していましたが、ここ数年は減少に転じています。(図表 27)

【課題】

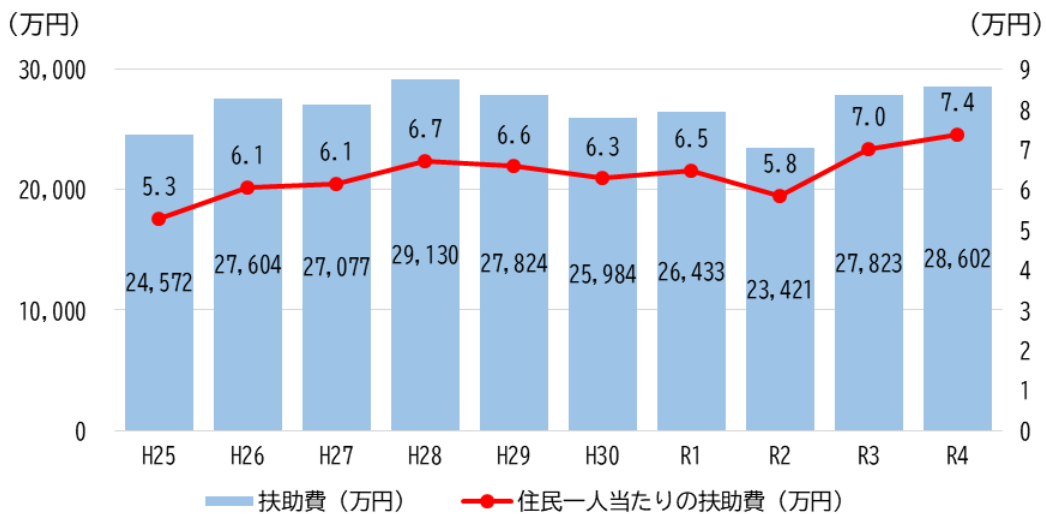
人口減少に伴う交付税収入の減少など、厳しい財政状況が続くなか、限られた原資を有効に活用し多様化・高度化する行財政や住民ニーズへの対応、防災としての強靱化、インフラ整備を進めながら財政の健全化を進めることが課題です。後世に負担をかけない財政運営を引き続き進める必要があります。

図表 25 町の税収の推移



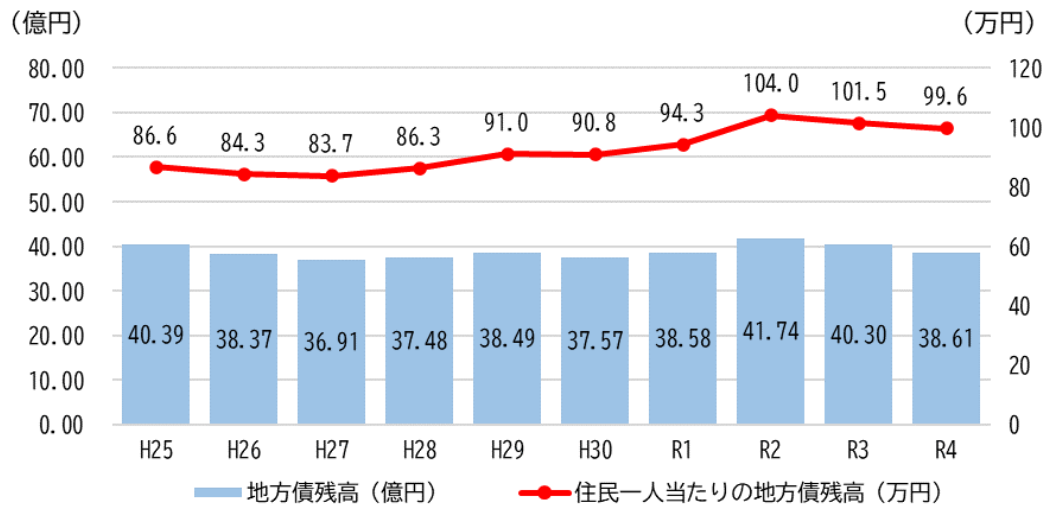
出典：長野県 市町村別財政状況資料集

図表 26 扶助費の推移



出典：長野県 市町村別財政状況資料集

図表 27 地方債残高の推移



出典：長野県 市町村別財政状況資料集

5. 住民アンケートからみる住民意識

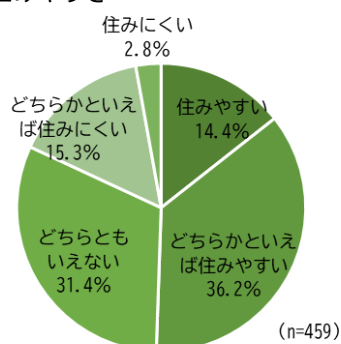
(1) まちづくりの評価

住みやすいと評価している住民は約半数であり、住みにくいと感じている住民も2割近くとなっています。(図表 28) 愛着を感じている住民は7割を占めています。(図表 30) これからもずっと住み続けたい住民は約4割、転出意向がある住民は1割となっています。(図表 31)

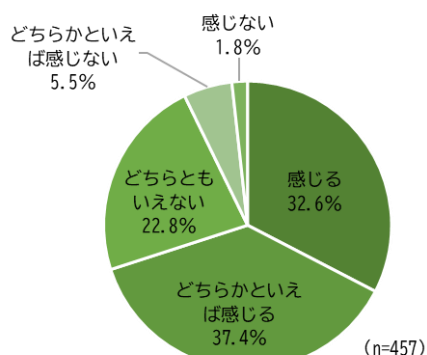
暮らし満足度を10点満点で評価してもらった結果、全体の平均点は5.99点、層別に比較すると、10代と80代以上の高齢層、蘭地区住民、年収の高い層、居住年数10～20年の層、学生、就労していない層（主婦・年金生活者）で平均点が全体より高い傾向がみられました。

逆に全体平均より特に低いのは、「その他の困難を抱えた人やケアが必要な人がいる世帯」となっています。(図表 29)

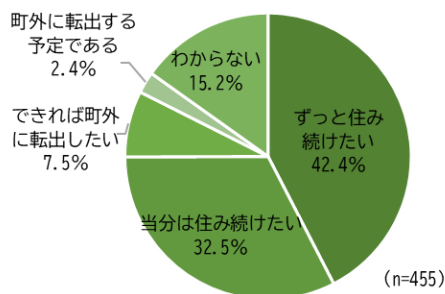
図表 28 住みやすさ



図表 30 愛着度

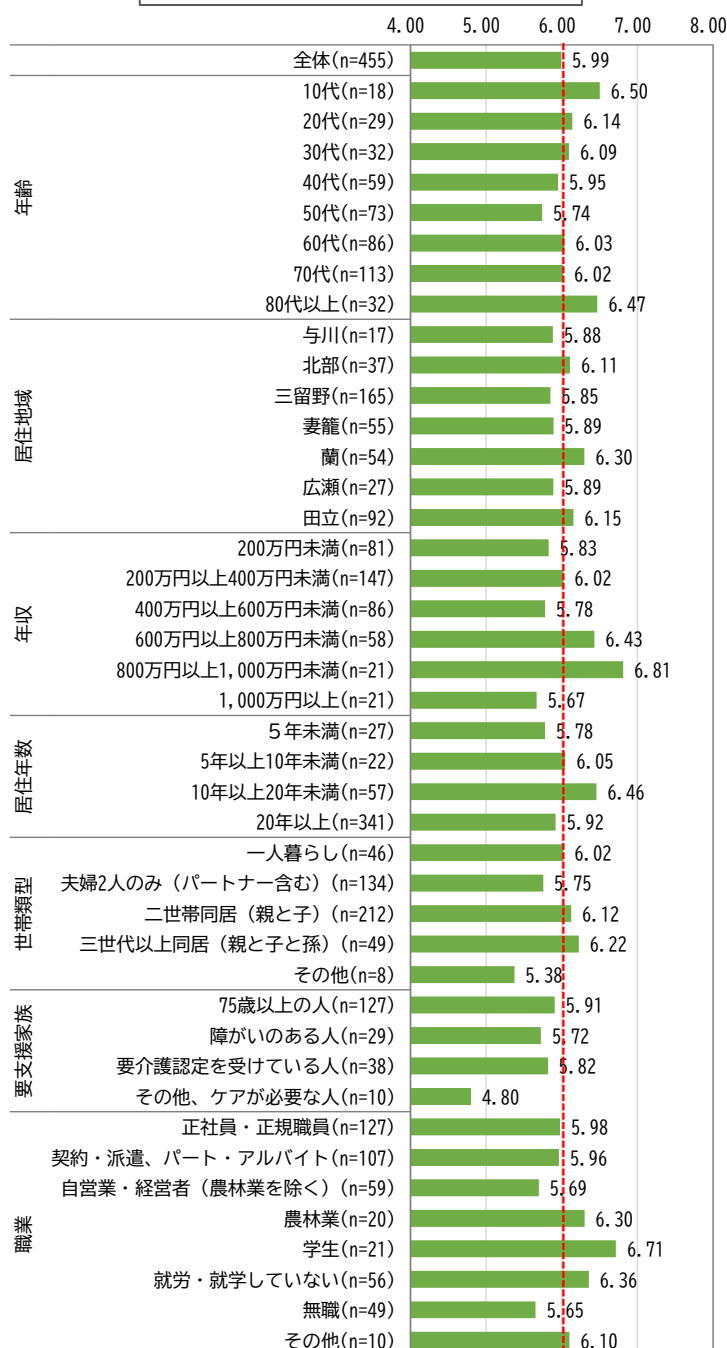


図表 31 定住意向



図表 29 暮らし満足度（平均点）

とても不満足0点～とても満足10点で回答



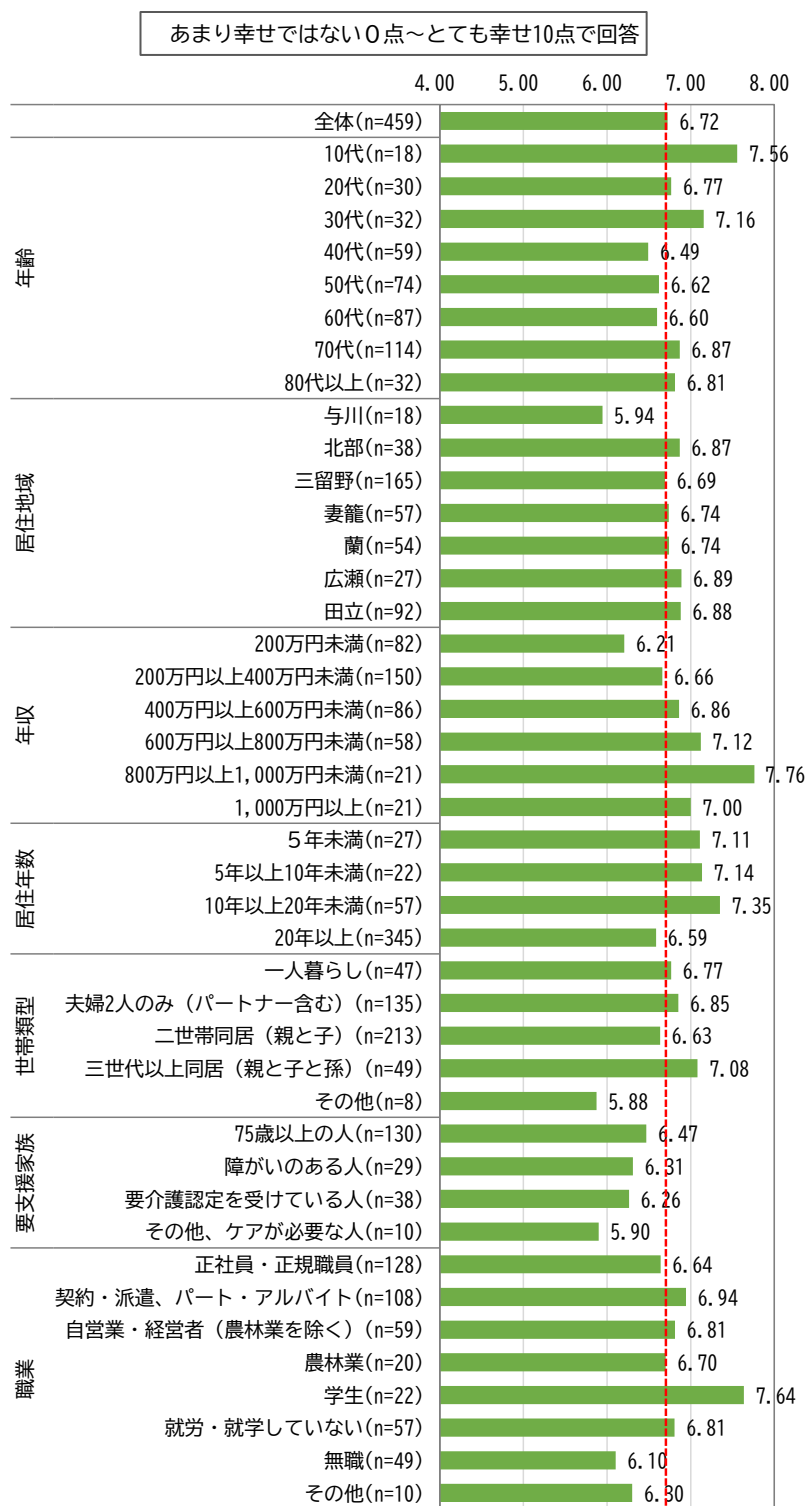
■住民アンケート調査概要

対象：中学3年生以上の1,000人を無作為抽出
 実施時期：令和6年9月
 有効回収数：462人/有効回答率46.2%

(2) 町民の幸福度

現在の幸福度を聞いたところ、全体平均は6.72点となっています。(R6全国調査6.49点) 層別に比較すると、10代と30代、年収の高い層、学生などで全体よりかなり高い傾向がみられます。一方で、低いと実感しているのは、与川地区、低収入層、「その他の困難を抱えた人やケアが必要な人がいる世帯」、無職などとなっています。(図表 32)

図表 32 現在の幸福度 (平均点)



6. 第10次総合計画の評価

第10次総合計画で設定した指標の最新値の状況をまとめたものです。評価可能な70項目のうち、すでに目標を達成している指標が38.6%、ほぼ達成できている指標（達成率90%以上）が14.3%となっています。未達成のうち9項目が達成率50%未満となっています。（図表 33）

図表 33 指標の達成状況

評価	進捗率	指標数	割合
達成	100%以上	27	38.6%
ほぼ達成	90%以上	10	14.3%
未達成	50～90%未満	24	34.3%
	50%未満	9	12.9%

施策項目	指標	基準値 (H29)	最新値 (R5)	目標 (R6)	達成状況
道路体系の整備	道路改良率	58.9%	60.5%	61.0%	ほぼ達成
公共交通機関の充実	年間バス利用者数（人）	55,408	75,635	24,000	達成
上水道の整備	簡易水道普及率	88.5%	89.0%	90.1%	ほぼ達成
下水道の整備	水洗化率	78.9%	83.2%	82.4%	達成
環境衛生の向上	可燃・不燃ごみ 回収量	100.0%	99.0%	90.0%	達成
	リサイクル 回収量	100.0%	76.0%	110.0%	未達成
地球温暖化対策の推進	庁舎節電量	100.0%	103.0%	90.0%	未達成
住宅対策の推進	建設住宅数（戸）	6	0	18	未達成
	除却戸数（戸）	17	1	10	未達成
	住宅戸数（教員住宅を除く）（戸）	150	155	156	ほぼ達成
	耐震戸数（戸）	86	133	110	達成
	宅地造成区画数	0	0	5	未達成
	空き家活用による定住世帯数（戸）	3	4	5	未達成
情報通信網の整備	オプション契約数（件）	617	655	640	達成
安全な消費生活の確保	悪質商法に関する相談（件）	8	1	現在より減少	達成
防災対策の推進	防災訓練実施回数（回/年）	1	1	1	達成
	備蓄施設数（箇所）	18	18	20	ほぼ達成
	消防団協力事業所数	7	7	10	未達成
消防対策の推進	団員数（人）	302	247	290	未達成
	防火水槽数（箇所）	158	161	160	達成
	火災発生件数（件）	3	2	現在より減少	達成
防犯対策の推進	犯罪発生件数（件）	6	11	現在より減少	未達成
交通安全対策の推進	交通死亡事故発生件数（件）	1	0	現在より減少	達成
	シートベルト着用率	100.0%	100.0%	100.0%	達成
	カーブミラー新規設置数（箇所）	2	1	5	未達成
国土調査の推進	調査累計面積（山林）（km ² ）	4	6	6	達成

施策項目	指標	基準値 (H29)	最新値 (R5)	目標 (R6)	達成状況
農業の振興	優良農地の確保 (ha)	293	275	279	ほぼ達成
	有害鳥獣による被害額 (千円)	7,160	476	2,000	達成
	認定農業者数 (人)	8	8	9	未達成
	「初恋」売上額 (千円)	9,800	5,720	7,000	未達成
	1戸当り経営規模 (a)	62	74	70	達成
林業の振興	間伐実施面積 (ha/年)	50	18	50	未達成
水産業の振興	生産量 (kg)	3,700	8,000	3,000	達成
	出荷額 (千円)	8,000	18,300	6,700	達成
商業の振興	地域商品券の利用実績 (万円)	685	454	1,000	未達成
	事業者数 (事業者)	81	43	85	未達成
工業の振興	製造品出荷額 (万円)	689,000	統計未公表	689,000	-
	新規就業者数 (人)	18	16	18	未達成
	誘致企業数 (社)	0	0	1	未達成
観光の振興	観光客数 (千人)	479	482	479	達成
地域高等学校への期待と支援	地元中学校の蘇南高等学校進学率	42.9%	40.6%	60.0%	未達成
高齢者福祉の充実	介護予防サポーター数 (人)	181	495	380	達成
	認知症サポーター数 (人)	372	1,143	1,000	達成
	なぎそ・おたすけ隊協力会員数 (人)	64	109	150	未達成
	認知症カフェ設置数 (箇所)	1	5	7	未達成
障がい者福祉の充実	施設入所者数 (人)	14	11	12	ほぼ達成
	地域生活移行者数 (人)	1	0	0	未達成
	一般就労移行者数 (人)	1	0	1	未達成
	障害者グループホーム施設数 (箇所)	1	1	1	達成
生涯健康づくりの推進	さわやか健診受診率 (20歳～39歳)	25.1%	21.3%	30.0%	未達成
	いきいき健診受診率 (75歳～)	11.6%	12.2%	30.0%	未達成
	国保特定健診受診率	61.1%	67.6%	70.0%	ほぼ達成
	胃がん検診受診率 (町対象者)	9.8%	8.6%	20.0%	未達成
	大腸がん検診受診率 (町対象者)	20.8%	23.7%	30.0%	未達成
	乳がん検診受診率 (町対象者)	20.7%	26.0%	30.0%	未達成
	子宮がん検診受診率 (町対象者)	15.6%	18.6%	20.0%	ほぼ達成
生きがいと健康のスポーツ振興	なぎそチャレンジクラブ会員数 (人)	632	499	500	ほぼ達成
文化財の保存と活用	国文化財等指定数 (箇所)	7	7	7	達成
	県文化財等指定数 (箇所)	7	8	8	達成
	町文化財等指定数 (箇所)	50	51	50	達成
協働で行うまちづくり	NPO法人数 (法人)	2	3	3	達成
	地域おこし協力隊員数 (人)	5	7	6	達成
	地域づくり・元気支援実績団体数	10	7	10	未達成
	地域づくり・元気支援実績金額 (千円)	8,625	12,912	7,000	達成
	HPからの問い合わせ数 (件)	54	124	150	未達成
男女共同参画社会の形成	行政機関等への女性登用率	21.2%	15.0%	31.5%	未達成
	地域組織における女性の割合	28.7%	33.9%	38.3%	未達成
計画的な行財政運営	公債費 (億円)	59	53	61	未達成
	実質公債費比率	6.9%	8.9%	11.2%	未達成
住民ニーズに対応できる 健全な組織の構築運営	職員数 (人)	84	91	93	ほぼ達成
	指定管理者による施設数	9	9	9	達成

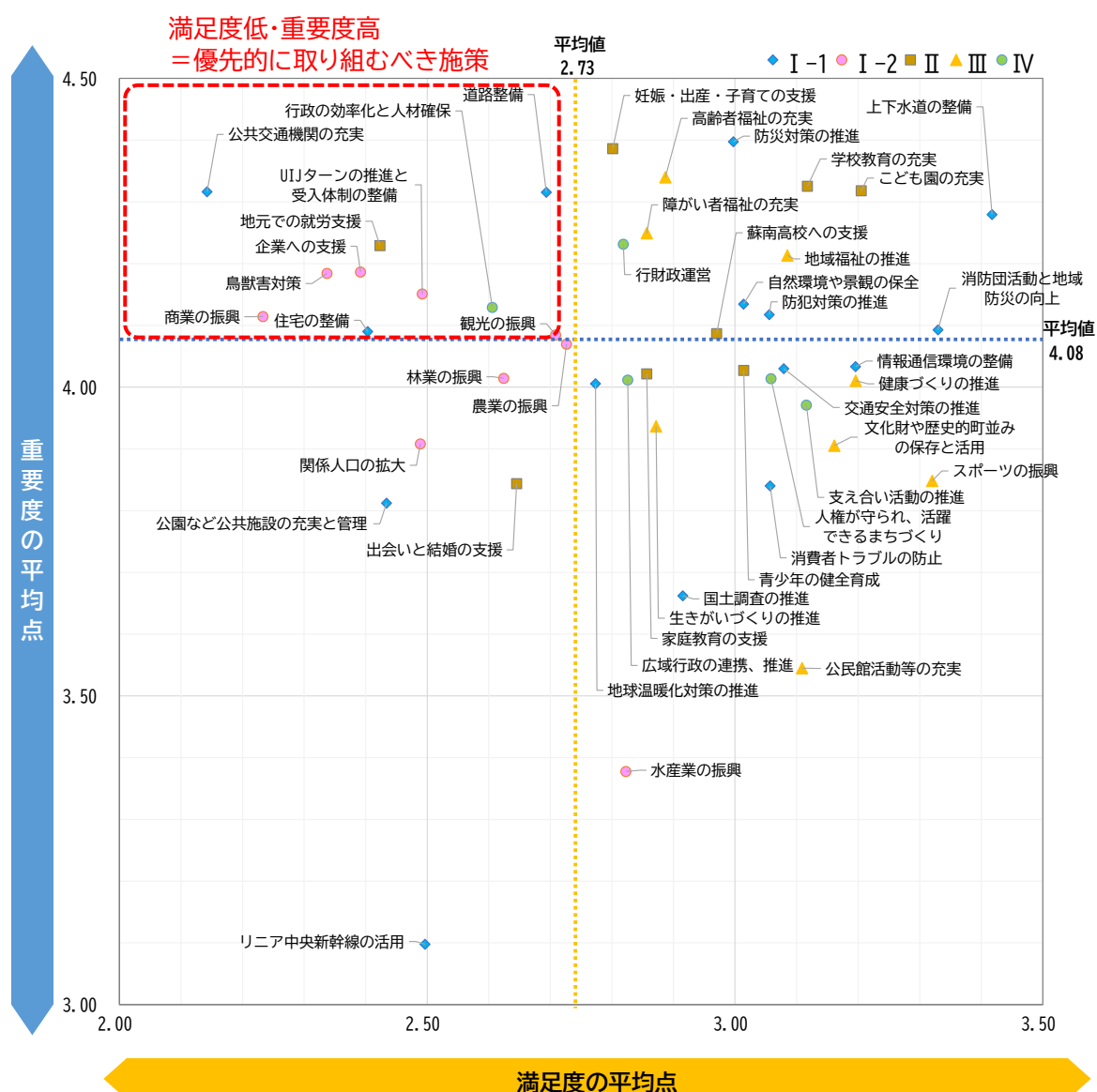
7. 重点的に取り組むべき施策

住民アンケートから町の主な施策に対する住民満足度と重要度の関係をみたものです。
(図表 34)

満足度が平均より低く、重要度が平均より高い施策が、南木曽をもっと元気にするため、優先的に取り組むべき施策と考えられます。

公共交通機関の充実、道路整備、地元での就労支援、企業への支援、鳥獣害対策、UIJターンの推進と受入体制の整備、行政の効率化と人材確保、商業の振興、住宅の整備、観光の振興が優先的に取り組むべき施策といえます。また、多くの施策が町民や移住希望者等へ伝わる取り組みをします。

図表 34 満足度と重要度の関係



満足度：満足～不満の5段階を5～1点で得点化し、平均点を計算

重要度：重要～重要ではないの5段階を5～1点で得点化し、平均点を計算

【政策分野】政策分野Ⅰ-1 快適な社会基盤のあるまちづくり

政策分野Ⅰ-2 元気とうるおいのあるまちづくり

政策分野Ⅱ 元気に育てなぎそっ子～子ども・保護者・若者を応援する環境づくり

政策分野Ⅲ 健康で元気なハッピーライフ～人生を豊かにする健康・スポーツ・文化のまちづくり

政策分野Ⅳ みんなが元気で主役のまちづくり～協働でつくる健全財政のまちづくり



なぎそねこキャラクター
ぽかにゃん

第2章 前期基本計画

1. 前期基本計画の考え方

全国的な人口減少や予測不能な環境変化、多様な価値観や生活スタイル、生活に密着するデジタル社会の到来など、あらゆる環境の変化が続いています。南木曽町においても10代後半から20代前半にかけての転出超過や20代から30代の未婚率の状況などから、若い世代の人口減少が進んでいることがわかります。将来を担う人材の減少により、働く場の減少、農地の荒廃化、景観の悪化、地域の担い手不足による地域コミュニティの弱体化など、これまで維持されてきた伝統や文化、景観、人の絆など、中山間地の多面的な機能の存続が危ぶまれています。

町では、第10次南木曽町総合計画に基づくまちづくりや、地方創生総合戦略による人口減少対策を展開してきました。生活基盤の整備、切れ目ない子育て支援、医療・福祉環境の充実などにより、基本理念である「南木曽を元気に」を目指してきました。また、空き家の活用や若者世代への経済的支援などにより移住定住を推進してきました。しかしながら人口の実績は、次項で示すとおり国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の人口推計を上回ったものの、目標とした人口には達しませんでした。

これらの状況から、継続的に取り組んでいく施策のほか、とりわけ若い世代の人口減少を抑制する施策が重要です。人口減少に対応する施策を進めるなかで、子ども達が心豊かに育ち、南木曽で育った子どもたちが町を離れても将来戻りたくなるまち、若い世代が定住するまちづくりにより、若い世代の移住・定住をめざします。また、高齢化と人口減少により、コミュニティの維持が年々難しくなっています。生涯にわたり町民が幸せに暮らせるよう、皆で助け合う地域づくりと、安全安心で幸せに暮らせるまちづくりが求められます。

前期基本計画では、基本構想で示した基本理念である「南木曽をもっと元気に～住んでよかった、暮らしてよかった、住むなら南木曽町」を実現するため、各分野で必要な施策の取り組み方針、数値目標など具体的な内容を示します。

基本構想で描く10年後の姿に向けて、1学年の人数規模の増や町民幸福度の上昇を達成するため、第10次南木曽町総合計画の施策を踏襲し、継続性をもつなかで、より効果が上がる施策の展開を再考するほか、新たな施策の導入を検討し実施するとともに、実効性のあるKPI（重要業績評価指標）の進捗管理により計画を進めていきます。また、これらの指標の確認や施策の実績などをPDCAサイクルに則って、各施策を評価・検証し、後期基本計画に繋げていきます。

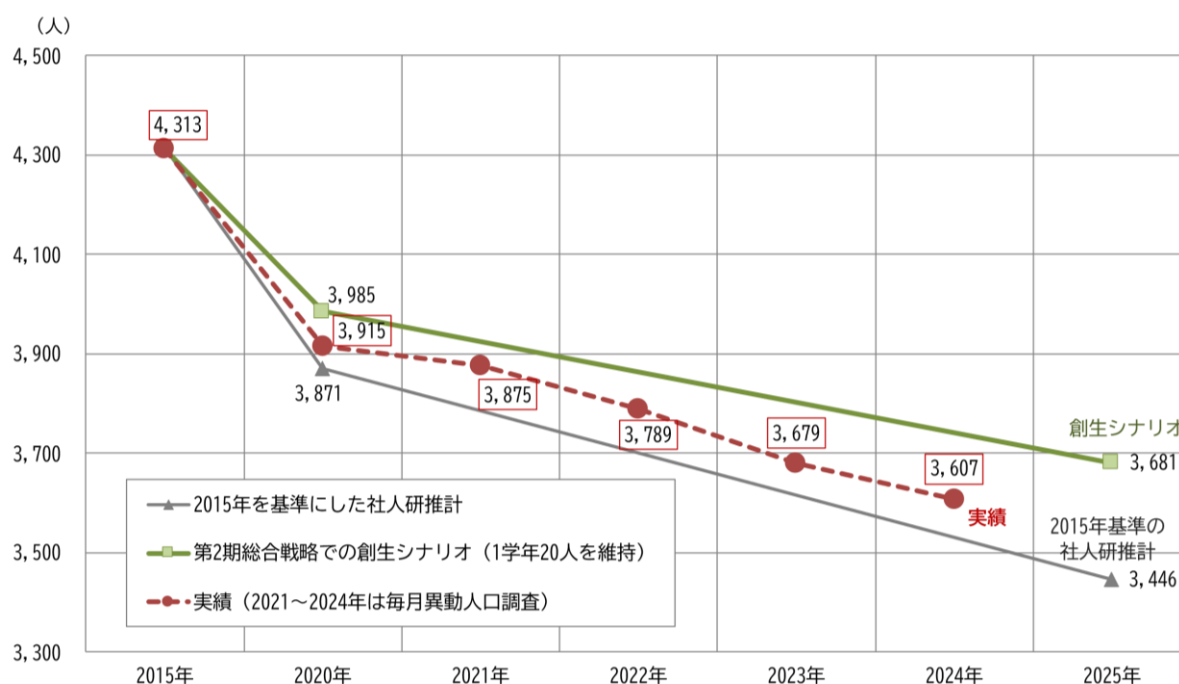
2. 人口の目標

(1) 人口の実績

町では「南木曽町地方創生総合戦略（第1期・第2期）」を策定し、社人研の推計を上回る創生シナリオ（2060年に5～14歳人口1学年20人維持できる人口）を目指してきました。

第2期総合戦略の計画期間（2020～2024年）における実績人口は、創生シナリオを下回ったものの、社人研推計（2015年基準推計）を上回って推移しています。新型コロナウイルスの感染拡大による様々な社会活動の停滞や環境変化を経験したことを踏まえると、実績が社人研推計を上回ったことは一定の成果といえます。

図1 2015年を基準とした推計人口の実績人口の比較



(2) 目標人口

2024年までの実績人口が社人研推計を上回っていることから、引き続きこれまでの創生シナリオ「2060年に5～14歳人口1学年20人を維持できる人口」にチャレンジします。

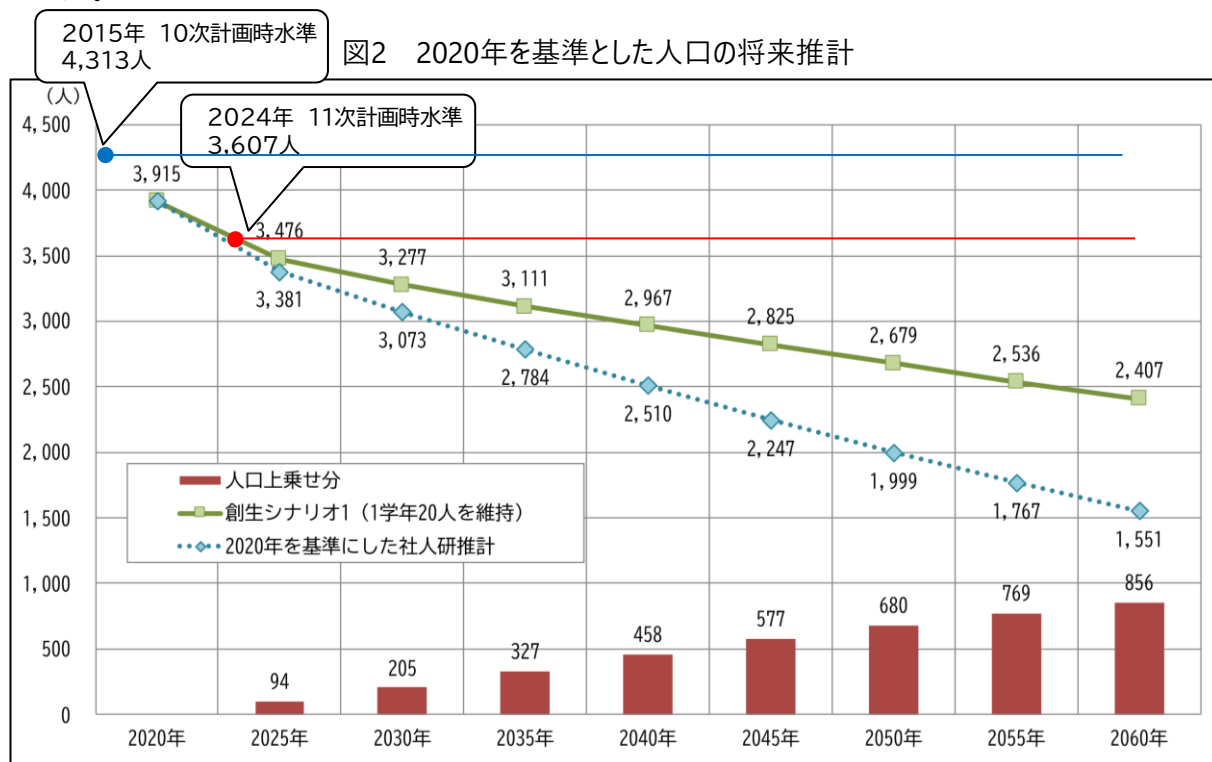
最新の社人研推計（2020年基準）では、町の人口は2040年に2,510人、2060年に1,551人になると推計されています。この社人研推計に準拠し、上記の人口を維持するための合計特殊出生率の上昇と子育て世代の移住による上乗せを目指した独自推計を行いました。

町独自の創生シナリオでは、2040年時点の合計特殊出生率を2.07に上昇させ、また、子育て世代とその子ども世代の純移動率を社人研推計より0.13ポイント増とし、2060年の人口を2,407人と推計しました。前期基本計画の期間と重なる2026年～2030年の5年間で、約200人の人口上乗せを目指します。

	2060年の人口	2040年の 合計特殊出生率（注1）	2035年→2040年の 子育て世代の純移動率（注2）
社人研推計 （2020年基準）	1,551人 （5～14歳各学年 平均7.3人）	1.50	男性平均：0.021（2.1%増） 女性平均：-0.075（7.5%減） 子ども平均：0.025（2.5%増）
創生シナリオを 目指した独自推計	2,407人 （5～14歳各学年 20人を維持）	2.07 （人口置換水準）	男性平均：0.151（15.1%増） 女性平均：0.055（5.5%増） 子ども平均：0.155（15.5%増）

注1：国では「まち・ひと・しごと創生 長期ビジョン」において、2040年時点での合計特殊出生率が、人口が長期的に増減しない水準（人口置換水準）である2.07に上昇した将来ビジョンを示している。これを踏まえ、当町の「創生シナリオ」においても、2040年時点での合計特殊出生率が社人研推計の1.50から2.07に上昇することを仮定して独自推計を行った。

注2：さらに、子育て世代の移住促進による人口増を目指し、男性「20～24歳→25～29歳」～「35～39歳→40～44歳」及び女性「15～19歳→20～24歳」～「30～34歳→35～39歳」を「子育て世代」と捉え、またその子どもが「0～4歳→5～9歳」であると仮定して、それらの純移動率を社人研推計より0.13ポイント向上させることで一学年20人維持を実現するシナリオとした。



3. まちづくりの基本目標

前期計画を通して実現するまちづくりの基本目標の考え方を以下に示します。

基本目標		目標の考え方
1	元気のもととなる社会基盤のあるまちづくり	定住につながる基盤整備を進めます。住む環境、交通の環境、安全安心な生活環境、豊かな自然や景観が守られる環境を整備するほか、DXの推進等による生活基盤の利便性向上を図り、誰もが住みよいまちづくりを目指します。
2	元気とうるおいのあるまちづくり	定住するためには働く環境が必要です。地域産業や農林水産業の活性化につながるよう人材の確保や事業承継、創業支援、地域資源や文化財、インバウンドを活かした取り組みにより、働く場の確保、地域経済が活性化するまちづくりを目指します。
3	元気に育てなぎそっ子	若者や子育て世代の負担を軽減する取り組みや支援の継続、居場所づくり、自然環境を活かした保育・教育により、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、子育て世代の移住定住、年少人口の増化を図るとともに、ふるさと学習・体験や交流の推進などにより、ふるさとに愛着をもち、将来子どもたちが戻ってきたいと思うまちづくりを目指します。
4	健康で元気なハッピーライフ	地域での助け合いや、様々な健康づくりの推進による健康長寿の延伸を図り、一人ひとりが健康で幸せを実感できる生活を大切にしていきます。 町内外の医療機関及び福祉機関等と連携し、医療・福祉の供給体制の安定化を図り、安心して住めるまちづくりを目指します。
5	みんなが元気で主役のまちづくり	住民と行政が同じ方向を向き、協働のまちづくりを進めるため、町民や様々な団体、事業者等と連携するとともに、地域で培われたつながりを大切にし、誰もが参画・活躍できるまちづくりを目指します。 計画的な行財政運営や共同化を進める広域行政、人材確保やDXの推進等により、効率的で健全なまちづくりを目指します。

4. 施策の全体像

基本目標		基本施策	
1	元気のもととなる社会基盤のあるまちづくり	1-1	道路・河川の整備
		1-2	公共交通の維持
		1-3	リニア中央新幹線の対応
		1-4	上下水道の整備
		1-5	自然・景観・環境の保全
		1-6	住宅整備や土地活用の推進
		1-7	公園の整備・活用
		1-8	ICT化・DXの推進
		1-9	消費生活の確保
		1-10	消防・防災対策の推進
		1-11	防犯・交通安全対策の推進
2	元気とうるおいのあるまちづくり	2-1	農林水産業の振興
		2-2	商工業や観光の振興
		2-3	起業・創業支援の推進
		2-4	空き家を活用した移住・定住の促進
		2-5	交流活動の推進
		2-6	妻籠宿・文化財の保存と活用
3	元気に育てなぎそっ子	3-1	子育て支援の充実
		3-2	学校教育の充実
		3-3	地域高校への支援
		3-4	若者への支援とUIJターンの推進
4	健康で元気なハッピーライフ	4-1	地域福祉の推進
		4-2	地域医療の充実
		4-3	高齢者福祉の充実
		4-4	障がい者福祉の充実
		4-5	生涯学習・スポーツの振興
		4-6	健康づくりの推進
5	みんなが元気で主役のまちづくり	5-1	協働のまちづくりの推進
		5-2	人権施策の推進
		5-3	事務事業の効率化や広域行政の推進
		5-4	計画的な行財政運営
		5-5	公共施設の管理

5. 基本目標ごとの数値目標

基本目標ごとの指標を以下のとおり設定し、住民アンケートによる現状値を示します。

5年ごとに住民アンケートを行い、現状値の上昇を目標とします。

基本目標		指標名	現状値 (R6)
1	元気のもととなる社会基盤のあるまちづくり	「住みやすい」と回答した住民の割合	50.6%
		暮らし満足度の平均点	5.99 点
		「公共交通機関の充実」に対する住民満足度	10.0%
2	元気とうるおいのあるまちづくり	「これからも住み続けたい」と回答した住民の割合	74.9%
		「日常の買い物にまったく不便がない」と回答した住民の割合	21.4%
		「新たなことに挑戦・成長するための機会がある」と回答した住民の割合	9.5%
3	元気に育てなぎそっ子	「南木曽町に愛着を感じる」と回答した子ども・若者の割合 (10～30 代)	68.4%
		「子どもたちがいきいきと暮らせる」と回答した住民の割合	37.2%
		「若者が活躍しやすい雰囲気がある」と回答した住民の割合	15.5%
4	健康で元気なハッピーライフ	「地域医療の充実」に対する住民満足度	8.0%
		「困った時に相談できる人が身近にいる」と回答した住民の割合	39.6%
		「介護・福祉施設のサービスが受けやすい」と回答した住民の割合	51.6%
5	みんなが元気で主役のまちづくり	行政に関する必要な情報が入手できている住民の割合	67.5%
		「町の施策や事業に関して住民参加の機会があれば参画してみたい」と回答した住民の割合	30.9%
		「地域活動への住民参加が盛んである」と回答した住民の割合	43.3%

6. 施策の内容

基本目標1：元気のもととなる社会基盤のあるまちづくり

定住につながる基盤整備を進めます。住む環境、交通の環境、安全安心な生活環境、豊かな自然や景観が守られる環境を整備するほか、D Xの推進等による生活基盤の利便性向上を図り、誰もが住みよいまちづくりを目指します。

※下表では基本目施策ごとに対応するSDGs（持続可能な開発目標）³の目標をアイコンで記載しています。SDGsの各目標については巻末の付属資料を参照（P.125）

	基本施策	SDGs の目標との対応
1-1	道路・河川の整備	    
1-2	公共交通の維持	  
1-3	リニア中央新幹線の対応	  
1-4	上下水道の整備	     
1-5	自然・景観・環境の保全	      
1-6	住宅整備や土地活用の推進	    
1-7	公園の整備・活用	   
1-8	ICT化・DXの推進	  
1-9	消費生活の確保	      
1-10	消防・防災対策の推進	   
1-11	防犯・交通安全対策の推進	   

³ SDGs（Sustainable Development Goals）は2015年に国連が採択した「2030年までに世界をより良くするための17の目標」のこと。環境問題、貧困、経済成長など、地球全体が直面している課題を解決し、「誰一人取り残さない」を合言葉に、全ての人が豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す国際目標です。

基本施策1-1：道路・河川の整備

【施策の考え方】

住民生活を守るうえで、道路はもっとも大切なインフラです。木曽路が日本遺産の認定を受けたことや、リニア中央新幹線の整備に対応した道路整備など、様々な要因による交通量の増加が見込まれるため、安全で円滑な運行が確保できるよう国道・県道・町道の計画的な整備を図り、道路交通体系の確立を目指します。また、町道の安全を確保するため、計画的な維持補修を行い、災害時における避難・輸送のための道路網を整備します。

河川については、町民の安全安心を確保するための砂防事業、木曽川の洪水対策、町管理の河川の浚渫を進めます。

【現状と課題】

国道19号は、最も重要な幹線道路であると同時に、生活道路として重要な路線であり、観光シーズンの渋滞や交通事故による長時間の通行止めは、住民の生活に支障を来しています。渋滞の解消、交通事故発生時・災害時の代替路線の確保が大きな課題であり、木曽川右岸道路の全線開通へ向けた整備促進が望まれています。妻籠・蘭広瀬地区と昼神・飯田地区を結ぶ国道256号は、観光道路、広域幹線道路、地域産業道路としての機能の向上と、安全施設の整備が求められています。主要地方道中津川田立線は、田立地区の生活道路であるだけでなく、文化的、経済的に結びつきが強い中津川市に繋がる重要な道路であるとともに、リニア中央新幹線中間駅へのアクセス道路としての整備促進が望まれています。中津川南木曽線は、妻籠宿と馬籠宿を結ぶ観光道路ですが、木曽地域が日本遺産に認定されたことや、中央道神坂スマートインターチェンジの設置により交通量の増加が見込まれることから、道路の拡幅整備が望まれます。町道については、日常生活に密着した1級・2級町道を中心に新設・改良を進めていますが、地形的条件等により建設費が増大していることや、橋梁や舗装などの維持補修経費も増大し、町道の安全を確保するための整備が進まないのが現状です。また、災害時における避難・輸送の円滑な道路網を整備することも課題となっています。

河川については、土石流危険渓流が数多く存在し、木曽川は増水時に洪水等の危険があるため、今後も災害予防対策を積極的に進める必要があります。また、町管理の河川においては、地区住民による河畔林等の整備も高齢化等により進まない状況となっています。

【取組の方針】

国・県に対し、国道19号の防災事業（雨量規制解除）・交差点改良などの促進、国道256号の改良事業の促進、主要地方道・県道の整備促進を要請するとともに、国道19号の代替機能を持つ木曽川右岸道路の整備を促進します。

加えて、令和16年以降に開業が想定されるリニア中央新幹線整備事業の中で、国道256号の工事用道路としての利用や、開業後についても町内の各種道路が長野県駅（仮称）、岐阜県駅（仮称）双方へのアクセス道路として利用されることによる交通量の増加が見込まれることから、より一層の整備促進を国、県に働きかけます。

生活道路（町道）については、国土強靱化計画等に基づき機能的、快適な道路体系の整備を行い、地域住民の安全と安心を確保します。

河川については、治山・治水・砂防等の事業を国、県へ強く要望し、土砂災害を未然に防ぐ、砂防堰堤等の整備を促進します。また、町管理の河川においては河畔林整備、浚渫を計画的に進めます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 総合的な道路網整備の推進	防災・減災の観点から重点的・効率的に道路整備を図っていきます。国土強靱化計画に基づき、災害に強い道路網の整備を進めます。
② 国道19号、国道256号、木曽川右岸道路、中津川田立線、中津川南木曽線等の道路整備の促進	広域的な交通ネットワークの機能向上と防災対策そして代替性の確保を国県関係機関に対して引き続き強く要望していきます。 ○国道19号 雨量規制の解消と抜本的な道路改良 ○国道256号 未改良部分の拡幅改良及び危険個所の解消 ○木曽川右岸道路 川向地区から田立地区へのルート確定及び早期着手 ○中津川田立線 長野県内工区の早期完成及び岐阜県県境のルート確定 ○中津川南木曽線 馬籠峠から下り谷地内の拡幅改良及び危険個所の解消
③ 町道の改良整備の促進	日常生活の利便性を高めるため、日常・定期点検等により現状を的確に把握し優先度を付け、道路の維持管理をより効率的に実施し、安全安心な道路環境の確保に取り組みます。
④ 農林道の改良整備の促進	農林業従事者及び生活道路として農林道を利用する住民が、安全安心に利用できる道路環境の維持に取り組みます。
⑤ 橋梁や舗装などの交通インフラの長寿命化	日常・定期点検の他、専門的な耐震調査等により道路（橋梁等含む）状況を把握し、長寿命化に繋がる道路整備を計画的に進めます。
⑥ 河川の整備の推進	治山・治水・砂防等の事業の促進について国・県・関係機関に対して引き続き強く要望していきます。町管理河川の浚渫は町で計画的に進めます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
道路改良率	60.5%	62.0%

基本施策1-2：公共交通の維持

【施策の考え方】

地域住民や観光客の重要な交通手段である列車運行については、ダイヤ改正による利便性の確保、充実の要望活動を継続的に取り組みます。また、町とＪＲ東海の契約に基づく南木曽駅の窓口業務については、円滑な運営に努めます。

地域住民の移動手段として町営の地域バス（幹線バス、通院バス、スクールバス、通園バス及びデマンドタクシー）を運行し、町民の移動手段の確保を重点的に継続します。

【現状と課題】

当町の公共交通機関は、ＪＲ東海による列車と町営の地域バスの運行が大きな柱となっています。ＪＲ東海については、乗降客の減少を理由に平成24年10月から南木曽駅が無人化されたことを受け、町が駅の窓口業務を行っています。

乗合バスは、平成18年度までバス事業者により運行されていましたが、自家用車の普及、人口減少などの要因から、バス事業者が撤退したことにより、町が従前の路線を引き継ぐ形で町営バスとして、平成19年度から運行を開始しました。当町は山間地であり中心部から山間部の谷あいに沿って、放射状に集落が点在しているため、循環運行ではなくピストン輸送式の運行形態となり、非効率的な状況にあります。少子高齢化・過疎化に伴う利用者の減少により、利用率は低下していますが、通院や買い物など移動手段の確保のため、運行の維持が必要とされています。

木曽郡全体でも広域交通網の検討が進められ、木曽病院や県境を越えた中津川市坂下診療所への運行を計画しています。

【取組の方針】

住民の通勤・通学における生活交通として、また、町を訪れる観光客の交通手段として、列車の増発、特急の停車やキャッシュレス決済などについて、近年の外国人利用者の増加、リニア開通を見据えた上での要望活動を継続して行います。また、町による南木曽駅の窓口業務について維持ができるよう努めます。

高齢者・通学者など、自らが交通手段を持たない方々の移動手段を確保するため、安全運行に努めながらバス路線の維持・存続に取り組みます。

利用頻度の高い時期、曜日、時間帯など利用者ニーズにあった運行に努めるとともに、利用実態の調査・検証を行い、事業の見直し等による効率化を図ります。

一部の地域では、バス停に出ることが困難な集落もあるため、デマンドタクシーの拡充を図りながら、全ての地域に公平な住民の利便に努めます。

全国各地で乗務員不足による公共交通の存続が危惧されており、当町においても乗務員の欠員が生じています、交通事業者に乗務員確保の働きかけを行うとともに、持続可能な公共交通が継続できるよう新たな技術や制度の活用など担い手不足の対応に努めるほか、広域交通の確保、効率化を進めていきます。

【主要施策】

施策	取組内容
① J R中央本線対策の推進	住民生活に必要不可欠なライフラインであり、観光客の交通手段としても重要な路線です。リニア中央新幹線開通を見据えて列車の増発、特急の停車、キャッシュレス決済など、木曽地域交通網対策協議会とともにJ R東海へ要望活動を継続して行っています。 J R東海との契約により町が行う南木曽駅の窓口業務について、その充実と継続運営に努めます。
② 地域バス対策	路線バス、スクールバスは、観光客利用の多い妻籠、馬籠線の収益を活用し、魅力ある雇用体制を築くよう交通事業者に働きかけを行い、利用者の少ないダイヤを見直すなど合理化を進めるほか、担い手不足にも対応した持続可能な運行体制を構築に取り組みます。 デマンドタクシーは、サービス提供の地域格差を是正し、広範囲の住民が利用できるよう町内周遊型の乗合タクシーへの移行を検討し、交通弱者が経済的な弱者であるとは限らない点も含めて応分に負担しつつ公的サービスを楽しむことができる、持続可能な公共交通のあり方を検討します。
③ 広域路線の運行	木曽郡全体のバス路線を検討し、木曽病院への運行や上松町、大桑村、南木曽町を経由し坂下診療所へ運行する南部幹線を運行していきます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
バス路線数の維持 (スクール混乗便除く)	4 路線	4 路線

基本施策1-3：リニア中央新幹線の対応

【施策の考え方】

リニア中央新幹線の建設に係る事業への対応として、県や木曽広域連合、郡内外の関係市町村や岐阜県中津川市などと連携し、環境保全等の課題解決に向け、リニア中央新幹線対策協議会（以下「対策協議会」）と共に取り組めます。また、開業後の地域の将来を見据えたまちづくりについても、周辺自治体やリニア活用検討委員会（以下、「活用検討委員会」）と共に検討を進めます。

【現状と課題】

リニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法の基本計画路線に位置付けられている「中央新幹線」を、東京品川を起点に、相模原、甲府、飯田、中津川、名古屋を通過地として、大阪市を終点としています。開業は2034年（令和16年）以降となる見通しの中、JR東海では、東京～名古屋間を先行して進めています。町内においては、斜坑（非常口2カ所）約1.9km及び本坑約10kmの掘削、これに伴う発生土約180万 m^3 の処理が示されています。

発生土の処理（盛土）や妻籠水道水源保全地区の直下をトンネルが通過することによる水源への影響が心配されています。また、工事による自然環境や景観、資源などに与える影響、工事用車両の通過による交通への影響など、将来に渡り住民生活への影響、負担を低減する必要があります。

一方で、開業により都市圏との移動時間が短縮され、観光や交流人口の増加、移住定住の推進、雇用の拡大など地域活性化が期待されています。開業時期が明らかではない中でも、リニア中央新幹線を活かした地域振興を検討していく必要があります。

【取組の方針】

トンネル掘削が本格化することに伴い、発生土の置き場の確保、工事用車両への対応が必要となります。長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例や宅地造成及び特定盛土等規制法など法令に基づく対応や、専門家の意見に基づく対応等を引き続きJR東海に対して確認していくほか、住民生活への影響があるものについては、対策協議会での協議、要望、指導をしていきます。現在進めている水道水源予備的措置の完了や水資源への措置、若しくはそれらの補償についても協議を進めます。

また、盛土によりできる平地の活用やリニア開業を見据えた観光振興、新たな雇用促進、ベッドタウンなどの定住促進について、活用検討委員会を中心に検討を進め、地域振興や人口減少対策の一つとしても進めます。将来的には、リニア建設工事に関する対策からリニア開業を見据えた町の発展的な施策に重点を移していきます。

【主要施策】

施策	取組内容
① リニア中央新幹線の建設整備への対応	町内で発生する土量に対する町内外の発生土置き場に関することや、これらに関する住民生活への影響緩和のため、対策協議会での協議を継続します。 町事業等への発生土の活用を進めます。 法令等に基づいた盛土の施工、維持管理を行います。
② 水資源への対応	町簡易水道への影響を想定し、水道水源予備的措置としての施設、設備の整備を進めます。 水道水源の減水・枯渇に関する補償について協議します。 ＪＲが行う町簡易水道以外の水源、給水対策について助言、指導、協力します。 営農に必要な水資源や河川の景観など地域資源の保全に対する対応をＪＲと協議します。
③ リニアを活かした地域づくり	盛土による平地の活用、リニア開業による観光振興、関係人口の創出、雇用の促進などを、活用検討委員会を中心に検討します。 広域連携ＳＤＧｓの取り組みにより構築された「リニア時代に備えた持続可能なスローツーリズム事業」を関係者と共に実施します。 圏域内を周遊するための交通機関の充実を関係者と検討します。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
「リニア中央新幹線の活用」に対する住民満足度	5.9%	5.9%以上

基本施策1-4：上下水道の整備

【施策の考え方】

上下水道事業は、健全な財政運営を図るため、公営企業法適用化による経営状況を可視化した中で経営戦略に基づき計画的に事業を実施し、持続的で効率的な事業経営を目指します。

生活に欠かすことのできない飲料水を、将来にわたり安全かつ安定して供給するために、水道施設の適正管理に努めます。また、新たな水源の確保や水道施設の計画的な更新・拡張を進めることで、効率的な施設運営を行い、有収率の向上を図ります。

下水道については自然環境の保全と快適な生活の確保のため、計画的に下水処理施設や設備の整備を推進し、適正に処理ができるよう維持管理に努めます。

【現状と課題】

当町の飲用水の供給は、簡易水道（町営）、簡易給水施設・飲用水供給施設（組合営）、及び自家給水（個人）から構成されています。簡易水道事業については、施設機器更新を計画的に進めているものの、昨今の集中豪雨等による濁質への対応も必要となっています。

簡易給水施設・飲用水供給施設においては、従来からの水源の水量不足や施設の老朽化等の問題に加え、一部統合は実施されたものの、人口の減少・高齢化による施設の維持管理が喫緊の課題になっており、個人水道を含め将来的な地区水道のあり方を早急に検討しなければなりません。その他、簡易水道の水源地に近接して計画されているリニア中央新幹線の工事により懸念される水源の減水・渇水への対応にも迫られています。また、近年全国で海外資本等による森林買収の事例が報告される中、当町においても将来にわたる水源地の保全と確保のための取組が課題となっています。

下水道については、下水道計画における集合処理方式として、妻籠地区の特定環境保全公共下水道事業、蘭・広瀬地区の農業集落排水事業により整備を完了しており、水洗化率も横ばいであることから、新規接続は多くは見込めない状況となっています。また、下水道計画区域外における個別処理方式の合併浄化槽設置事業については整備を促進しており、生活排水の水質改善は確実に進んでいることから、さらに事業の普及を図っています。

人口減少を背景に、水需要と処理水量の減少により収入が減少傾向となっています。一方、施設・設備の維持管理経費は物価上昇もあり増加しているうえに、設備更新による投資的経費の増加が課題であり、今後の事業経営はより厳しさが増すことが予想されます。

【取組の方針】

飲料水を安全かつ安定して供給するために、水道施設の計画的な更新・拡張、効率的な水道施設の適正管理に努めます。また、経営戦略に基づく有収率の向上を図るとともに、簡易水道未給水世帯の解消を進めます。あわせてリニア中央新幹線により起こり得る簡易水道水源の減渇水に備えた、水道水源予備的措置の実施による、水源保全、代替水源の確保等具体的な対策を実現します。

集合処理方式による下水道施設では、長寿命化計画や経営戦略に基づき、計画的な設備更新と維持管理に努めつつ経営の安定化を推進します。また、合併浄化槽設置事業については、三留野・渡島・木曽川右岸地域の浄化槽市町村整備推進事業を推進します。

公営企業会計法適用化により、持続的、効率的な上下水道事業経営を目指し、老朽化や処理方法の見直しなどによる施設更新、改修により将来に向けて計画的に投資が実施できるように推進します。

【主要施策】

施策	取組内容
① 経営戦略に基づいた上水道整備の維持と整備	増加する維持管理費用が大きな負担となっていることから整備・更新の実行計画を立案します。 施設更新においては、施設の統合、水源地の見直し、遠隔装置による管理費用を抑制する投資についても検討を進めます。 投資と資産とのバランスを考慮し、安定した飲料水を供給できる施設更新の実行計画を策定します。 監視設備や遠隔操作が可能な最新技術の導入を検討し、効果的・効率的な投資となる計画の立案、民間提案活用によるPPP/PFIを推進します。
② 公営企業法適用による企業会計の推進	公営企業会計法適用化に伴い、複式簿記による会計事務を実施しています。適切な企業や公認会計士への委託により企業会計の適正な処理を図ります。
③ 小規模水道に関する計画策定	小規模施設全体計画に基づく管理の確認、施設の経年劣化等を把握します。 小規模水道施設は地域主体の維持管理を継続し、施設（組合）の統合により必要となる改修については補助制度の利用を検討します。 安定した水道水と管理者が確保できるよう、良質な水源を有する小規模水道施設への統合を促します。 町内の小規模施設での事象を共有するなどして施設の管理方法を進展させます。
④ 水源対策の推進	リニア中央新幹線水道水源予備的措置を実施しており、令和7年上半期には施設整備が完了する見込みです。町内では簡易水道、小規模水道をはじめ地理的な状況から水道施設が点在することとなっており、水道水源も多いことから、新たな水源の設置により施設の統合や給水範囲の拡張を検討します。 水源涵養林の整備（保安林内管理）を進め、水源の保全に努めます。
⑤ 経営戦略に基づいた下水道事業の推進	収入減、体制の弱体化、老朽施設の更新に対応するため、戦略に基づいた維持管理、収支改善、水洗化の推進に取り組みます。 広域化・共同化やDX、PPP/PFI手法の活用による効果的・効率的な維持管理による取り組みを推進するなど、下水道経営の健全化に取り組みます。
⑥ 公営企業法制的の推進	令和3年度の公営企業会計への移行により、綿密な経営分析に基づく事業経営の合理化、効率化を進めていきます。 法適用の意義、経営形態を検証することにより、公営企業としての今後の方向性について検討していきます。
⑦ 下水道事業の整備	下水道計画における集合処理方式として整備した妻籠地区、蘭・広瀬地区においては、長寿命化計画を基に適正な維持管理に努めます。 個別処理方式による合併浄化槽設置事業については、浄化槽市町村整備事業（町設置型）、浄化槽設置補助事業（個人設置型）により整備を進めます。 個別処理による三留野地区においては共同設置など、設置方法について住民の理解を得ながら整備に努めていきます。
⑧ 生活排水事業の普及に関する意識向上・啓発活動	生活排水による河川や下流域等への環境影響の対策として、污水处理施設の必要性を説明しながら、水洗化の普及・啓発を図ります。 下水道の整備による生活環境の改善及び、生活排水による河川等への環境影響を周知し、町民の水洗化の必要性を高めます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
簡易水道普及率	89.0%	90.6%
水洗化率	83.2%	86.7%

基本施策1-5：自然・景観・環境の保全

【施策の考え方】

当町は緑に囲まれた豊かな自然環境と妻籠宿に代表される歴史・文化的環境に恵まれ、これを地域資源として「日本で最も美しい村」連合に加盟しています。こうしたかけがえのない町民の財産を末永く守り伝えていくため、美しい環境や景観の保全に努めます。

また、年々深刻化する地球温暖化の進行を抑えるため、当町においても脱炭素化に向けて官民一体となって取り組みます。

【現状と課題】

自然や景観の保全については、リニア中央新幹線工事や太陽光発電施設などにおける環境への影響が懸念されることから、それらに対応するための情報収集や適切な指導が求められています。また、ポイ捨てや不法投棄が後を絶たない状況であり、パトロールに取り組むとともに、国・県などの関係機関と連携し、長期的な取り組みを進める必要があります。

可燃ごみ処理については、施設の老朽化により平成30年度より新施設へ建替えを行い、焼却規模が縮小されたことから、施設規模に相応したごみの減量が必要となっています。

再生可能エネルギーの整備については、町の事業として、農業用水路「細ノ洞水路」の落差と流量を利用した小水力発電施設を整備し、令和3年1月より運転を開始しました。また、民間主導により太陽光発電施設、水力発電施設が整備されました。限られた土地や地域資源など総合的に利活用できるよう検討するとともに、地域の自然環境に十分配慮しながら、エネルギーの地産地消を検討することが必要です。

【取組の方針】

木曽地域では「木曽路の眺望景観整備基本方針」を定め取り組んでおり、今後も関係団体と連携し、豊かな自然環境と歴史的な伝統資源の保全に努めます。また、「南木曽町環境基本条例」及び「南木曽町の自然環境等と再生可能エネルギー設備との調和を図る条例」に基づき、地域と連携して取り組みます。公害については、県と連携して現地調査及び指導を行います。

環境美化については、町内一斉清掃を実施するとともに、ポイ捨て防止監視パトロール事業、国・県など関係機関と連携した不法投棄防止対策に取り組んでいきます。

ごみの処理については、住民に対して各種分別収集の啓発活動を行うとともに、木曽広域連合木曽クリーンセンターなど関係機関と連携し、ごみの減量化と分別・再資源化に努めるとともに、経費の節減を図りながら、適正処理に努めます。

地球温暖化防止対策については、国が2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて進める新しい国民運動「デコ活」を推進するとともに、令和6年3月に策定した「南木曽町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に掲げた温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

再生可能エネルギーについては、国及び県など関係機関で展開する各種事業を推進するとともに、地域の自然環境に十分配慮しながら、小水力発電施設を維持します。また、住宅に設置する太陽光発電施設への補助等を検討します。

【主要施策】

施策	取組内容
① ごみの分別収集・減量化と資源回収の推進	木曽広域連合木曽クリーンセンターなど関係機関と連携して、ごみの分別収集、減量化及び再資源化を進めます。
② し尿・汚泥処理	木曽広域連合環境センターと連携して、ごみ・し尿・汚泥の適正処理を進めます。
③ 動物の愛護及び適正飼育の啓発活動	木曽保健福祉事務所と連携を図り、犬・猫の適正飼養について啓発活動を行います。また、猫（飼い猫含む）の不妊又は去勢手術に対する行政対応を検討します。
④ 自然環境・景観の保全と魅力ある景観づくりの推進	日本で最も美しい村連合への加盟を継続し地域の特色を活かした自然環境や歴史的景観の保全活動を推進し、それらを地域の魅力として更なる活用を図ります。 景観保全に住民が関与できる仕組みを整備し、地域全体で景観を守る体制づくりを進めます。 「南木曽町環境基本条例」及び「南木曽町の自然環境等と再生可能エネルギー設備との調和を図る条例」に基づき地域と連携して環境の保全及び創造に努めます。
⑤ 木曽路の眺望景観保全の推進	木曽風景街道推進協議会等関係団体と協力し、景観保全整備に努めます。長野県、郡内町村、木曽広域連合、関係団体と協力し、木曽郡全体の眺望や景観保全に努めます。
⑥ 公害防止に対する普及・啓発への取り組み	地域で発生する公害問題などの情報収集を行うとともに、県と連携した取り組みや指導に努めます。
⑦ 環境美化に対する取り組み	環境美化について啓発活動を行うとともに、ポイ捨て防止監視パトロール事業などの不法投棄防止対策を進めます。
⑧ 地球温暖化防止対策の推進	地球温暖化防止対策として国が進める新しい国民運動「デコ活」に取り組めます。また、令和6年3月に策定した「南木曽町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に掲げた温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組みます。
⑨ 省エネルギー対策の推進	公共施設における照明のLED化及びエコカーの導入など公共施設の省エネルギー対策を実施するとともに、住民には広報などを活用して普及促進に努めます。
⑩ 再生可能エネルギーの導入検討・推進	公共施設への太陽光発電施設の導入や、民間主導による再生可能エネルギーの導入を推進します。住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に設置する太陽光発電施設に対する行政対応を検討します。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
可燃ごみの収集量目標達成率	87.3%	95.6%
「自然環境や景観の保全」に対する住民満足度	29.4%	29.4%以上
小水力発電量	182,148kw/年	194,400kw/年
「地球温暖化対策の推進」に対する住民満足度	12.2%	12.2%以上



基本施策1-6：住宅整備や土地利用の推進

【施策の考え方】

住宅は、健康で文化的な生活を営むための基盤であり、定住促進のために重要な要素です。定住促進を図りながら、多様な住宅ニーズに応じた住宅環境を整備し、快適な生活環境で豊かに暮らせるまちづくりを目指し、計画的な住宅施策を進めます。

地籍調査を引き続き行い、土地所有者、境界及び地籍を明確にします。早期完了を目指し、新たな調査手法の導入を検討します。

【現状と課題】

当町は、岐阜県や愛知県への通勤圏であるとともに、自然環境が豊かな地での生活を希望するUIJターン希望者、核家族化等により、住宅ニーズは比較的高い状況にあります。しかし、地形的に住宅適地が少なく、住宅用地を確保することが困難なうえ、通勤・通学や生活環境の利便性などから、隣接する市町村へ移住する方も少なくありません。また、快適な住環境が求められる中、老朽化している町営住宅等については、居住環境の改善も課題となっています。

こうした住宅事情を踏まえ、定住化を推進するためには、町営住宅等の整備を進めるとともに、長寿化計画に基づき既存住宅の居住水準の向上を図る必要があります。

地籍調査事業は、昭和52年度から着手し、調査対象面積73.96km²のうち宅地や農用地など平坦部17.23km²の調査をすでに完了しました。平成18年度以降は、山林部56.73km²のうち田立地区の山林部から調査に着手していますが、土地所有者の高齢化や急傾斜による立ち会い困難等の理由により、事業の進捗率が低下し、令和6年度末時点で調査面積6.37km²、進捗率11.2%という状況です。今後はさらに、土地所有者の世代交代が進み、境界に関する人証（記憶）・物証（目印）が失われていくことが予想され、境界情報が確定しないことにより、間伐等の実施による山林・森林管理や砂防・治山事業の推進に影響を及ぼすことが懸念されます。

【取組の方針】

町営住宅については、若者の定住を促進するための単身用住宅や子育て世帯向けの住宅建設など多様な住宅ニーズに対応できるよう努めます。また、既存の町営住宅については、改修や除却などにより、快適な住環境の整備を計画的に進めます。宅地造成については、元組地区に5区画の区画整備を進め、需要の状況により区画整備の追加を検討します。

地籍調査事業は、航測法（リーモートセンシング）を導入し、調査面積の拡大や、高齢者などの境界立会の負担軽減を図ることで進捗率の向上を目指します。

【主要施策】

施策	取組内容
① 定住促進に向けた快適な町営住宅の整備・宅地の造成	多様な住宅ニーズに対応した住宅建設を進めるとともに、既設町営住宅の改修・除却に取り組み、快適な住環境の整備を計画的に進めます。元組地区における宅地造成事業を進めます。
② 地籍調査の推進と成果の活用	調査面積の拡大と境界立会の負担軽減をします。 山間部においては、これまでの地上法を主とする調査では、劇的な進捗率の拡大は見込みにくいため、航測法（リモートセンシング）の導入を検討します。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
公営住宅の建設数	1 棟	1 棟
「住宅の整備」に対する住民満足度	10.6%	10.6%以上
新規宅地造成区画数	5 区画	9 区画
調査累計面積(山林)	6.37km ²	9.0km ²

基本施策1-7：公園の整備・活用

【施策の考え方】

町の恵まれた自然環境を活かした公園・広場の「心のゆとりの空間」としての機能を充実させ、個性的で魅力的な町民の集いの場として、その利活用の促進に努めます。

【現状と課題】

町では、これまでに大正ロマンを偲ぶ天白公園や河川公園などの整備に取り組んできました。公園や広場は地域の住民が気軽に安らぎと癒しを実感できる「心のゆとりの空間」として、重要な機能を果たしており、ミツバツツジ祭りやマレットゴルフなど、交流の場やレクリエーション、健康増進を図る場として活用されてきました。

今後も引き続き、既存の公園・広場の維持に努めるとともに、その利活用の促進を図ることが必要です。

【取組の方針】

「住民の憩いの場」としての機能を充実させるため、森林環境譲与税を活用した木育事業により、地域産木材を活用した遊具の設置や維持管理、イベントの開催等利活用の促進に努めます。

天白公園の今後について基本計画を策定し、より良い公園としていくほか、ミツバツツジの手入れや育成をしていきます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 施設の適正な管理の推進	町の主要な公園である天白公園については、指定管理により管理・運営を行っています。 天白公園の基本計画を策定するほか、ミツバツツジの育成を進めます。 桃介橋河川公園については、指定管理者により良好に管理・運営されていることから、引き続き管理体制の維持に努めます。
② 公園施設等の利活用の充実	町民にとって気軽に立ち寄れる場としての整備や、町の活性化に結び付くイベント等への利活用に努めます。 公園を活用した地域活性化を推進します。
③ 地域活動への支援	中学生によるツツジ園の手入れや定期的な環境整備を、管理計画等に基づき地域と協議しながら支援し、公園の美化を保ちます。 ミツバツツジ実行委員会や地域などの積極的な環境保全に対し、今後も支援を行います。
④ 木材を活用した遊具の設置	天白公園イベント広場に、地域産木材を活用した遊具を設置し住民の憩いの場としていきます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
公園を利用したイベントの開催回数	2回/年	2回/年

基本施策1-8：ICT化・DXの推進

【施策の考え方】

社会のデジタル化が進行し、ICTに適応した快適でスマートな生活環境や仕事環境が求められています。そのニーズに応えるため、木曽広域連合と連携し、光ケーブルによる情報網の整備とサービスの充実を図ります。また、災害時において、デジタルデバイド（情報格差）を防ぐための取組を推進します。

行政サービスにおいては、自治体DXを促進し、利便性の向上や行政運営の効率化を図ります。

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略等、国の施策に基づくデジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力の向上に資する取り組みを検討します。

【現状と課題】

木曽地域では、木曽広域連合によって光ケーブル網が整備され、CATVによる地上デジタル放送やインターネットサービスが提供されています。情報伝達の高度化を図るための全光ケーブル化を実施し、大容量高速通信かつ4K・8Kを活用した次世代放送通信サービスに対応しました。当町においては光ケーブル網を使い、各種防災情報の発信や町議会のテレビ放映、AIによる自動音声での定時放送を行っており、今後も既存のネットワークを利用したサービスの向上を図る必要があります。

また、高速化・多重化をはじめとした高速ブロードバンドや地域情報ネットワークの整備を図り、相互連携通信ができる災害に強い情報基盤を整備する必要があります。携帯電話など移動通信についても、いまだに電波が不安定な個所があることから、サービスエリアの拡大について、引き続き、関係機関や事業者に要望していく必要があります。

行政サービスにおけるDX化は、回覧版などの電子化やL G W A Nを利用した行政機関間での事務処理の効率化、行政手続きにおける利便性の向上が課題となっています。

国が進めるデジタル技術の実装による、地方の社会課題解決に資する施策を検討していく必要があります。

【取組の方針】

木曽広域連合と連携し、光ケーブル網や木曽地域におけるICT・DX利活用推進による基盤整備などを進めます。また、光ケーブル網やL G W A Nを活用した双方向利用やアプリケーションの拡充などのほか、電子申請サービスの充実を検討します。

災害時、情報からの孤立が起こらないよう、防災行政無線のデジタル化による情報伝達の多重化や光ケーブル網による安定的かつ確実な情報伝達を行います。また、必要に応じて、関係機関へ施設整備などの要望活動を実施します。

国が進めるデジタル技術の実装に関する交付金等の活用を検討します。

【主要施策】

施策	取組内容
① 木曽広域CATVの高度利用の推進	テレビ放送、自主放送、インターネット及び域内IP電話などのサービスを引き続き実施します。 AI自動音声放送、町議会等の動画放送を実施します。 自主番組の制作は、ニーズや費用対効果を検証します。 CATVの高度利用を推進します。 地域ポータルシステムによる多媒体での情報配信は、文字放送やメール配信等を継続するほか、メール配信登録の呼びかけや文字放送の存在を再度周知に取り組みます。また、SNSと連携した情報発信にも取り組みます。
② 災害に強い情報基盤整備の推進	同報無線の整備・消防無線のデジタル化を推進し、ケーブル網の多重化に取り組みます。 携帯電話やラジオ放送の新規参入やエリア拡大について、関係機関へ要望活動を実施します。 機器の老朽化に備えて定期的な維持補修や更新を行います。 国等の制度改正による情報伝達手段の変化に対応します。
③ 自治体DXの推進	木曽広域連合と郡内町村と連携してDXを推進します。 多彩なアプリケーションを活用した、防災・防犯情報、保健医療福祉、学校教育、自治体情報、地域情報及び公共施設案内などのサービスを提供し、双方向利用を検討します。 LWANを利用した行政機関間での事務処理の効率化や、電子申請・届出等サービスの拡充に取り組みます。 DXによる行政運営の効率化に取り組みます。
④ 国のデジタル技術の実装の検討	国の交付金を活用した他地域の優良事例の導入を検討します。 新しい技術の導入により町民の生活や観光客等の利便性の向上を検討します。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
電子申請サービス数	8件	20件
「情報通信環境の整備」に対する住民満足度	42.5%	42.5%以上

基本施策1-9：消費生活の確保

【施策の考え方】

安心して消費生活を営むために、多様化する商品・サービスやインターネット等に関する消費知識の普及・啓発に積極的に取り組みます。また、消費者相談窓口の案内や対応により、適切な消費者の保護対策を推進します。

高齢者を中心に買物環境の実態把握に努めるとともに、買物弱者対策に取り組みます。

【現状と課題】

社会・経済の高度化と情報化が進展する中、様々な商品やサービスが魅力的に提供され、生活はより豊かに、より便利なものとなりました。その反面、契約に係る問題の多様化、製品の安全性の確保、環境問題などの課題にも直面しています。特に消費者を陥れるような消費トラブルも頻発するようになり、消費生活に歪みや不安が生じています。契約などに関する消費者自身の意識啓発や知識の普及により消費生活の改善向上を目指すとともに、無駄を省き、資源・エネルギーをリサイクルしていく賢い消費生活の取り組みが求められています。

【取組の方針】

高度に情報化が進んだ現代社会において安心した消費生活を営むために、若年層から高齢層まで幅広い年齢層に対して消費知識の周知・啓発活動を推進します。

高齢者を中心に買物環境の把握に努め、関係機関と連携して適切な買物弱者対策を推進します。

【主要施策】

施策	取組内容
① 消費生活の改善と向上の促進	広報紙等により、若年層から高齢層まで幅広い年齢層に対して、適切な消費者知識の普及・啓蒙を推進し、消費生活の改善と向上に努めます。 情報化社会におけるデジタル活用力とデジタルリテラシーの向上を図ります。
② 悪質商法などの被害防止の推進	悪質商法に関する知識を普及・啓発し、消費者被害の防止に努めるとともに、消費生活センターと連携し、被害発生時の適切な指導に努めます。 インターネットやSNSを活用した悪質商法が増加しているため、デジタルリテラシーの向上に注力し、町民に対する定期的な啓蒙活動に取り組みます。
③ 買物弱者対策の推進	高齢者・買物弱者の実態把握に努め、公共交通による移動手段の確保や移動販売などの買物弱者対策に取り組みます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
広報誌・無線による啓発回数	4回／年	4回／年

基本施策1-10：消防・防災対策の推進

【施策の考え方】

地域の安全を守る効果的な消防団活動を維持するため、消防団員の確保や消防設備、拠点施設の整備を進めます。

頻発・激甚化する災害に備え、地域防災計画に基づき様々な災害に対処できる体制整備や避難所等の整備に努めます。自主防災組織の指導支援等を行い「災害に強いまちづくり」を進めます。また、土砂災害から住民の生命・財産を守るため、治山事業や砂防事業を推進します。

【現状と課題】

消防団員数の減少が予想される中、消防団への勧誘を行ってきました。定年延長や役職定年制度の導入、年報酬の充実や機能消防団員の定年延長などを行い、消防団機能の充実と団員の確保に努めてきましたが、人口減少を背景に、団員確保は年々難しくなっています。

防災対策については、南木曾町地域防災計画やハザードマップを国の基準に合わせて改定・更新を行っていますが、当町には、急傾斜地崩壊危険区域をはじめ土石流危険渓流が数多く存在するため、今後も災害予防対策を積極的に進めるほか、将来予想される大地震に対する備えも常に行う必要があります。

災害発生時の対応については、各世帯に対して具体的な避難対策や指導など一層の取り組みが必要です。同時に、個々の世帯による対応には限界があることから、地域全体で防災意識を高め、対策に取り組む体制づくりも必要です。さらに、指定避難施設の設備整備も課題となっています。

また、土砂災害防止の対策として、治山・治水・砂防等の事業を国、県へ強く要望し、災害を未然に防ぐ、砂防堰堤等の整備を推進することが必要です。

【取組の方針】

消防団員の確保や消防技術の向上、消防施設の維持・更新、住民参加の防災訓練等により地域防災力を高めます。

改正した地域防災計画に基づく避難訓練や啓発活動を行うほか、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、人的被害、建物被害及びライフライン等の被害想定に基づき、防災対策の実効性の向上と、避難所や備蓄、救援物資の集配体制の整備を進めます。

災害時の情報伝達手段についても滞りなく、また幅広い手段により必要な情報が必要な時に得られるよう体制整備を進めます。

災害時に自力で避難することが困難な要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者など）に対し、どこへ、どのように避難するのか避難行動計画の策定を行うなど、要配慮者への支援を行います。

平成26年7月9日の南木曾町豪雨災害を風化させない取り組みとして、南木曾町における防災の日を定め、防災訓練を通して住民の防災意識を高めます。

災害時における各種協定に基づく応援の実施及び受け入れ体制の整備も進めます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 消防団員の確保と養成	PR活動を引き続き行い、団員確保に取り組みます。また、団員の家族への消防団活動への理解も促進します。 技術や知識習得のための班長以上の教養訓練、定期的な操法訓練・消火訓練、消防学校への派遣を行い、団員の知識・技術の向上に努めます。負傷者救助に関する知識・技術の習得機会として、消防署による指導なども取り入れ教養訓練を行います。
② 消防施設等の充実	防火水槽や消火栓などの水利施設、消防車両や可搬ポンプ等の設備を計画的に更新します。また、消防団員の訓練、消防学校への派遣などを通じて、施設の取扱いについて学ぶ機会を確保します。 機器の老朽化に備えて定期的な維持補修等を行い、有事に備えます。
③ 防災体制の強化	無線放送を受信する戸別受信機や、木曽広域CATVの音声告知端末の維持管理に努めます。 木曽広域連合のDX事業により整備した防災力強化のためのCATV放送により、災害に関する事前情報を提供します。 昼間火災への体制強化の一環として町内外の消防団員が所属している企業を訪問し、消防団活動の理解促進を図ります。
④ 自主防災組織の整備と活動の促進	区長会や地域振興協議会等の場で、自主防災に関する意識付け活動を行います。地域住民が参加する防災訓練では、ハザードマップを使った災害危険箇所点検等を行います。広域消防との連携により宿泊業などの施設への指導啓発に取り組みます。 防災訓練は多くの町民が参加しやすい方法や、大きな地域単位での訓練を検討していきます。地域同士が連携し合う取り組みが進むように支援します。
⑤ 防災計画に基づく対策の推進	豪雨災害や土砂災害、南海トラフ地震等の大規模災害に的確に対応するため、防災設備や備蓄品、関係機関と連携した防災訓練等を引き続き定期的に実施します。 国や県、関係機関と連携した総合型の防災訓練を行い、職員の防災力の強化に努めます。
⑥ 防災行政無線による情報伝達	各戸機器の定期的な補修を行うとともに、国などの制度改正による情報伝達手段の変更に対応します。
⑦ 指定避難所の設備の充実	無線放送を受信する戸別受信機や、木曽広域CATVの音声告知端末の維持管理、備蓄品の定期的な補充・更新を行います。
⑧ 土砂災害から住民を守るための治山・治水、砂防事業の推進	ハザードマップに示した土砂災害警戒区域（イエローゾーン等）が多くあります。地域からの要望も反映させるべく要望活動などを推進していきます。
⑨ 全国瞬時警報システム（Jアラート）への対応	弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波情報等時間的余裕のない事態に関する情報を緊急速報メールや防災行政無線等により住民へ伝達を行います。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
防災訓練実施回数	1回/年	1回/年
消防団員数	243名	243名
「防災対策の推進」に対する住民満足度	20.6%	20.6%以上

基本施策1-11：防犯・交通安全対策の推進

【施策の考え方】

町の防犯体制を充実するために、警察等関係機関との活動を強化するとともに、各地区の青少年育成会等と連携しながら、防犯意識の高揚を図り、犯罪と暴力のない明るいまちづくりを推進します。

また、当町での日常生活には自家用車での移動が必要不可欠です。交通安全対策を推進するため関係機関と連携し、機会あるごとに住民各層への交通事故防止と交通安全思想の普及・啓発に努めるとともに、道路整備及び安全施設の充実を図ります。

【現状と課題】

近年では、振り込め詐欺などの特殊詐欺をはじめ、犯罪の多様化・広域化が進んでいます。また、暴力犯罪等の低年齢化、押し売り、訪問販売、悪質商法などが多発する傾向にあります。当町の犯罪発生率は、低水準にありますが、住民が安心して生活ができるように警察等の関係機関との連携を強化して、犯罪と暴力のない明るいまちづくりに取り組む必要があります。

交通事故の発生件数は減少していましたが、木曽郡下では令和3年以降再び増加傾向に転じています。町内では死亡事故こそ発生していませんが、物損事故は木曽郡内でも多い傾向があります。特に、国道19号での通過車両、行楽車両による事故が毎年のように発生し、地元車両・住民が関わる事故も発生しており、交通安全協会と連携し、交通事故防止対策を図る必要があります。高齢ドライバーの増加を踏まえた交通事故防止対策、交通安全思想の普及・啓発に取り組み、高齢者、ドライバー及び歩行者などの交通安全意識の向上に努めることが必要です。

一方、町内には歩道、路側帯などの整備が必要な道路が存在する中、経年劣化したカーブミラー等が増加しており、施設整備に加え更新が必要になっています。

【取組の方針】

防犯・交通安全対策は警察との連携が特に重要であり、警察とともに防犯・交通安全思想の普及・啓発活動を進めます。また、交通安全施設の整備や更新を進めます。

防犯灯の設置は、犯罪抑止力として効果的であるため、引き続き設置補助の周知に努めます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 地域安全活動の推進	特殊詐欺被害に対して警察と情報共有を行い音声告知放送やＣＡＴＶでの情報周知に努めます。また、警察のパトロールによる犯罪防止、啓発活動を推進します。
② 暴力団の進出の防止と排除	町の暴力団排除条例に基づき、警察等の関係機関と連携して、組織の進出防止と排除のための広報や啓発に努めます。
③ 交通安全思想の普及・啓発	交通安全協会を主体に関係機関と連携をし、交通安全意識思想の普及・啓発に努めます。 児童生徒を対象とした交通安全教室の開催、高齢者を対象とした交通安全教室や交通安全大会への積極的な参加など、自主的な教育・実践活動を推進します。 交通安全協会、警察署、学校との連携を強化しＣＡＴＶ連携システム等を積極的に活用し、広報誌等による啓発活動を展開していきます。 高齢者向けの啓発活動についても従来の方法に固執することなく効果的な方法を模索していきます。
④ 交通安全施設の設置 (国道・県道等)	国道・県道の事故多発箇所の点検を実施し、歩道、横断歩道、歩道橋、信号機などの交通安全施設の設置や改善について、関係機関へ要望します。 町道等の幅員の狭い区間、見通しの悪い区間の改良を推進するとともに、交通安全施設の充実に努めます。 必要な箇所については引き続き関係機関への要望を続けていきますが、設置が困難な箇所については代替案を提示して早期の対策を講じられるようにします。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
人身事故件数	7件／年	0件／年
刑法犯認知件数	5件／年	0件／年
「交通安全対策の推進」に対する住民満足度	25.3%	25.3%以上

基本目標2：元気とうるおいのあるまちづくり

定住するためには働く環境が必要です。地域産業や農林水産業の活性化につながるよう人材の確保や事業承継、創業支援、地域資源や文化財、インバウンドを活かした取り組みにより、働く場の確保、地域経済が活性化するまちづくりを目指します。

	基本施策	SDGs の目標との対応
2-1	農林水産業の振興	      
2-2	商工業や観光の振興	       
2-3	起業・創業支援の推進	    
2-4	空き家を活用した移住・定住の促進	     
2-5	交流活動の推進	      
2-6	妻籠宿・文化財の保存と活用	     

基本施策2-1：農林水産業の振興

【施策の考え方】

農業は、農業者・農業団体・行政が一体となって後継者育成と新規就農者の確保を行い、集落が一体となった地域営農体制づくりに努め、自然環境の保全、農村景観の形成など農地の多面的機能の発展を目指します。

林業は、南木曾町森林整備計画に沿って、森林の有する機能に配慮し、適期に適切な施業を実施することで、手入れが遅れている森林の解消を図り、人工林ヒノキの銘柄化、地域材の利用拡大、間伐材の利用促進及び上下流交流等による販路の拡大を推進します。

水産業は、養殖・加工技術の向上、販路拡大による生産拡大を図り、今後も引き続き町の特産品として経営の安定を目指します。

【現状と課題】

農用地は中山間地域に散在し、1戸当りの耕作面積は62aと零細な経営規模となっています。多くの農家が兼業であり農業従事者の高齢化・後継者不足、鳥獣被害等により生産者の生産意欲の衰退、生産体制の弱体化が進んでいます。町は、これまで農業環境整備を積極的に推進してきましたが、今後も整備の継続を図るとともに、様々な課題に対応する農業振興施策に努め、農業者及び関係団体が一体となって地域農業の活性化、魅力ある農村環境づくりを進める必要があります。

林業については、近年の安価な輸入材の影響や市況価格の下落による林業従事者の減少、また、従事者の高齢化に伴う造林意欲の減退等により、手入れの行き届かない森林が多数見られます。国有林については、木曽ひのきに代表される天然木の資源の減少により、地元木材業者及び伝統工芸品加工業者への原材料の供給不足が懸念されています。こうした中、環境・水源及び土砂の流出防備に伴う国民意識の高まりから森林に対する関心が向上しており、県では森林整備を県政の主要な柱の一つと位置づけ、補助制度の拡充及び森林税の見直しが図られています。このような状況を踏まえて、当町では策定した森林整備計画を推進するとともに森林管理署や県、森林組合及び木曽広域連合とともに連携し、森林の機能を確保しながら積極的な施業を推進して良質材の生産地となるよう進める必要があります。

食用魚専門の経営体は少数ですが、生産基盤は概ね整備されています。地域の観光振興と併せて生産技術の向上、安定した生産販売が求められています。

【取組の方針】

農業は、地域計画に基づき認定農業者などの担い手や集落協定組織、農業団体及び行政が連携することで優良農地の機能を維持し、後継者育成と新規就農者の確保、集落営農組織の育成・支援を推進していくことで担い手へ農地の利用集積を促進します。また、効果的な鳥獣被害対策を導入し、地産地消の推進、農村観光事業や6次産業化の取り組みを行い、安全安心な農畜産物の供給の確保に努めます。さらに、国の経営所得安定対策や中山間地域農業直接支払制度を活用し、集落が一体となった地域営農体制づくりに努め、自然環境の保全、農村景観の形成など農地の多面的機能の発展を目指します。

林業は、当町の自然環境を活かし、持続可能な林業の確立、木材付加価値の向上、林業振興が有する地域への影響力の拡大などを全体の方向性とし、それに沿った形で国、県の林業施策と照らし合わせ林業振興を図っていきます。

水産業は、養殖・加工技術を向上させ、販路拡大による生産拡大を図ることで経営の安定を目指すとともに、町の特産品として観光イベントへ出品できるような商品開発を行います。

【主要施策】

●農業

施策	取組内容
① 農地の確保と保全	中山間地域農業直接支払制度等を活用し、地域計画に基づいた集落協定組織の継続的活動を支援し、農地と景観・道・水路等の多面的機能の維持・増進により、生産性の高い優良農地を確保します。また、農村コミュニティ活動の維持・強化を図り、耕作放棄地を解消し再生農地を維持します。集落協定組織の活動をサポートし、農村集落の共同活動を促進します。
② 鳥獣害対策の推進	地域住民の協力を得ながら県・猟友会等関係機関と連携し、新規狩猟者支援、侵入防止柵整備及び緩衝帯整備などを総合的な被害対策を推進します。野生鳥獣被害防止に効果的なデジタル技術を活用した、新たな対策を検討し効率的な捕獲方法を普及させます。
③ 担い手農家及び受託組織の育成	認定農業者など意欲ある担い手農家への農地集積と併せて、補助制度を活用し地域の実情にあった営農環境の整備を推進します。地域計画に基づき、新規就農者・Ｉターン者・定年帰農者など多様な担い手の育成を推進します。また、高齢化に伴う作業委託の増加等に対応するため、集落営農組織（営農支援組織）の育成強化を図り、農業・農村の持続的発展を支援します。新規就農者が安定的に農業経営を継続していける経営モデルを検討するとともに、移住施策と連携し、ＵＩＪターン者が就農しやすい体制を整えます。
④ 経営体系の確立と特産地の形成	専業農家と兼業農家それぞれの経営体系を確立できるよう支援を行い、地域の諸条件に適した作物の導入と特産物の開発を行うことで安定した農業経営を目指します。また、安全安心な農作物の生産に努めるとともに、環境に配慮した農業振興に努めます。兼業であっても集落で中心的な役割を担っている農家を支援していくことで農村の機能を維持します。
⑤ 農業生産基盤の整備	農作業の省力化と経営規模の拡大、生産性の向上を目指し、地域の実情と要望に沿った生産基盤を整備するため、計画的に事業を導入していきます。土地改良を実施した圃場の不具合を解消する支援を推進していきます。
⑥ 6次産業化等の新たな農業の検討	地産地消を推進するため、軽トラ市場及び学校給食食材提供の活動支援を進め、消費者と生産者を直接結ぶ委託生産販売、常設直売所、農作物加工所の開設について検討します。農業体験を通じた農村観光事業や農業の6次産業化を実現する施設開設の検討を進めます。農業体験プログラムを通じ、観光と合わせた地域の魅力を向上させる事業を検討します。
⑦ 農業振興地域整備計画の見直し	土地利用の状況、人口や産業の見通し、中山間地域農業直接支払制度等への取り組みなどを考慮し、将来の土地利用の方向性を見定め、農業振興地域整備計画の総合的な見直しを行います。

●林業

施策	取組内容
① 森林の持つ機能の発揮と良質材の生産を目指す森林の整備	森林の持つ機能の発揮に配慮しながら、流通管理システムの有効利用を図り、優良建築材の生産を中心とした人工林ヒノキの銘柄化を推進します。国有林と民有林が一体となって、引き続き搬出間伐を進め、伐期を迎えた良質な特産材を産出する森林施業に努めます。集落周辺の里山については、森林経営管理制度に周知を行い、手入れの行われていない山林の管理面積を増やし、森林の機能回復を進めるとともに環境保全に努めます。森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を積極的に活用し、森林の健全化を進めます。
② 木材の生産・加工体制の整備	国・県の補助制度を利用して、地域産木材の加工用施設や機械など生産加工体制の整備を促すとともに、間伐材の搬出が進み木材利用が拡大するよう林道・作業道の整備に努めます。不要材を利用した木材バイオマス事業を推進するとともに、薪・ペレットストーブ設置補助の周知を行い、木質燃料の利用促進を図ります。森林経営管理制度の積極的な推進・活用により、伐期を迎えた立木の伐採を促進します。

施策	取組内容
③ 林業の担い手の確保	林業労働者の雇用の拡充と就労の安定を図り、林業の担い手を確保します。県の研修会に積極的に参加し、林業労働者の育成を図ります。林業担い手育成支援事業の積極的な活用を町内林業事業所に働きかけ、新規就業者の確保に向けた取り組みを強化します。町内林業事業所と連携し、移住希望者や新卒者に向けPR活動を行い、新たな担い手確保に取り組めます。
④ 森林被害の対策	松くい虫などの森林病虫害の蔓延を防止するため、被害木の伐倒くん蒸及び樹幹薬剤注入を実施し、南木曽以北への蔓延の防止に努めます。県の野生動物保護管理計画に基づき、クマによる立木への皮はぎ被害対策、ニホンジカ・カモシカの食害対策を進めます。今後、被害の激甚な地区は補助対象外となる見込みであることから、新たな補助制度の併用を検討し、作業委託面積を確保しながら、健全な森林環境維持に取り組めます。猟友会とも連携を取りながら野生鳥獣被害の防止を行います。
⑤ 多様な森林資源の利用促進と下流住民へのPR	森林の持つ公益的機能と豊富な地域資源を活用し、森林の総合利用の促進、特産林産物の振興など多様な森林産業の構築を図ります。木曽広域連合と愛知中部水道企業団による「森林整備協定」に基づき、森林整備を推進し下流域住民との交流を進め、森林保全及び水源としての重要な役割への理解促進を図り、様々な形で森林整備への協力を得られるよう努めます。木曽川「水源の森」森林整備協定造林事業計画に基づき、水道水源環境保全基金による事業を郡内町村で連携して積極的行います。また、下流域のイベントに参加し、森が担う役割について積極的なPR活動を行いながら基金の継続につなげます。

●水産業

施策	取組内容
① 新しい水産技術の導入	県水産試験場と連携し、新技術の導入により生産技術を向上させ、安定的な生産量を確保します。消費者のニーズに対応し、良質魚の養殖に努め、経営の安定化を目指します。県水産試験場との情報交換により新技術について理解を深めます。
② 養殖の基盤整備と加工流通体制の整備	飼育環境の維持に必要な良質な水源を確保するとともに、加工施設・設備を整備します。消費者の嗜好に合った付加価値が高い商品を開発します。当町の特産品として観光・イベント等への活用及び新規販路開拓により、積極的な消費拡大を目指します。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
優良農地の割合	89.9%	92.0%
有害鳥獣による被害額	2,000千円	1,000千円
認定農業者数	8人	10人
林業担い手確保	1人/年	1人/年

基本施策2-2：商工業や観光の振興

【施策の考え方】

商工会及び商工業者と連携を図りながら経営の合理化、協業化、規模の適正化を推進し、地域産業の継続、発展を支援します。また、基幹産業である製材・木工業においては木材の持つ良好な特性を広くPRし、地場産品の需要開拓や付加価値の高い製品の生産を推進します。

観光業においては、国内外からの観光客を受け入れる環境づくりを推進し、滞在型の観光地づくり、持続可能な観光に取り組みます。また、木曽広域観光連盟や中津川・塩尻・木曽・下伊那広域連携SDGs推進協議会との連携による広域観光の取り組みを推進します。

【現状と課題】

近郊都市部への大型店の進出やインターネット販売の拡大及び新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、町内商店における消費が落ち込んでいます。基幹産業である製材・木工業は、一部の企業で設備の近代化が進み、新たな商品開発や技術力の向上に成功した事例もありますが、木材需要の落ち込みが続いていることや労働力不足、後継者不在や高齢化等の問題が残っています。また、町の伝統工芸であるろくろ細工や桧笠も安価な外国製品の普及等により厳しい状況が続いています。

観光業は、コロナ禍以前は観光バスによるインバウンドツアーが多数を占めていましたが、コロナ禍以降は欧米人を中心とした個人旅行が増加しています。旅行者のニーズや価値観が多様化する中、従来の団体旅行から小グループや家族、個人を主体としたものへと旅行形態が変わりつつあります。町内の様々な観光資源を結び付け、自然・体験・健康・本物志向といったニーズを捉え、国内外の観光客を魅了する滞在型の観光地づくりが課題となっています。

【取組の方針】

地域性や消費者ニーズに基づいた商業経営を推進するほか、デジタル技術やインターネット販売を活用し、町内外への顧客層に対応できる商業モデルを育成します。また、適切な経営指導により零細事業者への支援を強化し、資金や経営面でのサポートを通じて事業の持続性を確保します。伝統産業や中小企業に対し、新たな価値を創出できるよう支援を行います。

田立の滝、柿其溪谷等の美しい自然環境や妻籠宿等の伝統的保存家屋、伝統工芸品などの従来からある観光資源を活用した取り組みを踏襲しながら、エコツーリズムの推進、地域の特産品の掘り起こし、体験プログラムの開発など新たな魅力を創造・発信し、持続可能な観光を南木曽町観光協会と共に検討、協力して取り組みます。また、リニア中央新幹線の開業を見据えた観光地づくりを検討していきます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 地域特性を活かした商業経営の促進	地元の特産品や観光資源を活かし、消費者の多様化するニーズに対応する商品やサービスを関係者と検討し、提案します。
② 南木曽駅前や商店街の形成	県主催の官民連携事業チャレンジナガノによる南木曽駅前の活性化や商店街の再整備を行い、住民と観光客が集まりやすい魅力あるエリアを創出します。
③ 零細事業者等への支援	零細事業者に対して、資金調達や新しい販売手法を取り入れた環境整備など資金面と技術面での支援を関係者と協力して行い、持続可能な経営をサポートします。
④ 特産品の開発と普及の推進	地域の特産品を磨き上げ、新たな商品開発と販売開拓を進めます。また、地元特産品のブランド化を推進し、観光や飲食、地域イベントとの連携を強化することで、特産品の認知度と価値の向上に取り組みます。
⑤ 企業の体質強化への支援	商工会を中心に、経営コンサルティングの強化や新しい事業戦略の開発支援を行います。関係機関と連携して地元企業のDX支援を強化します。
⑥ DX化と技術力向上への支援	地域内外の技術パートナーと協力して自動化技術やDXの導入に取り組みます。補助金や融資制度の利用を拡大し、資金不足に悩む中小企業の設備投資を支援します。
⑦ 金融対策と資本の充実	国や県の補助制度の周知を徹底し利用を促進します。金融機関や行政が連携し、簡便な融資ができるよう手続きを見直します。より多くの事業者が補助金や融資を活用できる環境を整えます。
⑧ 市場の開拓と販路拡大への支援	インターネットやSNSを活用した販売促進の導入を支援し、オンライン市場への積極的な進出を促します。観光業との連携による新たな市場開拓を進めます。地域の観光資源を活かしたプロモーション活動を強化し、観光客や町内外の消費者への訴求力を高めます。
⑨ 産業公害対策	持続可能な開発目標に沿った環境配慮型の産業活動を促進し、知己の環境資源を保護します。企業への環境教育を強化し、カーボンニュートラルの達成を目指します。
⑩ 滞在型観光地づくりの推進	体験型観光の充実と拡大に取り組み、宿泊も兼ねた滞在型観光地づくりを推進します。観光協会と連携し、伝統的な行事等を観光に活かし、多様なニーズに応えられるコンテンツづくりに取り組みます。
⑪ ホスピタリティの向上支援	観光協会と連携し、ホスピタリティ（おもてなしの心）に関する研修会等を開催し、質の高い接客・サービス力の向上を促します。
⑫ 観光客の安全対策と案内の充実	増加傾向にある外国人観光客の受け入れに対応できるよう、案内看板やパンフレットの多言語化の整備を進めます。南木曽岳などの登山道や遊歩道の整備を進めます。観光振興計画、観光危機管理計画を策定し、持続可能な観光地づくり及び人的災害が起こらない観光地づくりを進めます。
⑬ 広域観光連携の推進	木曽広域観光連携や中津川・塩尻・木曽・下伊那広域連携SDGsなど隣接した地区と連携し、広域的な観光に取り組みます。中京圏域からの玄関口という立地条件を活かし、上下流交流に取り組み、集客につなげます。また、リニア開業を見据えた観光地づくりを検討します。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
宿泊施設数	20軒	23軒
延べ観光客数（外国人観光客含む）	481,900人	530,000人
「観光の振興」に対する住民満足度	20.9%	20.9%以上

基本施策2-3：起業・創業支援の推進

【施策の考え方】

地域の雇用に大きく影響する企業誘致について、今後も関係機関と連携しながら進め、若者の定住化の促進と働く場の確保に取り組みます。

また、町内の産業振興、地域経済の活性化を図るため、地域特性を活かした起業を支援するとともに、後継者不足に悩む事業者等の事業承継を支援し、新たな雇用の創出を図ります。

【現状と課題】

事業者を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症が長期化したことや物価高騰等により大きく変化しています。また、小規模事業所では後継者不在や担い手不足を背景に、事業継続を断念し廃業するなど深刻な問題となっています。町内企業の事業承継を支援していく必要があります。

企業誘致については、地形的な問題などにより、なかなか実績に結びつかない状況です。インバウンドが多くなる中、地域資源を活かした企業誘致の促進や創業を支援していく必要があります。

【取組の方針】

需要拡大が見込まれる観光分野を中心に、企業誘致を進めます。

経済活性化や雇用の創出、事業者の後継者確保のため、創業支援補助事業や事業承継補助事業を創設し、商工会と連携しながら、相談窓口を充実するとともに、事業の利用を促進します。

【主要施策】

施策	取組内容
① 企業誘致の促進	観光分野での需要拡大を考慮して、地域特性を活かした多様な分野の企業への誘致の働きかけを行います。特にお試しチャレンジナガノなどの取り組みや、関係機関と協力して誘致を目指します。
② 創業支援	産業競争力強化法における創業支援等事業計画の認定を受け、創業者に対する登録免許税の減免等の特定措置が受けられるよう支援します。商工会、金融機関や長野県等の支援機関と連携し、適切な支援や情報提供を行います。
③ 事業承継	個人事業者の円滑な事業承継を促すため、商工会、長野県等の支援機関と連携し、適切な支援や情報提供を行います。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
創業支援補助金交付件数	—	6件
事業承継応援補助金交付件数	—	2件

基本施策2-4：空き家を活用した移住・定住の促進

【施策の考え方】

空き家バンク制度や空き家利活用補助金等の活用を図り、数多くある空き家や空き地の賃借・売買を促進し、移住定住に向けた活用を進めます。

【現状と課題】

令和5年度末時点で空き家が371軒存在しています。世帯数の減少から、今後も空き家の増加が懸念されています。住宅用地が限られている当町においては、町営住宅等を補完する住まいとして空き家を活用し、人口の流出抑制や移住者誘致に活用していく必要があります。

空き家の中には適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に悪影響と、防災、防犯、景観上の問題となる建物も出てきました。

【取組の方針】

空き家が増加する中、空き家バンクへの登録に至らない物件もあることから、所有者へ空き家バンク制度や利活用推進補助金の周知を継続して行い、登録物件数を増やし、空き家バンクの充実を図ります。

空き家バンクを通じて、住まいを求める移住者とのマッチングを行い、家屋や土地（農地等含む）の有効利用を促進します。また、移住者が地域に親しみ定住できるよう地域と連携し、事業に取り組みます。また、適切な管理が行われていない空き家については、南木曽町空家等対策計画、南木曽町空家の適正管理に関する条例等により適切な管理を促します。

【主要施策】

施策	取組内容
① 空き家バンク・利活用推進補助金活用の推進	空き家バンクの新規登録件数が増加するよう、所有者に対して空き家バンクへの登録、片付けのための補助金利用を勧奨します。 空き家バンクサイトへの掲載においては、空き家の個別の魅力が伝わるよう掲載方法を工夫します。
② 空き家相談窓口の充実とマッチングの促進	空き家所有者には空き家バンク登録など利活用方法を提案し、購入希望者に対しては、各種移住支援事業の紹介も含め、適切な情報提供を行い、マッチングを促進します。
③ 移住定住促進住宅の整備	町が空き家を10年～15年間無償で借り上げ、国庫補助事業を活用し改修し借り上げ期間中、移住定住促進住宅として貸出す取り組みをします。
④ 体験住宅の確保	空き家を活用した移住体験施設の利用促進を図り、移住者誘致を図ります。 令和7年度完成予定の神戸地区移住体験施設の利用促進を図り、移住体験のニーズを把握した後に方向性を検討します。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
空き家バンク相談件数	50人／年	50人／年
空き家への移住・定住者数	3人／年	60人／5年累計

基本施策2-5：交流活動の推進

【施策の考え方】

観光催事や文化事業などを通じた交流をはじめ、都市部の子どもたちや子育て世代、若者を対象とした体験プログラムなど、多彩な交流環境づくりを推進します。また、自然・歴史文化・地場産業などの既存の観光資源を交流拠点として積極的に活用し、交流人口の拡大に努めます。

【現状と課題】

近年、都市部に住む人たちの自然志向が高まっています。町では、平成18年から愛知県長久手市との交流活動を進めており、民間団体を中心とした体験交流を行っています。また、木曽郡6町村と春日井市は、令和5年に地域課題の解決を図る目的での連携・協力に関する協定を結び、木曽地域の住民と春日井市民との交流や木材の利活用等を行っています。

国内有数の観光地である妻籠宿を訪れる外国人観光客は年々増加傾向にあり、観光を通じて地域住民との交流が盛んになっています。人口の減少等により地域の活力が失われていく中、地域振興や人づくり、地域づくりに繋がる交流活動の充実・拡大が求められています。

【取組の方針】

木曽広域連合が行っている交流事業を中心に、木曽川下流域とのイベントへの参加、地域催事を通じ関係人口・交流人口の創出・拡大を目指します。また、上下流交流を通じ、木曽地域の森林がもたらす恩恵について伝え、森林整備や木材の活用につなげます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 交流事業の充実と交流人口の拡大	大学や企業、地域住民と十分に連携し、町の地域資源や地域の伝統的催事を取り入れた交流事業の実施を推進します。 交流人口・関係人口を拡大するために、大学連携や長久手市との交流を促進するとともに、町の伝統工芸、文化、歴史、森林資源等の魅力をSNS等を活用して広く発信します。
② 地域間交流の推進	木曽川下流域住民や長久手市との交流活動を継続的に進めるとともに、交流推進組織を育成するなど住民の交流活動の充実に努めます。 交流推進組織の高齢化により、受入が難しくなっている組織の受入体制の見直しや継続支援を行います。
③ 交流環境づくりの推進	観光催事や地域資源を活かした交流環境づくりに努め、交流活動が移住・定住につながるよう取り組みます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
交流事業の実施回数	1回/年	2回/年

基本施策2-6：妻籠宿・文化財の保存と活用

【施策の考え方】

国の重要伝統的建造物群保存地区である妻籠宿は、将来にわたり守るべき町の大切な財産です。家屋を中心とした景観を保存するための工事などを継続的に行いながら、周囲の景観に併せた保存事業を推進します。また、(公財)妻籠を愛する会を中心とした住民主体の保存活動を支援し、官民協働による整備を進めます。

有形文化財については、所有者や関係者の理解を得ながら評価を進め、適切な保存と活用を行います。無形文化財は、地域の祭りなど伝統的文化・行事を継承していくことが保存に繋がるため、後継者の育成や新たな後継者の確保に努めます。

また、日本遺産認定のメリットを最大限活かしながら、情報発信に取り組みます。

【現状と課題】

町には、重要伝統的建造物群保存地区「妻籠宿」、国重要文化財「林家住宅」、「史跡中山道」、近代化遺産「読書発電所」「桃介橋」「柿其水路橋」、県無形民俗文化財「田立の花馬祭り」など歴史的な文化財が数多く残されています。いずれも町民に愛された町を代表する財産です。特に、妻籠宿は、日本における集落保存の先駆けと住民運動の成功事例として、全国的な知名度を持つに至っています。妻籠宿の特色をより確かなものとし発展させていくためには、単なる町並みや集落保存の整備にとどまらず、広大な自然環境までも含めた保存事業を継承していくことが大切です。

また、保存事業を中核としながらも観光振興や定住化施策との連携が不可欠であり、最終的には、保存事業が地域振興に結びつくことが常に求められています。地区内での世代交代、保存のための統制と観光事業や日常活動との擦り合わせ、町内他地域との連携、町外転出者の理解など、現実的な課題を一つ一つ解決することが必要です。

重要伝統的建造物（重伝建）修理修景工事については、保存事業の根幹であるため計画的に進める必要があります。しかしながら、物件所有者の世代交代により、保存に対する考え方や意識の変化が出てきています。空き家問題、後継者不足、それに伴う保存活用のあり方など、新たな課題に対し、地域や（公財）妻籠を愛する会、関係団体と協議・検討して解決を図る必要があります。

【取組の方針】

史跡中山道は、外国人を中心に高い評価を得ています。景観維持、保存修理を継続して行い、町が誇る文化財として未来へ繋いでいきます。

修繕が必要な文化財については、計画的に補助金等を活用して修繕を行うとともに、所有者へ文化財保存の理解を深めてもらうように努めます。

無形文化財については、発表の場の確保などを行い、積極的に活動を進められる地盤づくりを行います。

重要伝統的建造物（重伝建）修理修景工事については、全国で同様の問題が生じているため、全国重要伝統的建造物群保存地区協議会等と情報交換を行うなど、具体的な対応策を模索します。

近年各地で発生している大地震や豪雨などの自然災害に対する対策を、関係者を含めて協議していきます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 指定文化財の保護・整備	計画的な修繕・整備を行います。 未指定・指定に関わらず、文化財について必要な調査や経過観察を行い、現状把握と保存に努めます。
② 歴史文化遺産の保存 伝承・活用	周囲の景観に配慮した整備を実施します。 無形文化財の継承に努めます。 所有者や地域住民に文化財の価値を周知します。 日本遺産「木曾路はすべて山の中一山を守り山に生きる」構成市町村などと協力し、文化財の価値を高めます。
③ 町並み・景観の整備	所有者に保存についての意識を啓発し、計画的な修繕工事の推進と補助金の確保を図ります。 妻籠宿の景観には史跡中山道が大きく関わることから、必要な整備を適宜行い、災害が起きた際には早急な復旧に努めます。 （公財）妻籠を愛する会など関係団体と連絡・調整を行い、様々な課題に対応します。
④ 保存事業の充実・振興	保存事業の理念を尊重しながら、空き家活用などの問題について（公財）妻籠を愛する会などの関係団体と協議します。 観光振興、定住化対策、地域経済の発展など、保存のための方策を多面的に検討します。 文化財の価値を高めることで、活用の幅を広げます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
修理修景工事数	3棟／年	3棟／年
無形文化財の数	7	7

基本目標3：元気に育てなぎそっ子

若者や子育て世代の負担を軽減する取り組みや支援の継続、居場所づくり、自然環境を活かした保育・教育により、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、子育て世代の移住定住、年少人口の増化を図るとともに、ふるさと学習・体験や交流の推進などにより、ふるさとに愛着をもち、将来子どもたちが戻ってきたいと思うまちづくりを目指します。

	基本施策	SDGs の目標との対応
3-1	子育て支援の充実	    
3-2	学校教育の充実	 
3-3	地域高校への支援	 
3-4	若者への支援と UIJ ターンの推進	     

基本施策3-1：子育て支援の充実

【施策の考え方】

子どもが心身ともに健やかに育つよう、家庭やこども園、小中学校、高校、関係機関と連携を図りつつ、保護者の個別ニーズに応じた子どもへの支援や家庭支援を図ります。子育て世代包括支援センターから、児童福祉機能を備えた「こども家庭センター」へ移行を進めつつ、切れ目のない子育て支援をより一層充実させるとともに、関係機関と連携し、ひとり親家庭や複雑な課題を抱える家庭等への支援の強化を図ります。

青少年については、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、家庭・学校に加え公民館や関係諸団体との連携を深め、住民総ぐるみで青少年の健全育成を進めます。

【現状と課題】

3園あった保育園を統合し、新たな保育・教育、子育て支援拠点として保育所型認定こども園「なぎそこども園」を令和4年4月1日に開園し、多様化する保育ニーズに対応しながら幼児期の教育・保育の質の向上に努めています。令和4年10月に信州型自然保育に認定され、地域や自然を生かした保育を継続しています。蘭園、田立園では未満児保育の受入れ体制を確保しましたが、令和5年度から7年度は利用がなかったため、今後は施設の他機能利用も含めて検討する必要があります。

発達に特性のある乳幼児が増加しているため、家庭との連携がより重要になっています。また、ひとり親家庭や経済面、養育面で課題を抱える家庭など子育て家庭の課題は多様化・複雑化しており、関係機関の連携による適切な指導と援助が求められています。

こうした中、本来子ども達の教育の原点であり、人間形成の基礎を築く場として非常に重要な家庭が機能しないケースもみられ、妊娠期から出産後、青年期に至るまでの切れ目のない支援が重要となっています。また、女性の就労拡大など社会構造の変化により子どもたちが安心して過ごせる場所が減っており、家庭、学校以外の居場所づくりが求められています。

青少年の健全育成については、インターネットの普及等による価値観や行動様式の多様化を背景に、学業、人間関係の悩みやSNSでの誹謗中傷、引きこもり等、問題が複雑化しています。「なぎそっ子」として、地域全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を支えていく必要があります。

【取組の方針】

「こども家庭センター」に移行を進める中で、妊娠期から子育て期間まで切れ目のない支援を行います。また、子育て相談や要保護児童等への適正な支援を行うため、センター人員を確保するとともに、関係機関との連携を強化します。子どもの居場所の確保については、多様なニーズに応えるために必要な職員の確保、施設の計画的な整備等を行います。少子化による園児数の減少が進む中、魅力ある子育て支援機能を幅広く周知し、移住・定住につなげます。

家庭内での教育については、基本的な生活習慣、社会生活の基本ルールの習得を推進するとともに、恵まれた自然環境や地域の人材を活用した子育て支援の充実を図ります。

青少年の健やかな成長のために、学校、家庭、地域等、関係機関と連携し、住民一人ひとりが地域の一員として活躍できるような環境づくりを推進します。

【主要施策】

施策	取組内容
① 妊娠期から産後の子育て支援の充実	妊産婦の孤立や不安解消のための相談支援、経済的な支援、妊娠期からの教育支援を行います。産後うつ予防に向け、医療機関等とのネットワークを強化し、育児相談やフォローアップに取り組みます。
② 保育事業の充実	南木曽（自然・文化・人）の特色を活かした質の高い保育を充実します。多様化する保育ニーズに対応しながら幼児期の教育・保育の質の向上に対応するため、保育士の確保を図ります。
③ ファミリーサポート等による子育て支援の充実	ファミリーサポート事業の推進に向け、サポーターの養成に注力します。地域で助け合える体制をつくり、家庭での子育ての不安、負担等をフォローします。
④ 相談支援業務の充実	こども家庭センター等を中心に、家庭、こども園、学校等で連携し、子どもに関わる様々な相談に対応でき、専門的な支援ができる体制を構築します。また、誰もが気軽に相談できる体制の充実を図ります。こども園、学校などの関係機関と情報共有を密にし、問題の早期把握・対応が可能な体制づくりを進めます。
⑤ 児童虐待防止の取り組み強化	産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱える家庭への適切な支援を行うとともに、相談しやすい体制整備や子育て支援サービスの充実を図り、児童虐待防止につなげます。児童虐待が発生した際には迅速・的確に対応が出来る体制構築を図ります。児童虐待の予防、早期発見、適切な対応ができるよう支援の一括化を図るとともに、関係者が情報共有できるシステムを構築します。
⑥ 母子・父子福祉の充実	母子・父子家庭が安定して生活できる基盤を確立し、安心して子育てできるよう相談支援体制を構築します。家庭環境や子どもの養育状況に応じて、関係機関と連携し支援を行います。
⑦ 子どもの居場所の確保	こども園では、多様な保護者ニーズに対応するために必要な職員数の確保や施設の整備等を進めます。また、家庭で育児をしている方が孤立しない居場所として、おやこのひろばの充実を図ります。放課後子ども教室は、活動メニューの充実を図ります。
⑧ 読書活動の推進と充実	ブックスタート事業を継続しつつ、子育て世帯が求めているニーズを把握しながら、読書活動の支援を行います。
⑨ 家庭教育の充実	家庭教育に関する情報提供・相談体制の充実、支援者の育成や母子・父子保健施策と連動した家庭教育力の向上支援を行います。
⑩ 乳幼児教育の推進	専門スタッフによる乳児健診・相談から「離乳食教室」「おやこのひろば」「あそびの教室」等、幼児教育へ繋げ支援します。
⑪ 青少年育成活動の推進と充実	青少年育成会、NPO法人なぎそチャレンジクラブ育成部、PTA、公民館等各団体と連携を図りながら、体験教室や講座などを開催します。地区行事や伝統行事への積極的参加を呼びかけ、地域の一員として多世代間での交流を促進します。
⑫ 健全な社会環境づくり・非行防止活動の推進	青少年の健全な成長のために、安心して心身ともに健康で暮らすことができる社会環境づくりを関係機関と連携、協力して推進します。メディアリテラシー教育や人権教育を行い、地域や家庭において幼いときから個性や多様性を尊重し、いじめ防止・非行防止につなげます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
こども園入園待機児童数	0人	0人
こども家庭センターの設置	0箇所	1箇所
「妊娠・出産・子育ての支援」に対する住民満足度	20.5%	20.5%以上

基本施策3-2：学校教育の充実

【施策の考え方】

豊かな自然環境と地域の特性を活かしながら、自主的で創造力があり協調性を持った子どもの育成を目標に学校運営を行います。学習指導要領の基本方針に基づき、各学校が取り組む特色ある学校運営や開かれた学校づくりについて、必要な支援・環境整備を図ります。

【現状と課題】

過疎化・少子高齢化が進み、児童・生徒が年々減少する中、今まで以上に学校・家庭・地域住民・行政が一体となり、学校教育の充実に取り組む必要があります。施設面では、小中学校施設の適切な維持管理、有効活用を進めます。

年々心の悩みを抱える子どもたちが増えてきており、学校への行きづらさによる不登校の傾向なども見られるため、適切なケアが必要です。

【取組の方針】

基礎的な学力の確保ができるよう小中学校の設備などの充実に努めます。また、豊かな自然や地域の伝統文化に恵まれた地域環境を活かし、自主的で想像力と協調性のある児童・生徒を育成できるように学校運営に協力していきます。

支援を必要とする児童・生徒を支え、自立に向けた取り組みを家庭、学校と一緒に進めます。学校・家庭・地域住民・行政が一体となり心身ともに健やかな「なぎそっ子」を育みます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 確かな学力と体力を身につける教育の推進	少人数にあった教育を充実させ、一人ひとりに応じた指導・発展的学習・補充的学習を通じて、基礎学力の向上を図ります。
② 心身の健全育成と思いやりの心を育む教育	保護者・町・教育委員会が連携して個々の対応を積極的に行います。悩みを抱える子どもたちのために、スクールカウンセラーによる相談・生活アンケートにより児童生徒の様子の把握に努めます。
③ 国際社会に生きるための国際理解教育の推進	A L Tの継続的な配置により、小学生時に外国語・外国文化に親しみ、中学生時には語学力の向上に取り組めます。
④ I C T教育の推進	情報通信機器タブレット端末を1人1台配置することにより、I C T教育の推進を図ります。
⑤ 読書活動の継続	感性・表現力・思考力・創造力を育てるため、セカンドブック・サードブックを継続し、読書活動を推進します。
⑥ 特別支援教育の充実	障がいのある子どもとその保護者に対して早い段階から相談支援を充実させるとともに、巡回相談・就学に向けてのガイダンス・教育相談及び支援会議を子ども一人ひとりにあった形で関係機関と連携しながら実施します。
⑦ 地域と連携した学校行事（コミュニティスクール）の充実	地域の団体・住民が学校と連携して学校教育活動に取り組めます。体験学習やボランティア活動など地域と触れ合う活動に取り組めます。
⑧ 中学校部活動の地域移行	長野県地域クラブ活動推進ガイドラインと長野県中学生期のスポーツ・文化活動指針を踏まえ、移行準備会などでの協議により、部活動の適切な地域移行を進めます。
⑨ 将来のあり方に関する協議・検討	今後の児童生徒数の減少を踏まえ、将来における学校の在り方について、関係機関・団体との協議により検討を始めます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
「学校教育の充実」に対する住民満足度	30.1%	30.1%以上

基本施策3-3：地域高校への支援

【施策の考え方】

蘇南高等学校の存続のため、地域を挙げて、魅力ある学校づくりのための取り組みを積極的に支援します。

【現状と課題】

長い歴史と伝統のある蘇南高等学校は、地域の教育力向上に欠かせない教育機関としての役割を果たしています。しかしながら、現状では少子化や子どもの意識の多様化等から蘇南高等学校への進学者が年々減少しており、県の高校再編基準から見ると、存続に向けて新たな取り組みが必要とされています。

広い木曽地域において教育の機会均等を確保し、地域における教育活動の推進力及び地域が求める若者を育成する場として、蘇南高等学校を維持していくことが求められています。

【取組の方針】

木曽南部地域唯一の高等学校として、魅力ある学校となるための支援を地元住民とともに取り組みます。

支援の内容を中学校、住民に対してPRしていきます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 蘇南高等学校の存続を図るための応援	木曽南部の唯一の高校として地域生徒に魅力ある学校をアピールするため、語学研修事業助成、蘇南アカデミー助成・ICT学習支援への助成を積極的に行います。 地域生徒に選んでもらえるよう、PR用パンフレット作成の経費を助成します。
② 地域や学校との連携・協調	高校生と小学生、中学生、園児との交流事業を引き続き実施し、地元の高校生の活躍をPRします。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
蘇南高校魅力向上事業数	3事業	3事業以上
「蘇南高校への支援」に対する住民満足度	13.7%	13.7%以上

基本施策3-4：若者への支援とU I J ターンの推進

【施策の考え方】

人口減少を抑制し、人口目標の達成に向けて、U I J ターンによる移住者の増加に取り組みます。また、若者からの意見を取り入れながら、若い世代が住んで幸せと思える環境づくりに取り組みます。

【現状と課題】

若者が進学や就職先を求め県外へ移り、戻ることなく生活の場を都市圏域に置く状況が続き、都市部への人口流出が進んでいます。その要因として、町内に就職先の選択肢が少ないことや住宅環境などがあると考えられます。これらの課題に対して産業振興や雇用対策、住宅対策に加え、個々への経済的支援や生活環境の整備も進めていく必要があります。

【取組の方針】

テレワークなど多様な働き方が増えてきたことや、地方移住が見直される風潮がある状況を踏まえた上で、都市部にはない地方ならではの特色を生かしたU I J ターン者の誘致に取り組みます。また、若者まちづくり会議を通じて、若者からの意見を積極的に取り入れ、若者が定住しやすい環境の整備を進めます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 結婚支援	結婚という人生の節目を支援することで、町への定住を支援します。県が運営するマッチングアプリへの登録勧奨、結婚祝い金、結婚新生活支援補助金を行います。
② 就業支援の充実	若年層へ向けて、地元企業の魅力発信やハローワーク等の情報提供など、U I J ターン希望者の受け入れ体制を整備します。地元企業との連携を強め、若年層に向けた就業支援プログラムを構築します。
③ 学生の職業体験支援	町内の中高生の希望に応じて、町内事業者の情報を提供するほか、通勤圏内の事業者の情報も提供します。
④ U I J ターン就業・移住支援事業	国、県の制度を活用し、移住経費に対する補助金を交付します。交付条件となる、町内事業者のサイト登録を呼びかけます。
⑤ 住宅確保の支援	単身用のU I 住宅の建設を進め、生活の場を確保します。住宅リフォーム補助制度を継続し、地元への定着を促進します。
⑥ 奨学金返済支援	奨学金の返済支援の対象を拡充し、若者の経済的支援を行います。
⑦ 移住体験住宅、サテライトオフィスの整備及び活用	テレワーカーや都市部の地方移住を検討中の方がリモートで仕事をしながら、町で移住体験できるよう環境を整備します。利用者が望む体験メニューを考案するなど、利用促進についても検討を進めます。
⑧ 地域おこし協力隊の活用	地域おこし協力隊の人材が、町の活性化につながる新事業にチャレンジすることで、町にあった地方創生のあり方を模索し、実践します。
⑨ 若者まちづくり会議	若い世代から委員を募集し、若者の意見や考え方を把握するとともに、若い世代が住んで幸せと思えるまちづくりを検討します。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
移住体験住宅の整備数	1 棟	2 棟
地域おこし協力隊員数	6 名	6 名
U I 住宅 (単身用) の建設数	0 棟	1 棟

基本目標４：健康で元気なハッピーライフ

地域での助け合いや、様々な健康づくりの推進による健康長寿の延伸を図り、一人ひとりが健康で幸せを実感できる生活を大切にしていきます。

町内外の医療機関及び福祉機関等と連携し、医療・福祉の供給体制の安定化を図り、安心して住めるまちづくりを目指します。

	基本施策	SDGs の目標との対応
4-1	地域福祉の推進	    
4-2	地域医療の充実	  
4-3	高齢者福祉の充実	      
4-4	障がい者福祉の充実	      
4-5	生涯学習・スポーツの振興	     
4-6	健康づくりの推進	  

基本施策4-1：地域福祉の推進

【施策の考え方】

誰もが住み慣れた地域でいきいきと生活していくために、支援を必要とする一人ひとりを地域全体で支える地域福祉を推進します。多様で複雑化・複合化する諸課題に対応できるよう、町社会福祉協議会をはじめ、医療・介護・福祉・保健関係者等との連携を図ります。

【現状と課題】

65歳以上の高齢者は人口の4割を占め、独居高齢者や高齢者世帯員、障がい児・障がい者、要介護者等の要援護者は年々増加しています。誰もが住み慣れた地域社会で安心して過ごすためには、公的なサービスの拡充だけでなく、地域住民が相互に日常生活を支え合う仕組みづくりが急務となっています。

また、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、自立に向けた相談支援を行うため、木曽保健福祉事務所、長野県木曽生活就労支援センターまいさぼ木曽、ハローワーク等関係機関との連携が必要です。

頻発する災害に備え、自身での避難が難しい要援護者の把握と支援が求められます。

【取組の方針】

福祉施策を行うため、関係機関との連携を維持し、多様なニーズに応えられる支援体制整備と施策を推進します。また、住民同士が互いに思いやり、支え合う自助・共助の仕組みづくりを推進します。

住み慣れた家庭や地域での生活を維持するため、生活相談支援事業の継続支援や地域支え合いの担い手の育成・活用を推進し、社会的孤立にさせない顔の見える支援を実施します。

【主要施策】

施策	取組内容
① 安心して暮らせる支援体制の整備	生活相談支援は特に需要が高いサービスであり、引き続き事業を継続します。高齢者世帯や独居高齢者が増加していく中で相談窓口として重要な民生児童委員の活動を支援するとともに、担い手育成を含めた体制構築を進めます。 緊急時・災害時に独居高齢者、高齢者世帯、障がい児者、要介護者の安全を確保するため、引き続き要援護者台帳を作成し、発災時の福祉避難所への誘導や福祉施設との協定による一時入所等の対応についても取り組みます。
② 成年後見制度の利用促進	8050問題に象徴される支援が必要なケースが増加しており、成年後見制度の利用を促進します。町社会福祉協議会での法人後見人制度の支援を行い、利用促進の体制強化に引き続き努めます。
③ 住民同士の支え合いの促進	なぎそ・おたすけ隊の隊員と利用者の登録を促進し、活動を支援します。関係機関と連携し、ボランティア活動を始めた福祉活動に関する普及啓発活動を行い、住民同士で日常生活を支え合う仕組みづくりを推進します。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
なぎそ・おたすけ隊協力会員数	111名	111名以上
「支え合い活動の推進」に対する住民満足度	27.0%	27.0%以上
「地域福祉の推進」に対する住民満足度	29.7%	29.7%以上

基本施策4-2：地域医療の充実

【施策の考え方】

近隣市町村や木曽広域連合、木曽保健福祉事務所はもとより県や国とも連携し、医師や医療従事者など医療人材と診療所など医療資源を確保し、地域に必要な医療提供体制を構築します。また、医療機関との連携により、切れ目のない在宅医療・看護の確保を目指します。

【現状と課題】

地域医療構想が策定され、2025年、木曽圏域でのあるべき医療の提供体制が示されました。圏域内唯一の有床病院である県立木曽病院を中心に10の一般診療所と13の歯科診療所により医療体制が形成されています。住民が利用している医療機関は、主に町内の医院、大桑村・中津川市の医療機関、木曽町の県立木曽病院等ですが、県立木曽病院、中津川市の病院までは通院に40分から1時間ほどかかり交通の不便さが課題となっています。

また、急激な人口減少と出生数の減少、医師不足などから、県立木曽病院では令和8年3月をもって分娩の取り扱いができなくなります。分娩は近隣の地域周産期連携病院などに依頼し、妊娠から出産直前までと、出産以降の妊婦健診、乳児健診、子育て事業などは木曽圏域全体で支える体制の構築が必要になっています。

精神科、がん治療等専門分野の入院機能を兼ね備えた病院は近隣にはなく、松本市、飯田市及び多治見市、名古屋市などまで通院しなければならない状況です。さらに、近年、終末期医療のニーズが高まっており在宅診療は主に町内の医院や近隣の訪問看護ステーションに委ねられており今後増加すると予想されます。

救急医療は県立木曽病院や中津川市民病院への長距離の搬送時間による救急車不在の事態が予測されます。最近ではドクターヘリによる搬送件数も増加しており、整備済みの天白公園ヘリポートのほか、新たなヘリポート整備の要望も挙がってきています。

このほか、旧坂下病院は診療科目、入院機能の多くが中津川市民病院に統合され規模が大幅に縮小し診療所化されています。現在、中津川市では「新公立病院改革プラン」により坂下診療所の民営化に向け医療法人への譲渡を協議しています。

医療現場における「働き方改革」が推進され、時間外労働が制限されたことから、医師をはじめ医療従事者の人材不足が顕在化しています。郡内においても、医師の高齢化と後継者不足により、医師をはじめ医療従事者の人材の確保は深刻な課題となっています。

このように医療提供体制の構築には様々な課題が山積しており、今後に必要な医療の確保のため、町内医療機関をはじめ木曽保健福祉事務所や木曽広域連合、近隣の市町村や医療機関等との広域的な連携が求められます。

【取組の方針】

医師・医療従事者の人材確保を第一に進め、医療提供体制の水準を維持・継続する取組を強化します。また、バス・タクシードライバー不足による公共交通網のサービス低下が危惧される中、最低限の通院手段が断たれないよう、交通事業者と連携を密にし、持続可能な受診体制の確保に努めます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 地域医療体制の確保の推進	人口減少と高齢化がより一層進むことで、木曽病院の診療科目、入院機能の縮小が予想されることから、医療圏域の広域化を検討します。 地域の診療所医師の高齢化に伴い、事業継承の検討を進めます。 木曽病院の医療提供体制を維持・継続するため、医師確保に向けた信大医局への医師派遣の働きかけを圏域で進めます。 周産期医療システムの構築による安全・安心の分娩体制の確保を目指します。 坂下診療所の民営化は病院事業部と連携しながら、岐阜県東濃圏域医療構想調整会議の動向を注視し、医療体制の確保等を目指します。 医師不足解消のため、関係機関と連携していきます。 地域の診療体制維持・継続のための看護大への支援、奨学金制度の拡充を図ります。
② 受診しやすい体制の確保	地域医療体制の確保に合わせ、木曽病院の診療科目、入院機能の維持継続を図ります。木曽病院では休日や平日夜間の時間外診療が医師の負担となっていることから適正受診の啓発を進めます。 適正受診の徹底と不搬送を減らすことで、医師や広域消防への負担軽減と助かる命が増えることの広報を行います。 妊婦に対する健診・分娩に必要な医療施設への交通費や宿泊費の補助を行うとともに、緊急時の移送手段の確保、妊娠から出産、産後の一貫した妊産婦支援を充実させます。 マイナ保険証の福祉医療受給者証への活用により、資格確認の簡素化、償還払い方式から現物給付への移行を図ります。 近隣町村、木曽広域連合と連携し、木曽病院、坂下診療所や中津川市民病院への通院体制の充実を図ります。 バス停までの移動が困難な方を考慮し、交通事業者が対応できる範囲で、デマンドタクシー対応の地域拡大を図ります。 最低限の通院手段を確保し、持続可能な受診体制に努めます。
③ 緊急医療体制の確保	休日及び平日夜間の一次救急医療は、木曽病院での信大医局の医師派遣と看護師配置を継続します。 新たなヘリポートの整備を検討します。 木曽広域消防本部の消防職員の増員車両や装備の充実を要望していきます。

基本施策4-3：高齢者福祉の充実

【施策の考え方】

高齢者が住み慣れた地域社会の中で、基本的人権が尊重され、ともに支えあい、誰もが安心して生活ができるよう「南木曾町老人福祉計画」「介護保険事業計画」を指針として、その実現を図ります。また、高齢者が自らの経験と知識を生かして、生きがいをもって社会参加が図れるよう、関係機関と連携し、介護予防事業を積極的に推進します。

木曾広域連合・介護保険サービス事業者・医療機関等とのネットワークを更に強化し、自立支援に基づく介護保険サービスの充実を図ります。

認知症への対策として、地域の見守りネットワークを充実させ、地域で支えあう体制づくりを強化します。

【現状と課題】

町の高齢化率は、令和6年4月現在で44.3%となっており、今後も高い水準で推移することが見込まれます。また、高齢者の独居や高齢者のみ世帯の増加が予想されます。この点を踏まえて、介護保険事業のほかに高齢者の日常生活を支える仕組みづくり、高齢者の知識や経験を生かす社会参加の推進及び生きがい活動が必要です。

介護保険認定者の原因となっている疾患では、認知症が最も多く、次いで膝や腰等の整形外科的疾患、脳血管疾患で、全体の8割を占めています。これらの状況から、生活等の支援が必要な高齢者が今後も増加していくと予想されます。すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じ、自立した日常生活を営むために、地域の実情に応じた地域包括ケア体制を構築・深化させ、この地域に相応したサービスの提供体制を実現することが求められます。また、サービスの担い手が不足している状況から、地域住民との協働による支えあいの地域づくりを進め、生きがい活動等により介護予防に取り組むことが必要です。

【取組の方針】

高齢者の自立した生活への支援、生きがいづくり、健康づくり、介護予防の推進、認知症施策の推進、地域包括ケアシステムの推進に取り組みながら、誰もがいくつになっても住み慣れた地域で健康に暮らせる町の実現を目指します。

木曾広域連合、介護保険サービス事業者、医療機関等との連携し、自立支援に基づく介護保険サービスを継続するとともに、インフォーマルサービスである地域の支えあい活動の充実に重点的に取り組みます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 介護保険事業の充実	木曽広域連合、介護サービス事業者との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの推進を強化します。 少子高齢化、人口減少に伴い、介護サービス事業所の利用率や介護人材不足についての状況把握をする中で、関係機関と共有しながら、それぞれの課題に取り組みます。
② 高齢者の社会参加と生きがい対策の推進	シルバー人材センター、老人クラブ活動への支援を継続します。 社会福祉協議会、NPO法人等の関係機関と協力しながら、生きがいや介護予防にもなる、社会参加できる通いの場を確保します。 通いの場（サロン等）がない地区への支援や男性が参加しやすい環境をつくります。
③ 高齢者福祉事業の充実	高齢者在宅介護支援事業を継続します。 有償ボランティアなどそ・おたすけ隊が継続できるよう担い手の確保及び担い手の活動を支援します。 木曽広域連合と連携しICT等を活用した見守りシステムを検討していきます。 移動支援について、関係機関との協議、検討を進めます。
④ 地域支援事業の充実	一般介護予防事業の充実を図ります。また、介護予防事業から介護保険サービスへの移行の際に切れ目のない提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。 介護予防を目的とした一般介護予防事業の周知を継続します。参加対象者の把握により参加者を増やします。
⑤ 相談支援業務の充実	総合相談窓口として、地域包括支援センターの役割を住民に周知するとともに、様々な相談に対して的確な状況把握を行い、関係機関と連携し、迅速な対応に努めます。 成年後見制度を社会福祉協議会と連携して推進します。
⑥ 認知症への対応	認知症サポーター養成や認知症サポーターによるチームオレンジの活動（認知症カフェ等）を実施・支援します。 認知症初期集中支援チーム、医療機関、認知症疾患医療センターなどとの連携強化と認知症高齢者等徘徊・見守りSOSネットワーク事業の充実を図ります。
⑦ 介護施設等の対策	松塩筑木曾老人福祉施設組合の第六次基本計画を踏まえ、今後の組合の動向や施設の再編等について協議、検討していきます。 高齢者が快適に生活できる居住環境について、地域ニーズを把握する中で、研究していきます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
サロン等への男性の新規参加者数	1人／年	1人／年
認知症サポーター数	1,143人	1,193人
「高齢者福祉の充実」に対する住民満足度	23.5%	23.5%以上

基本施策4-4：障がい者福祉の充実

【施策の考え方】

障がいの早期発見・治療に努めるとともに、ノーマライゼーションの理念のもとに障がい者の自立と社会参加を支援して、住み慣れた地域で個性を活かしつつ、社会の一員として自立した生活と活動ができる地域社会を目指します。

そのためには、「南木曽町障害者福祉計画」に沿って木曽障がい者総合支援センターともなどの関係機関と連携しながら障がい者の個々のニーズに応じた相談支援事業を拡充し、地域生活支援拠点の整備をはじめ、総合的な生活支援と就労支援を進めるとともに、就労支援施設や地域活動支援センターなどの日中活動の場の充実を図ります。

【現状と課題】

障害者総合支援法改正により障害福祉サービスの充実が推進されました。町独自での対応が困難なサービスもあるため、木曽圏域では広域連携により効率的なサービス提供を展開しており、今後も継続が必要です。

障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法が施行され、障がい者の人権、権利擁護が法的に整備されています。今後、こういった法律や国の制度改革を踏まえて適切に対応するため、次の点が重要となります。

- (1) 障がい者の人権を尊重した社会共生の実現
- (2) 障がい者の多様な選択肢を保障し、地域で安心して生活するための相談支援体制
- (3) 地域住民への啓発活動
- (4) 地域生活支援拠点など地域で生活するための体制整備

【取組の方針】

木曽圏域内での福祉資源活用を一層推進し、持続可能なサービス提供を目指します。障がいの早期発見による適切な療育・治療を実現するとともに、必要な支援が受けられる体制整備を進めます。

また、社会的自立に向けた取り組みとして、相談支援体制強化や関係機関との連携の継続が必要であり、日常生活自立支援事業や地域生活支援の継続によりサービス提供の維持を図ります。あわせてノーマライゼーション理念の普及啓発を引き続き進め、文化活動やスポーツ活動の参加促進への取り組みを継続し、地域生活を安心して過ごせる環境となるよう整備していきます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 広報啓発活動の推進と障がい者の権利擁護	ノーマライゼーションの理念の普及に努め、障がい者理解促進・虐待防止・差別解消の取り組みを実施します。 日常生活自立支援事業の活用を図り、法定後見人制度利用を継続するとともに積極的な広報啓発と権利擁護の推進を行います。
② 相談支援事業の推進	多様化する障がいに関する相談に対応するため、限られた福祉資源の活用と調整を行うとともに、相談支援体制整備の強化を図ります。 障がいの早期発見や相談支援体制の充実に繋げるため、関係機関と連携し、適切な支援が受けられる体制構築に引き続き取り組みます。
③ 継続した支援体制の確立	適切な療育・治療に結びつけ、就学後の支援の円滑な移行を実現するため、関係機関との連携を図ります。また、進路選択後も関係性を確保し、社会的自立に向け、特性に合わせた進路選択が行えるよう個々の状況に応じた支援を継続します。
④ 障がい者の地域生活支援と就労支援	地域生活支援、就労継続支援といった課題に対応した自立支援サービスの継続を行い、地域の社会資源の活用や関係団体・NPO法人などの住民組織との協働に努めます。 地域生活拠点として地域活動支援センター事業を継続するとともに、町内だけでなく木曽圏域における社会資源として、木曽障がい者総合支援センター等の関係機関との連携により、障がい者自身のニーズや能力に応じた支援を推進します。
⑤ 文化活動・スポーツ活動の参加促進	コロナ禍により身近な地域行事やレクリエーションといった交流の機会が減少し、感染症の分類変更後も従前の形式に戻らない行事も多いため、積極的な交流参加の推進を図ります。障がい者と共に多くの住民が文化活動・スポーツ活動への参加を実現できる啓発活動を行います。 県障がい者文化芸術祭やアート展の周知を通じ、文化活動の推進を図るとともに、郡障がい者スポーツ交流会や県障がい者スポーツ大会への参加を促進します。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
なんでも交流会の開催数	1 回/年	1 回/年
「障がい者福祉の充実」に対する住民満足度	18.2%	18.2%以上

基本施策4-5：生涯学習・スポーツの振興

【施策の考え方】

すべての町民が主体性をもって、「いつでも」、「どこでも」、「だれとでも」、「いつまでも」の学習活動ができ、その成果が還元される生涯学習社会の実現を目指します。

地域生活の課題に積極的に取り組み、町民のニーズや課題を的確に捉えながら、個々のライフスタイルや年代に応じた学習活動を支援していきます。

スポーツ活動を地域の文化として捉え、生涯スポーツの振興を図ります。

【現状と課題】

今日、社会環境の変化の激しい社会にあって、人々は自己の充実や生活向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めています。生涯学習の重要性を町民とともに考え、生涯学習社会の実現を目指し、学びの場の確保と機能の充実が必要です。

人口減少、行財政改革等の流れや繋がり希薄化等の社会的風潮、人材不足から、住民自治の新たな取り組みが様々に模索される中、社会教育機関である公民館が担うべき役割や位置付け等を明確にする必要があります。また、生涯学習の場としても中核的な役割が期待されています。

スポーツに関しては、モータリゼーションの進展とともにどの年代も体力の低下が顕著となっており、基本的な体力づくりや運動習慣が欠かせるようになっていきます。幼少から高齢者まで、目的に見合った気軽な運動やスポーツ活動をすることが重要です。一方で、余暇時間の増加に併せてスポーツが趣味として普及し、これ続けることは、生きがいづくりと仲間づくりにも繋がり、体力面以外にも多くの効果が期待されます。生涯学習社会の実現、長寿社会への対応のためにも、「いつでも」、「どこでも」、「だれとでも」、「いつまでも」楽しめる運動や、学習が実践できるような環境や施設の整備が必要になっています。

【取組の方針】

地域住民が主体的に学び、交流する場を提供し、知識の向上、地域コミュニティの活性化を図り、地域が抱える課題や住民のニーズを捕捉し、解決に向けて積極的に取り組みます。生涯学習社会の実現のため、学校・家庭・地域の積極的な連携を図りながら、それぞれの役割に従って活動を進めます。

南木曽会館、社会教育施設、公民館施設の改修及び有効活用について具体的な計画を立案していきます。地域資源である伝統芸能や歴史、特産品に関する講座やイベントを開催する等、社会教育活動の充実に努めます。

なぎそチャレンジクラブ（総合型スポーツクラブ）の運営を支援するとともに、スポーツが楽しめる環境づくり、機会づくりを推進するために、小中学校施設、社会教育施設など、積極的な施設開放と計画的整備を行い、有効な利活用を進めます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 関係機関との連携	行政、教育委員会、公民館、社会教育委員等の関係機関や生涯学習に関わる民間の関係団体等が連携して施策の計画立案へ参加し、各分野におけるリーダーの人材育成や人材確保に協力していきます。相互に教育力の活用を図り、生涯学習関連施策の充実を目指します。
② 生涯学習に関する情報と活動の場の提供	町民の自発的な活動に必要な情報が、効率的に提供できるようなネットワークの整備や情報交換の場を創出し、啓発活動に取り組みます。町民の自覚と意欲を高める学習活動を促進します。
③ 公民館活動の充実	人々が集い、多世代で楽しみながら学べる場を設けることを基本に、DX・ICTも活用しながら、地域資源を利用した学習会や講習会、多世代が交流できるイベント等の開催に取り組みます。
④ 文化活動、文化サークルの育成	文化イベントの開催、町民展、演劇や音楽会など優れた芸術・文化に接する機会を提供します。文化サークルをはじめとする各種サークル活動を幅広く育成・支援し、相互交流や発表の場の充実に努めます。
⑤ 講演会、文化事業等の行事開催	町民一人ひとりが主役となり、学習・活動に役立てることができるような講演会等を企画します。
⑥ 地域コミュニティの維持	公民館活動を通して、次世代を担う若者世代との協働に向けたコミュニティ形成に努めます。
⑦ 公民館施設の整備	旧小学校施設等の有効利用を進め、生涯学習施設としての南木曽会館、公民館・分館施設や社会体育施設の整備や機能の拡充・利活用の促進に取り組みます。 公民館活動の拠点としてだけでなく、大規模災害に備え、地域住民が安心して避難できる「避難所」としての施設整備を進めます。
⑧ 地域と連携した学校行事（コミュニティスクール）の充実	小中学校と連携し、読書及び学習振興、総合的な学習に取り組みます。学校のニーズ、要請に応じた人材を探し、地域・学校・家庭・行政が一体となり地域に根差した教育活動、コミュニティスクールの充実に努めます。
⑨ なぎそチャレンジクラブ（総合型スポーツクラブ）への支援	多様な目的を持つ人が集える総合型スポーツクラブの育成と安定的な運営に向けた支援を行い、総合型スポーツクラブを基軸に、町全体のスポーツ活動・健康づくりの体系化と組織強化に取り組みます。
⑩ 健康づくりのスポーツ普及と競技スポーツへの支援	子どもから高齢者・障がい者、初心者からトップアスリート、健康志向から競技志向まで、多種多様な目的を持つ町民が集い、楽しめるスポーツ活動の普及と支援に取り組みます。
⑪ 体育施設の整備・有効活用	小中学校施設、社会教育施設等の既存施設は、施設開放と計画的な整備を行い、住民が自主的にスポーツに取り組める施設の整備を進めます。
⑫ 町民が気軽に参加できるスポーツ行事の開催	住民課やなぎそチャレンジクラブ、公民館等が連携して、子どもや高齢者、体の不自由な方も気軽に楽しむことができるニュースポーツ教室、大会を開催します。 関係団体等と協力して、チャレンジボール大会及び町民の交流や健康づくりを目的とした多世代で楽しめるスポーツ大会を開催します。
⑬ 妻籠健康マラソン大会の実施	参加者及び運営ボランティアが一体となり、関係各所と協力して大会の開催に取り組みます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
公民館講座(社会人対象)開催数	6回／年	10回／年
土曜子ども教室開催数	3回／年	6回／年
公民館大会参加者	100人／年	100人／年
分館交流スポーツ大会参加者	150人／年	150人／年
「スポーツの振興」に対する住民満足度	41.0%	41.0%以上

基本施策4-6：健康づくりの推進

【施策の考え方】

住民一人ひとりが、心身機能の維持及び向上に取り組むことが必要です。そのため、「健康づくり計画」を指針として、健康についての正しい知識の理解促進と情報提供を通じて、適切な食事や身体活動等の健康的な生活を自ら選択できるよう支援します。また、健診や保健指導等の情報を見える化し、住民自ら健康づくりに取り組めるよう啓発活動を行います。

【現状と課題】

急速な少子高齢化、核家族化とともに、食生活の変化や運動不足を原因とする高血圧症・高脂血症・糖尿病等の生活習慣病有病者が増加し、生活習慣病から人工透析が必要な状態や要介護状態になる人が多数います。当町の死亡率の順位（令和4年度）は、がん（全死亡の41.7%）・心臓病・脳血管疾患と続き、早期発見と重症化予防が喫緊の課題となっています。また、年々増大する医療費等の社会保障費が深刻な問題になっており、これらを支える負担も、今後大きくなることが予想されます。

健康づくりにおいては、まずは自分の体を知り自己管理することが必要であるため、町では健康診査・各種がん検診・保健指導等の保健予防に取り組んでいますが、受診率の向上が課題となっています。また、長年続けた生活習慣を変えることは難しいため、こども園・教育機関・生涯学習・なぎそチャレンジクラブ・医療機関等関係機関と連携し、幼児期・学童期・若年期からの取り組みが重要となっています。

また、近年の人口減少に伴い対象者の減少から、検診・健診のあり方、病院受診の支援のあり方について検討が必要となっています。乳幼児健診については、小児科医の不足から、広域的な実施が喫緊の課題となっています。

【取組の方針】

国では、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、国民の健康増進の総合的な推進を図るとして、「健康日本21」を示しています。県においても「第3期信州保健医療総合計画」が定められ、「健康長寿」という目標に向かい、県の保健医療施策を総合的に推進することとしています。当町においても、国・県の指針を踏まえ、食生活改善や運動等による生活習慣病予防や、健康診断・がん検診などを取り入れることによる予防に努めます。

また、健診受診率の向上のための未受診者対策として、受診しやすい健診体制や、地区巡回型での実施、交通手段のない方への送迎サービス、健診料金などを検討します。特に多いがん死亡への対策について早急に取り組めます。

また、個人の健康は、社会環境の影響を受けやすいため、医療機関、福祉機関、教育機関、企業及び地域の関係者等と連携しながら、住民が主体的に行うことができる健康増進の取り組みを総合的に支援します。

【主要施策】

施策	取組内容
① 妊婦健診等母子保健事業の充実	妊婦の心身・社会的なリスクを初期の面談を通じて把握し、妊娠・出産・産後の適切な時期に医療機関との情報を共有し持続可能な支援を行います。 多胎やハイリスク妊娠等で健診14回を超過した場合の追加の健診料金に対する補助を検討します。また、遠方の分娩施設を利用する場合の交通費・宿泊費、検診時の交通費補助などの活用を推進します。 乳幼児健診については、近隣の町村と協力しながら広域的な実施の方向性を検討します。これまでの健診方法からの抜本的な見直しや、健診施設が町外となる場合の保護者への説明、交通費等の支援など必要な検討を重ね、実践、評価・修正まで、計画的に進めていきます。
② 特定健診、がん検診等の推進と疾病予防、重症化予防の取り組み	健康づくりの第一歩は、自らの健康状態を知ることであり、正しい知識の提供を行います。健診については、引き続き受診率向上、維持に取り組めます。 がん検診では、人口減少により受診者が減っても町民の検診受診の機会が減らないよう、検診業者との調整や、近隣町村との調整を行います。また、対象となる町民が適切に受診できるよう、がんや検診に関する普及啓発を行います。健診の受診率向上、維持のため実施方法について、引き続き見直し改善します。 子宮頸がん検診や胃がん検診については、地域の医療機関、委託先の検診機関、郡内町村との連絡を重ねながら、地域巡回も視野に入れ、検診方法の変更の可能性や具体的な手順を検討します。
③ 生涯にわたる食育の取り組み	食育は生きる上での基礎となるべきものであり、「食」に関する知識、選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てます。食育の実践を乳児から高齢者まで途切れることなく進めるため、多様な関係者の連携・協働により、広い視野に立った一貫性のある取り組みを展開します。
④ 予防接種と感染症対策の充実	国の動向や他町村の動きなど確認をしながら、円滑に対応できるように準備を行います。 予診票の電子化を進める中で、利便性や業務の効率化、安全性などを確認しながら導入を検討します。具体的には、民間の母子手帳アプリの導入などが考えられますが、母子保健事業や子育て支援施策との整合をとりながら検討を進めます。 今後、新たな感染症の流行に備え、国や県、医療機関などの関係機関と連携をとれる体制を維持します。
⑤ 精神保健事業・難病保健事業の充実	継続して心の健康や精神疾患への理解を深めるための啓発活動を行います。 地域で支えあえる体制づくり、利用しやすい相談事業などの実施を検討します。 南木曾町自殺対策計画に基づく自殺対策や、精神保健の普及については、包括的な対応が必要となるため、各種関係機関や専門機関などと連携しながら実施します。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
国保特定健診受診率	68.0%	70.0%
がん検診受診率	16.5%	20.0%
「健康づくりの推進」に対する住民満足度	29.9%	29.9%以上

基本目標5：みんなが元気で主役のまちづくり

住民と行政が同じ方向を向き、協働のまちづくりを進めるため、町民や様々な団体、事業者等と連携するとともに、地域で培われた“つながり”を大切にし、誰もが参画・活躍できるまちづくりを目指します。

計画的な行財政運営や共同化を進める広域行政、人材確保やD Xの推進等により、効率的で健全なまちづくりを目指します。

	基本施策	SDGs の目標との対応
5-1	協働のまちづくりの推進	   
5-2	人権施策の推進	      
5-3	事務事業の効率化や広域行政の推進	   
5-4	計画的な行財政運営	   
5-5	公共施設の管理	  

基本施策5-1：協働のまちづくりの推進

【施策の考え方】

町民が主体となって組織する地域振興協議会、行政区、地域活動を行う団体やボランティア団体、NPO法人等の育成や活動を支援しながら「みんなが元気で主役のまちづくり」を目指して、町民との協働を推進します。国などの地域づくりや集落支援員制度、県や町独自の補助金を活用し、地域活動の活性化を図ります。

広く町民に行政施策を理解してもらい町民参加のまちづくりを進めるため、あらゆる手段を通じて行政情報や地域情報を提供する一方、町民の意見が町政へ届くよう意見聴取の方法を検討し、機会の拡充を進めます。

【現状と課題】

地域振興協議会は、地域の課題解決や町への要望活動により、まちづくりに参加・協力してきました。また、県の地域発元気づくり支援金や町の地域づくり支援事業を活用して地域振興を進めてきました。近年の少子高齢化の進行や人口減少による担い手不足で、今後は町民を主体とする地域活動が困難になる恐れがあります。

町は、地域振興協議会からの要望を受けるほか、町政報告会を開催し、施策の報告や町民からの意見を徴収し、事業を計画してきました。一方、住民アンケートからは町の施策が町民へ伝わっていない状況も分かってきました。協働のまちづくりを進めるためには、町の状況や施策を広く知ってもらうことが重要になります。

今後、活発なコミュニティ活動を推進するためには、地域振興協議会をはじめ各種団体との連携や、あらゆる広報活動により施策などを情報共有したうえで協働のまちづくりを進める必要があります。

【取組の方針】

地域振興協議会や各種団体等との連携、育成を継続していきます。また、補助金制度により地域独自の活動を支援し、地域での課題解決やコミュニティ力の向上、多様性を活かした元気なまちづくりを進めます。

町内外への情報発信を見直し、町民へ広く施策が伝わり、協働できるまちづくりを検討し町民と共に活気あるまちの姿を発信することで、移住者の増にもつなげていきます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 広聴・広報活動の充実	ホームページの見直し及び公式SNSを導入し、町内外への情報発信を進めます。 CATVの活用を拡充し、町政に関する情報を幅広く提供します。 広報誌を引き続き発行します。 町の施策を町民に周知する効果的な方法、媒体等を検討します。
② 住民自治組織の活動の充実	地域振興協議会との連携を継続します。 地区から選出する町組織の役員や区長等の活動内容を見直し、効率化や負担軽減等を図ることにより、地区の運営を支援します。
③ まちづくり団体などの活動支援	町地域づくり補助金等の補助金制度を継続していきます。
④ 国・県などの地域づくり制度等の活用	県元気づくり支援金の活用を推進するため、活用希望団体への事務的支援を継続します。有益な制度があれば、町民への周知、支援を行います。
⑤ ボランティア団体・NPO法人などの育成と支援	各種団体の育成や支援、NPO法人設立の支援を行います。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
公式SNS導入数	0	1

基本施策5-2：人権施策の推進

【施策の考え方】

住民一人ひとりが性別に関わりなく、どんな場面でもその個性と能力を十分に発揮できるよう、社会的慣行や固定的な役割分担意識を解消するための教育や学習の機会を創設します。また、職場や地域において男女が共に参画しやすい環境を目指して、育児・介護等の場における男女共同参画の意識の普及・啓発及び仕事と家庭生活の調和がとれた環境づくりを進めます。

また、あらゆる差別と暴力を撤廃し、ジェンダー理解や多様性を理解し、受け入れるダイバーシティを推進します。

【現状と課題】

女性も男性も性別に関りなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、過疎化・少子高齢化が進行する地域社会を維持していく上で、一層重要な課題となっています。町では、令和5年度に女性活躍推進計画及びDV対策基本計画を含む「第4次南木曾町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画は住民一人ひとりの意識改革から始まり、やがて社会全体に浸透していくことを最終目標としたことから、行政が行うことと、一人ひとりが行うことに分けて目標を設定し、計画を遂行してきました。これまでの取り組みによって、家庭・職場・地域社会での男女共同参画意識は、徐々に浸透してきているものの、今なお慣習に基づいた固定的な役割分担意識、社会的慣行などが根強く残されており、今後もあらゆる場における男女平等意識の啓発及び男女共同参画の視点に立った取り組みが必要です。また、多様化する価値観やライフスタイルに適切に対応しながら、男女が共に生きやすい社会を実現していく必要があります。

SNSなどインターネット環境が急速に進み、誰でもネット批判の対象となりえるなど、新たな人権問題も発生しています。不当な差別やいじめ構造も従前と異なった形となりやすく、人権尊重の普及や人権侵害への対応も必要となっています。

ジェンダー理解や多様な価値観を受け入れ、共生するダイバーシティの社会づくりが求められています。

【取組の方針】

「第4次南木曾町男女共同参画計画」の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間となっています。社会情勢の変化や国・県の動向、計画の進捗状況により、必要に応じて計画の見直しを行いながら、この計画をもとに、関係部署・機関と連携しながら施策を展開していきます。また、令和9年度には「第5次南木曾町男女共同参画計画」の策定に向けて協議を進めていきます。

さまざまな人権に関する相談、支援、普及啓発活動を行い、SNS等でのトラブルや対人不安、潜在的な人権問題に対応し、社会的孤立が生じないように取り組みます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 男女共同参画に関する教育・学習の促進	男女共同参画に関する情報について、広報誌やHPなどによる継続的な住民周知を行うとともに、関係部署・機関と連携し、男女共同参画意識の啓発を行います。 教育機関と連携しながら学生への人権学習を推進します。
② 男女が共に活動できる社会の実現	男女の役割、性差などに固定的なイメージを持たず、個々の能力や適性を尊重すること、地域や職場、学校、家庭において平等に活躍できる環境づくりに取り組みます。令和9年度には上記取り組みを考慮した「第5次南木曾町男女共同参画計画」の策定を行います。主な内容としては、性差のない雇用環境の整備を企業等へ啓発、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、地域活動における男女共同参画の推進、活躍する女性の事例紹介によるその活動の促進と地域の魅力向上、男女双方の意識改革と理解の促進などを計画します。
③ 人権啓発及び人権擁護活動の推進	様々な人権問題に関して、誰もが相談しやすい環境づくりや人権尊重の普及啓発活動に取り組みます。
④ 多文化共生の推進	外国人からの相談に対して、国、県制度を活用しながら、生活しやすい環境を整備し、多様性を活かした豊かな多文化共生によるまちづくりを進めます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
広報誌・HPでの周知回数	2回／年	2回／年
行政機関等への女性登用率	15%	30%

基本施策5-3：事務事業の効率化や広域行政の推進

【施策の考え方】

厳しい財政状況の中で、限られた資源（人員、財源）を有効に活用するために、職員の資質の向上や人材を確保するとともに、効果的な職員配置、事務事業の見直し、事務の効率化を推進します。また、町の施設及び業務に関して、指定管理者制度の積極的な活用など、民間委託等の推進を図ります

多様化・高度化する行政事務や広域的な整備が必要なインフラ基盤整備などに対応するため、木曽広域連合や近隣町村との連携を強化し、行政事務の共同化や効率的な施設整備などを図ります。

【現状と課題】

当町では、平成28年に新たな町執行部体制のもと組織機構改革を行い、5課体制（5課1室1局1委員会18係）に組織改革を行うとともに、民間委託等の推進や各種事務事業の見直しを進めてきました。この間、リニア中央新幹線事業や新型コロナウイルス感染症、ゲリラ豪雨等自然災害など、新たな行政課題への対応が求められてきました。

今後も、こうした激しい社会変化等に柔軟に対応できる持続可能な行政運営が求められており、自治体D X・I C T化を推進するとともに、町の組織機構や職員定数を適宜見直しながら、人材の確保と職員の資質向上に努め、効率的に事務事業を進めていく必要があります。

さらには木曽圏域の広域的な行政の観点から、木曽広域連合及び一部事務組合、関係町村と連携を取りながら、引き続き事務事業のより一層の効率化を図る必要があります。

【取組の方針】

人口減少社会における持続可能な行政運営に向けて、デジタル技術や民間を活用しながら業務の効率化、簡略化を進めます。ICT化・D X推進については、国のデジタル化の方向性を踏まえ、現在の事務事業をいかに効率的に行えるか評価・検討したうえで推進します。

また、職員一人ひとりの資質向上を図るため、研修などへの参加を奨励するとともに、限られた人材を適材適所に活用する組織運営を行います。

木曽圏域の効率的な行政運営の観点から、人口減少に伴う諸課題について木曽広域連合や一部事務組合、関係町村と連携をとりながら木曽圏域全体での効率化を検討していきます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 事務事業の効率化の推進	限られた人員で継続的に行政サービスを提供できるよう事務事業の効率化を図ります。 自治体D X・I C Tの活用や、電算業務標準化等、デジタル国家構想に即した行政サービス導入を進め、合わせてそれらを活用できる職員のスキルの向上を図ります。
② 人材の確保と育成	新卒及び社会人経験者、公務員経験者など多種多様な応募枠を用意して職員募集を行い、人材確保に努めます。また、南木曽町で働いてみたいと思えるようなガイダンスなどの実施を検討します。 専門職については、広域的な職員の確保を進めます。 在職している職員に対しては、やる気を引き出す研修等を実施し、離職防止を図ります。
③ 広域行政の充実強化	木曽広域連合や近隣市町村と連携を図りながら、広域的な取り組みの拡充・継続を行います。 消防・ゴミ処理・し尿処理・福祉等木曽広域連合での広域的な効率化を含め、リニア中央新幹線開業に伴う観光や地域交通等当町の抱える問題について、広域的に取り組みを推進します。
④ 組織改革の推進	多様化する住民ニーズに的確に対応していくため、必要に応じ組織機構の見直しを行います。
⑤ 職員の確保と給与水準の維持	職員の確保を積極的に進めます。給与については人事院勧告を基本としつつ人事評価による算定を行います。
⑥ 民間委託の推進	民間委託が可能かどうか検討し、可能な業務は積極的に進めます。
⑦ 職員研修の充実	人口減少社会における行政運営や様々に変化する社会課題に適切かつ柔軟に対応できるよう職員研修の充実に努めます。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
職員研修の延べ参加者数	延べ70人／年	延べ90人／年
「行政の効率化と人材確保」に対する住民満足度	8.8%	8.8%以上
「広域行政の連携・推進」に対する住民満足度	13.9%	13.9%以上

基本施策5-4：計画的な行財政運営

【施策の考え方】

限られた資源を有効に活用しつつ、地域のニーズに応えるため、「みんなが元気で主役のまちづくり」の実現に向けた財政の健全化、事務事業の見直しを進めるとともに、計画に盛り込まれた事業や公債費などの将来負担に対し、短期的な視点ではなく中長期的な視点を持ち、より実効性のある施策展開に努めます。また、課題である自主財源の確保に努めるとともに、財源の有効利用を図り、計画的な財政運営を進めます。

【現状と課題】

社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化に対応するため、適正な人員配置を確保しながら効率的な行政運営に努めています。しかし、労働人口の減少や、少子高齢化社会に伴う社会保障制度の逼迫、消費市場の縮小なども想定されます。また、町は自主財源である町税等以外では、地方交付税等、国・県から交付される財源に頼らざるを得ない状況にあり、人口減少に伴う普通交付税収入の減少など、財政規模の縮小が見込まれることから、これまで以上に厳しい行財政運営が想定されます。

こうした厳しい財政状況の中で、多種多様化し、量的に増大している行政ニーズに対応するためには、行財政改革を推進し、経費節減や公債費の抑制、限られた財源の重点的配分など計画的な執行に努める必要があります。

【取組の方針】

人件費や管理費等の経常経費が増加する中、事務事業の精査を行い、経費の削減に取り組みます。

物価高騰に伴う諸経費の増加等を考慮し、各種使用料等の見直し検討を行い、自主財源の確保と将来の負担軽減に取り組みます。

【主要施策】

施策	取組内容
① 有効な財源の確保と行財政の健全化	大型事業等に対処する各種基金の積み増し、将来の負担を軽減する公債費の繰上償還を進めるとともに、事務事業における経常経費の削減と公債費の抑制を図ります。
② 公債費の維持	町の公債費の残高50億円台を維持します。 また、財政調整基金の現在残高の将来目標額を12億円に設定し、将来の負担に備えます。 各年度の借入総額を、一般会計及び公営事業会計を合わせ5億円以下となるよう建設事業の調整を行います。また、減災基金の積立てを行い、公債費の抑制に努めます。
③ 実質公債費比率の抑制	過疎対策事業債など交付税措置のある有利な起債や国・県の制度事業を活用し、将来の財政負担の軽減を図ります。 あわせて、公債費の繰上償還、下水道事業債の平準化等を進め、財政健全化の指標である実質公債費比率を15%前後に抑制します。
④ 地方公営企業の経営健全化	使用料等の見直しを検討しつつ、事業経営健全化を図ります。 施設の老朽化が顕著にみられる中で、長寿命化を進め、将来負担の減額を図るとともに、管理の民間委託等検討します。

◆施策の目標(KPI)

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R11)
公債費残高	53億円	50億円台
実質公債費比率	8.9%	15%前後

基本施策5-5：公共施設の管理

【施策の考え方】

厳しい財政状況の中で、限られた財源を有効に活用するために、公共施設等管理計画に基づき、施設の見直し、維持管理、更新に務めます。また、指定管理者制度を取り入れ、民間事業者のノウハウを活用します。

【現状と課題】

町では多くの公共施設や道路、橋りょう、上下水道等のインフラ等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤づくりに取り組んできました。

しかしながら、経年劣化や老朽化により改修更新時期を迎え、今後、安全性及び機能性を確保するための維持管理、更新等に莫大な経費が必要となる見込みです。令和6年度に改定した公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に維持管理していくことが求められます。

人口減少・少子高齢化等による税収の減少が予測される中で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進が求められています。

平成18年度から導入した指定管理者制度により、町の公の施設については指定管理者制度により適切な民間委託を継続的に進めてきましたが、対象施設の拡大が大きな課題となっています。

【取組の方針】

令和6年度の再改定を行った公共施設管理計画に基づき、関連計画との整合性を図りながら、見直しも視野に入れつつ適正な公共施設管理を行っていきます。

限られた職員数の中、指定管理者制度も引き続き取り入れながら公共施設の適正な管理により長寿命化を図ります。

【主要施策】

施策	取組内容
① 公共施設等総合管理計画に沿った公共施設の適正管理	公共施設の長寿命化を行い、維持管理費の平準化を図ります。 公共施設の老朽化や利用状況の把握に努め、統廃合や利用目的の見直しを検討するとともに、必要な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。
② 指定管理者制度の活用	指定管理者制度により管理を委託している施設については、引き続き同制度により管理していきます。

第3章 総合戦略（第3期）

1. 総合戦略の基本的な考え方

(1) 総合戦略策定の趣旨と背景

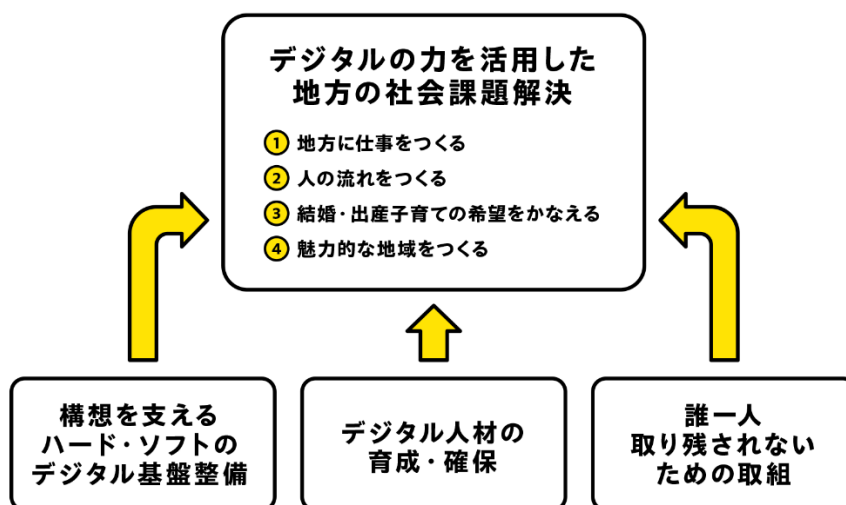
わが国では、少子高齢化の急速な進展と人口減少及び人口の都市部への集中といった課題に対応するため、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年11月28日法律第136号）が制定されました。この法律に基づき、平成26年（2014年）12月27日、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、地方公共団体においても、国の方針を踏まえ、地域の実情や課題に応じて「地方版総合戦略」を策定することが求められました。

これを受け、当町では平成27年（2015年）3月に「南木曽町地方創生総合戦略」を策定し、子育て支援や地域経済の活性化に戦略的に取り組んできました。その後、令和元年（2019年）6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」が閣議決定されたのを受け、「南木曽町地方創生総合戦略」を見直した「第2期南木曽町地方創生総合戦略」（以下、第2期戦略）を令和2年3月に策定し、移住定住や子育て世代の支援などを通じた地域活性化に注力してきました。

この間、わが国は新型コロナウイルス感染症の蔓延という初めての試練を経験し、その中でテレワークが普及するとともに、地方移住への関心が高まり、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した地方活性化の可能性が注目されるようになりました。こうした社会変化を背景に、令和4年（2022年）12月、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すデジタル田園都市国家構想の実現に向けた「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。

「第3期南木曽町地方創生総合戦略（以下、本戦略）」は第2期戦略の内容を踏襲し、人口減少に対応できる施策を進め、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の方針を踏まえてデジタル技術も活用しながらより一層、地方創生の充実・加速をめざすものです。

デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像



内閣府「いいかも地方暮らし」サイトより

(2) 計画の期間

本戦略に掲げる施策の対象期間は、第11次南木曽町総合計画前期基本計画と合わせ、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度とします。ただし、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が令和9（2027）年度に終了するため、国の方針に合わせ、必要に応じて内容を見直します。

(3) 総合計画との関係

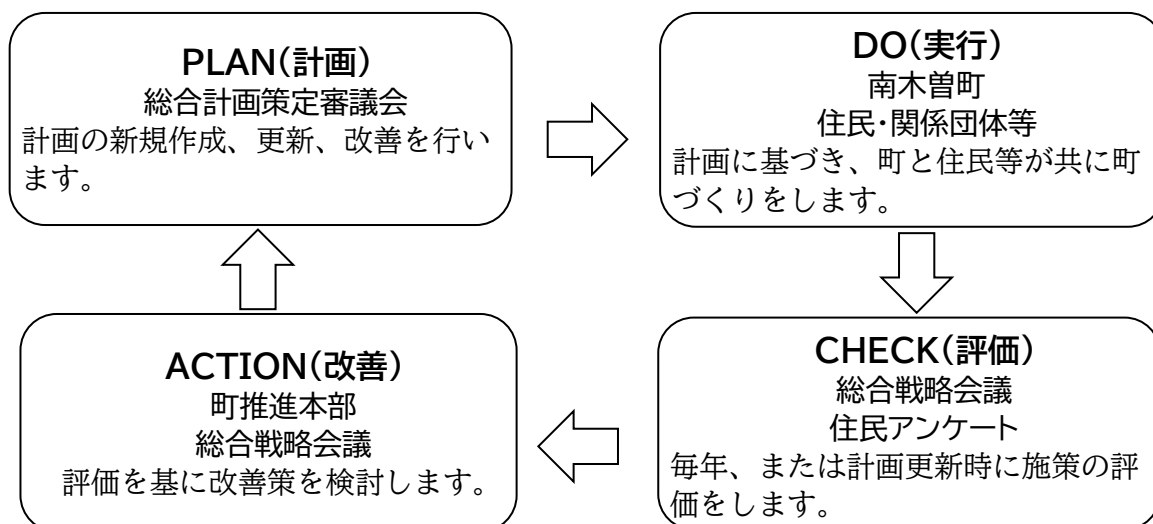
本戦略は、総合計画の基本理念と将来像「南木曽をもっと元気に～住んでよかった 暮らしてよかった 住むなら南木曽町」の実現と人口目標の達成に向けて、前期基本計画と合わせて策定し、一体的に取り組みます。総合戦略は、特に「人口減少の歯止め」と「人口減少社会の中での幸福な暮らしの維持」という2つの視点から次ページに示す4つの基本戦略を設定し、集中的に展開するものです。

(4) 木曽広域自立圏連携ビジョンとの関係

本町を含む、木曽地域の行政運営を担う町村、木曽広域連合及び県が、木曽地域振興構想に基づく地域の将来ビジョンを共有し、連携・補完しながら、新たな広域連携による圏域の活性化と住民サービスの維持・向上に取り組むための方針や具体的な取り組みを明らかにし、木曽圏域の広域連携の全体像を示すため、木曽広域自立圏連携ビジョンを策定し、施策を推進しています。広域連携により、施策効果が高まる取り組みについては、積極的に連携を行い、本町の創生につなげていきます。

(5) 総合戦略のマネジメント

本戦略に掲げる基本戦略の実施にあたっては、評価の客観性を担保するため、「南木曽町地方創生総合戦略会議」を設置し、毎年度重要業績評価指標（KPI）を評価・検証しながら、必要に応じて施策の改善を行います（PDCAサイクル）。本戦略の最終年に住民アンケートを実施し、前期基本計画の「5.基本目標ごとの数値目標」に基づき各施策の成果について評価します。



2. 第2期戦略の総括

第2期戦略では、4つの基本戦略に基づき10の数値目標、32の重要業績評価指標を掲げ163の政策に取り組みました。政策評価報告書（令和6年度：対象5年度）に記載の基本戦略ごとの評価は下記のとおりです。

	基本戦略	主な成果と課題
1	暮らしを守る 基盤づくり	【成果】 - 人口減少社会においても、町民が将来に渡って夢や希望持って幸せに暮らすことができるまちづくりを進めるための施策を実施しました。 - コロナ禍が明け外国人観光客数が増加し、年間バス利用者が数値目標を大きく超えました。デマンドタクシーの利用あたかも増加しています。運賃の支払いにキャッシュレス対応を取入れました。 【課題】 - 公共交通を担うドライバー不足の問題が生じています。また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましたが、集会やイベントなどは依然としてコロナ前に戻っていないため、地域のつながり、協働活動、助け合いによる暮らしの基盤づくりを進める必要があります。
2	子育て世代が 戻ってこられ る雇用の創出	【成果】 - 町特有の雇用を創出するため、「観光産業」と「林業」の2つに力を入れた取り組みを実施しました。併せて優秀な人材の確保や起業促進のための取り組みを実施しました。 - 外国人観光客数が令和4年度に比べて大幅に増加し、観光産業に活力が戻りつつあります（一石栃立場茶屋での集計7,639人→41,114人）。新規林業従事者数については、令和5年度から新設された林業担い手育成支援補助金などにより目標を達成しており、地域資源を活かした施策は進んでいるといえます。 【課題】 - 新しい雇用の創出へ向けて、今後もインバウンドに対応する創業や企業誘致などを進める必要があります。
3	子育て世代の U I J ターン の拡大	【成果】 - 人口の社会減を縮小させるため、移住定住促進や住宅環境の整備などの施策に取り組みました。 20～30代の転入者及び転出者の状況は、転入者が実人数50人、転出者が実人数72人となり、昨年同様に転出者数が上回る状況となりました。 - 空家活用補助金の拡充や情報発信等により移住相談が増えました。 【課題】 - 転入転出者は、どちらも20代が占める割合は6割で、大学等の卒業、就職を機に転出する若者が多いと考えられます。地元企業への就職者は増えつつありますが、目標値までは達していません。転入者の就職先等の詳しい分析が今後の課題です。 - 移住相談が増える中、定住へつながる施策を進める必要があります。ベッドタウンとして選ばれるために、U I 住宅の建設、住宅リフォーム補助金、宅地造成を引き続き実施していく必要があります。
4	子育て世代が 安心して結 婚、出産、子 育てができる 環境づくり	【成果】 - 人口の自然減に歯止めをかけるため、結婚、出産、子育て支援を実施しました。 - 結婚支援は県運営のマッチングアプリを導入、新たな施策を始めました。 - 出産、子育てに対する負担軽減施策を実施してきました。出生数は減少し、目標は達成できませんでしたが、第3子の割合は増加しています。 【課題】 - 婚姻届出数は平成29年度以降から減少しており、20～30代の転出者が一定数いることも要因として考えられます。 - KPI中、実績が進まなかった項目は、婚姻届出数、出生数、婚活イベント、小学生の図書借入れ数、蘇南への進学率です。これらについて妊娠から出産、子育て支援、教育の充実に関する取り組みを一体的に進める体制を整え、個々の不安や経済的支援を、きめ細かく進めていく必要があります。

重要業績評価指標（KPI）の状況

第2期総合戦略の重要業績評価指標（KPI）は下記のとおりです。

進捗区分 A:順調 B:概ね順調 C:努力を要する D:実績なし

指標名	年	単位	基準値 (H30)	R2	R3	R4	R5	目標 (R6)
施策1-1 自然と共生し人につながる暮らしの実現								
緩衝帯整備面積	実績	ha	1.74	0.4	0.6	1.5	0.5	2
	進捗			C	C	A	C	
協働のまちづくり事業数	実績	事業	15	11	12	16	15	20
	進捗			C	C	B	C	
防災マップ取組地区数	実績	地区	45	53	54	54	58	18 ※2順目
	進捗			A	B	B	B	
施策1-2 健康で安全な食を支える地産地消の推進								
遊休農地への放牧面積	実績	ha	6	5	5.5	5.5	3.9	6.5
	進捗			B	B	B	C	
新しい加工食品の販売額	実績	千円	100	243	640	530	560	1,000
	進捗			A	A	B	C	
施策1-3 買い物・交通・医療弱者がいないまちづくり								
年間バス利用者数	実績	人	61,966	22,093	21,419	33,577	75,635	62,000
	進捗			C	C	C	A	
経営指導件数	実績	件	320	913	913	1,352	1,754	330
	進捗			A	A	A	A	
木曽病院線への利用者	実績	人	13	232	321	349	315	50
	進捗			A	A	A	A	
国保健診受診率	実績	%	72.4	70	70	67	68	
	進捗			A	A	B	B	

指標名	年	単位	基準値 (H30)	R2	R3	R4	R5	目標 (R6)
施策２－１ 観光立町の推進								
観光客数	実績	千人	526	301	253	371	482	550
	進捗			C	C	C	B	
外国人観光客数(一石柙)	実績	人	31,426	2,900	867	7639	41,114	40,000
	進捗			C	C	B	A	
ふるさと納税額	実績	千人	13,027	29,442	25,437	32,615	25,897	24,500
	進捗			A	A	A	A	
観光協会会員数	実績	会員	18	94	108	110	113	80
	進捗			A	A	A	A	
施策２－２ 林業振興の促進								
町有林・民有林の間伐実施面積	実績	ha	28.61	37	42	22	21	50
	進捗			C	B	C	C	
国有林レクリエーション利用者数	実績	人	20,800	16,700	21,400	22,700	18,200	20,000
	進捗			A	A	A	A	
施策２－３ 地域リーダーの育成								
地域おこし協力隊定着数	実績	人	1	2	1	0	0	2
	進捗			A	C	D	D	
起業支援件数	実績	件	1	1	0	0	0	25 (累計)
	進捗			C	D	D	D	

指標名	年	単位	基準値 (H30)	R2	R3	R4	R5	目標 (R6)
施策３－１ Uターンしたくなるまちづくり								
小中学生の地場産業体験 学習回数	実績	回	33	20	21	37	35	34
	進捗			C	C	A	A	
移住定住情報の発信数	実績	回	—	14	23	20	19	6
	進捗			A	A	A	A	
UIターン就業・移住支 援事業利用者数	実績	人	—	0	0	1	1	5 (累計)
	進捗			D	D	A	A	
施策３－２ 強みを活かしたUIターンの促進								
移住相談件数	実績	回	10	15	10	20	22	10
	進捗			A	A	A	A	
空家バンク登録件数	実績	件	7	6	6	10	10	10
	進捗			C	C	A	A	
空家利活用補助金活用件 数（新規追加項目）	実績	件	3	9	10	11	12	10
	進捗			B	A	A	A	
施策３－３ 地元企業への就労の促進								
地元企業への新規就労者 数	実績	人	18	7	4	14	16	90 (累計)
	進捗			C	C	C	C	
施策３－４ ベッドタウンとして選ばれるまちづくり								
ユーアイ住宅による移住 世帯数	実績	世帯	4	2	7	5	0	4
	進捗			C	A	A	D	

指標名	年	単位	基準値 (H30)	R2	R3	R4	R5	目標 (R6)
施策４－１ 結婚希望の早期実現の促進								
結婚支援イベント開催数	実績	回	1	6	1	O	5	2
	進捗			A	C	D	A	
結婚支援イベント参加者数	実績	人	7	140	4	O	O	15
	進捗			A	C	D	D	
施策４－２ 出産・子育てに対する負担軽減								
出生数に占める第3子以降の割合	実績	%	21	33	50	7	23	26
	進捗			A	A	C	B	
施策４－３ 教育の充実								
総合型スポーツクラブ会員加入率（小中学生）	実績	%	68	67.2	67	67.1	67.2	70
	進捗			B	B	B	B	
小中学校の1人あたりの年間図書借入数	実績	冊	84	68	104	54	45	88
	進捗			B	A	C	C	
地元中学校の蘇南高校への進学率	実績	%	43	48	52	48	41	60
	進捗			B	B	B	C	
連携大学数	実績	校	—	2	2	2	2	2
	進捗			A	A	A	A	

3. 第3期南木曽町地方創生総合戦略の体系

第2期戦略を踏襲し、4つの基本戦略・基本目標に基づいて、施策を進めます。

基本戦略		基本目標	施策	具体的な取り組み
1	暮らしを守る基盤づくり	自然と文化、地域のつながりを土台とした確かな暮らしを南木曽一丸で創造する。	1 自然と共生し人がつながる暮らしの実現	1 自然との共生・景観の保存
				2 地域の主体性・つながりの強化
				3 地域防災機能の向上
				4 未来技術の活用
			2 健康で安全な食を支える地産地消の推進	1 農地の有効活用の促進
				2 農業の高度化・発展
			3 買い物・交通・医療弱者がいないまちづくり	1 町内商店の維持・革新
				2 公共交通の維持
				3 医療と健康づくりの推進
2	子育て世代が戻ってこられる雇用の創出	町独自の地域資源を活かした魅力のある新しい雇用を創出し、安心して移住できる労働環境を整備する。	1 観光立町の推進	1 観光資源の整備・活用の推進
				2 インバウンドの推進
				3 地域ブランド力の向上
				4 妻籠宿の保存と活用
				5 リニアを活かしたまちづくり
			2 林業振興の促進	1 町有林・民有林の利活用の促進
				2 国有林の利活用の推進
				3 林業関連地場産業の振興
			3 地域リーダーの育成	1 地域に必要な人材の育成・確保
				2 企業誘致・創業支援
3	子育て世代のUIJターンの拡大	地域コミュニティ及び地域経済の活性化に寄与するUIJターンを推進するとともに、快適で安心して暮らすことのできる環境を整備することにより人口の社会減を縮小させる。	1 Uターンしたくなるまちづくり	1 地域キャリア教育の推進
				2 移住定住情報の発信
				3 UIJターン者向けの経済支援
			2 強みを活かしたUIJターンの促進	1 移住相談
				2 移住者受入体制の強化
			3 地元企業への就労の促進	1 地元への就労支援
			4 ベッドタウンとして選ばれるまちづくり	1 住宅地としての競争力強化
4	子育て世代が安心して結婚・出産、子育てができる環境づくり	子育て世代の結婚・出産・子育てに関する希望を叶え、子どもたちが夢を叶えられるまちとなるよう教育環境を発展させる。	1 結婚希望の早期実現の促進	1 出会いの場の創出と結婚サポート体制の充実
			2 出産・子育てに対する負担軽減	1 出産に対するサポートの充実
				2 子育てサポートの充実
				3 子育て世帯の負担の軽減
			3 教育の充実	1 多様な価値観を伸ばす教育の推進
				2 南木曽の地域性を活かした教育の推進
				3 蘇南高等学校の発展支援
				4 平等な教育機会の確保
				5 大学・企業等との連携

4. 基本戦略と施策の内容

基本戦略1 暮らしを守る基盤づくり

基本目標

自然と文化、地域のつながりを土台とした確かな暮らしを南木曾一丸で創造します。

- ◆ 金銭的、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさを重要視し、自然・文化・地域のつながりを土台とした確かな暮らしを実現させ、住民一人ひとりが生きがいを持ち幸せに暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。
- ◆ ふるさとに対する関心、誇りと愛着を醸成させ、住民が自主的かつ主体的に地域づくりを行うことのできる環境を創出します。
- ◆ 農業のもつ多面的機能の増進と販路の確保や6次産業化を進め、美しい田園風景を守るとともに町の農業を持続させ、農ある豊かな暮らしを促進します。
- ◆ 地域住民同士の支え合いの精神の強化や公共交通、買い物環境の利便性の向上、医療・介護体制の充実を図り、人口減少や高齢化が進んだ中であっても、快適で安全な暮らしができる環境を確保します。

施策1-1 自然と共生し人がつながる暮らしの実現

具体的な取り組み	主な事業等	
1 自然との共生・景観の保存 前期基本計画との対応 1-5 自然・景観・環境の保全 1-8 ICT化・DXの推進 2-6 妻籠宿・文化財の保存と活用	・木曽路の眺望景観保全 ・緩衝帯による里山再生 ・美しいまちづくり事業（ポイ捨て防止活動等） ・妻籠宿や文化財の保存と活用	
2 地域の主体性・つながりの強化 前期基本計画との対応 1-8 ICT化・DXの推進 4-1 地域福祉の推進 4-3 高齢者福祉の充実 4-5 生涯学習・スポーツの振興 5-1 協働のまちづくりの推進	・なぎそ・おたすけ隊の活動 ・認知症サポーターの養成 ・広報活動の充実 ・地域振興協議会への支援 ・公民館活動の充実 ・コミュニティスペースの活用 ・電子回覧システム	
3 地域防災機能の向上 前期基本計画との対応 1-1 道路・河川の整備 1-4 上下水道の整備 1-10 消防・防災対策の推進 4-1 地域福祉の推進	・自主防災組織への援助（防災マップ等） ・消防団への活動支援 ・防災計画の推進 ・防災施設の整備 ・治山・治水・砂防事業の推進 ・簡易給水施設整備 ・国土強靱化計画の策定 ・要援護者台帳の整備、福祉避難所への誘導	
4 未来技術の活用 前期基本計画との対応 1-8 ICT化・DXの推進	・未来技術の活用に向けた調査研究	
重要業績評価指標（KPI）	基準値（R6）	目標値（R11）
公民館大会参加者	100人／年	100人／年
認知症サポーター数	1,143人	1,193人
消防団員数	243名	243名
電子申請サービス数	8	20

※ はデジタル技術の活用・検討（以下、同様）

施策1-2 健康で安全な食を支える地産地消の推進

具体的な取り組み	主な事業等	
1 農地の有効活用の促進 前期基本計画との対応 2-1 農林水産業の振興	・農家への経済的支援 ・農業生産基盤の整備 ・担い手農家及び受託組織の育成 ・有害鳥獣対策 ・協同耕作の推進 ・中山間地農業直接支払制度の活用	
2 農業の高度化・発展 前期基本計画との対応 2-1 農林水産業の振興 2-2 商工業や観光の振興	・6次産業化等の推進 ・農業の活性化事業、デジタル技術の活用 ・園芸特産振興助成事業 ・全国的に販売できる仕組みの検討 ・農業と観光業の連携 ・学校給食への地元食材利用	
重要業績評価指標（KPI）	基準値（R6）	目標値（R11）
優良農地の割合	89.9%	92.0%
認定農業者数	8人	10人

施策1-3 買い物・交通・医療弱者がいないまちづくり

具体的な取り組み	主な事業等	
1 町内商店の維持・革新 前期基本計画との対応 2-2 商工業や観光の振興 2-3 起業・創業支援の推進	・商工会への支援（企業への経営改善・指導） ・中小企業制度資金の活用 ・地域消費拡大事業（地域商品券） ・買い物弱者対策 ・創業支援、事業承継支援	
2 公共交通の維持 前期基本計画との対応 1-1 道路・河川の整備 1-2 公共交通の維持 1-8 ICT化・DXの推進	・地域バス・デマンドタクシーの運行 ・南木曽駅窓口業務の運営 ・木曽病院線の利用促進 ・運賃のキャッシュレス決済 ・道路交通基盤の整備、 <u>道路台帳の電子化の検討</u>	
3 医療と健康づくりの推進 前期基本計画との対応 1-8 ICT化・DXの推進 4-2 地域医療の充実 4-3 高齢者福祉の充実 4-5 生涯学習・スポーツの振興 4-6 健康づくりの推進	・地域医療支援事業 ・疾病予防の促進（健診・検診） ・介護予防の促進（地域支援事業） ・ <u>高齢者の見守り支援システム</u> ・ <u>がん検診のオンライン申込</u> ・妊婦健診等母子保健事業 ・生涯にわたる食育の取り組み ・予防接種と感染症対策 ・総合型スポーツクラブへの支援	
重要業績評価指標（KPI）	基準値（R6）	目標値（R11）
事業承継応援補助金交付件数	-	2件
バス路線数の維持（スクール混乗除く）	4路線	4路線
国保特定健診受診率	68.0%	70.0%

基本戦略2 子育て世代が戻ってこられる雇用の創出

基本目標

町独自の地域資源を活かした魅力のある新しい雇用を創出し、安心して移住できる労働環境を整備します。

- ◆ マーケティングや外貨を稼げる新しいコンテンツ開発により、通過型観光地から滞在型観光地への転換に取り組み、観光産業の底上げを図ります。
- ◆ 未活用の森林資源の活用を進め、新しい林業システムを構築することで、森林のある豊かな生活モデルの構築と森林資源の多角的な活用を促進します。
- ◆ 町内産業の活性化と経済の自立的な発展を促進するため、優秀な人材の確保・育成、創業支援、企業誘致に取り組みます。

施策2-1 観光立町の推進		
具体的な取り組み	主な事業等	
1 観光資源の整備・活用の推進 前期基本計画との対応 1-1 道路・河川の整備 2-2 商工業や観光の振興 2-6 妻籠宿・文化財の保存と活用	・南木曽町観光協会への支援 ・観光地整備事業 ・南木曽駅前や商店街の形成 ・集客イベントへの支援 ・滞在型観光地づくり ・SNSの活用 ・伝統芸能保存 ・地域おこし協力隊の活用 ・広域交流道路の整備 ・通信環境の整備	
2 インバウンドの推進 前期基本計画との対応 1-8 ICT化・DXの推進 2-2 商工業や観光の振興	・南木曽町観光協会への支援 ・多言語化等事業 ・外国人向けツアーガイドの育成 ・南木曽駅観光案内所の運営 ・空き家等を活用した観光交流施設 ・宿泊施設等の整備 ・キャッシュレス決済の導入支援 ・インターネットを活用した利便性の向上	
3 地域ブランド力の向上 前期基本計画との対応 2-2 商工業や観光の振興 2-5 交流活動の推進	・地域特性を生かした商業経営の促進 ・ふるさと納税の拡充 ・日本遺産・日本で最も美しい村連合に関するPR ・特産品のブランド化 ・宣伝誘客活動 ・スローフードの活用 ・地域間交流の推進	
4 妻籠宿の保存と活用 前期基本計画との対応 2-6 妻籠宿・文化財の保存と活用	・妻籠宿保存事業 ・歴史の道修理・修景 ・中山道などの道路整備 ・空き家の活用検討 ・妻籠宿の世界遺産登録に向けた調査・研究	
5 リニアを活かしたまちづくり 前期基本計画との対応 1-3 リニア中央新幹線の対応	・リニア中央新幹線を活かした地域づくり	
重要業績評価指標（KPI）	基準値（R6）	目標値（R11）
延べ観光客数（外国人観光客含む）	481,900人	530,000人
宿泊施設数	20軒	23軒
交流事業の実施回数	1回／年	2回／年
無形文化財の数	7	7

施策2-2 林業振興の促進

具体的な取り組み	主な事業等	
1 町有林・民有林の利活用の促進 前期基本計画との対応 2-1 農林水産業の振興	・民有林の新たな経営管理システムの構築（森林環境譲与税の活用） ・町有林の整備と活用 ・森の里親制度を活用した町有林整備 ・林業担い手育成支援事業 ・まきストーブ・ペレットストーブへの補助 ・森林組合への支援	
2 国有林の利活用の推進 前期基本計画との対応 2-1 農林水産業の振興 2-2 商工業や観光の振興 2-5 交流活動の推進 2-6 妻籠宿・文化財の保存と活用 3-2 学校教育の充実	・レクリエーションの場としての整備・活用 ・学校教育の場としての活用 ・登山道や遊歩道の整備 ・みどりの少年団の活動 ・歴史の道（中山道）の整備	
3 林業関連地場産業の振興 前期基本計画との対応 2-2 商工業や観光の振興	・伝統工芸体験プログラム ・伝統工芸品のPR ・工芸街道祭の支援 ・工芸品産業振興事業補助金 ・地域おこし協力隊の活用 ・ウディークリエイトナギソ（WCN）への支援	
重要業績評価指標（KPI）	基準値（R6）	目標値（R11）
林業担い手確保	1人／年	1人／年

施策2-3 地域リーダーの育成

具体的な取り組み	主な事業等	
1 地域に必要な人材の育成・確保 前期基本計画との対応 2-5 交流活動の推進 3-3 地域高校への支援 3-4 若者への支援とUIJターンの推進	・交流事業の充実 ・交流人口の拡大 ・大学連携 ・地域おこし協力隊の活用 ・移住定住情報の発信 ・UIJターン就業移住支援事業 ・人材の育成と関係人口の拡大	
2 企業誘致・創業支援 前期基本計画との対応 2-4 空き家を活用した移住・定住の支援 2-3 起業・創業支援の推進 3-4 若者への支援とUIJターンの推進	・移住定住・起業支援 ・企業誘致の促進 ・創業支援、事業承継支援 ・地域おこし協力隊の活用 ・サテライトオフィスの整備	
重要業績評価指標（KPI）	基準値（R6）	目標値（R11）
地域おこし協力隊員数	6名	6名
創業支援補助金交付件数	-	6件
サテライトオフィスの整備数	0棟	1棟

基本戦略3 子育て世代のU I Jターンの拡大

基本目標

地域コミュニティ及び地域経済の活性化に寄与するU I Jターンの推進するとともに、快適で安心して暮らすことのできる環境を整備することにより若い世代の人口の社会減を縮小させます。

- ◆ 南木曾町の児童生徒に町での働き方、暮らし方のビジョンを考えるきっかけを作り、将来ふるさとで暮らしたい、夢を叶えたいと思うことができる教育と環境整備を推進します。
- ◆ 都市部での移住相談会に参加して、町の魅力や暮らし、移住後の仕事など直接移住希望者に総合的な情報発信を行うことで効率的な移住促進に取り組みます。
- ◆ 住宅に対する各種補助や空き家・空き地の活用促進、宅地造成により、住宅事情を向上させ近隣市町村のベッドタウンとしての役割を強化します。
- ◆ 若者が南木曾町に定住できる、戻りたいと思えるまちづくりを進めるほか、移住者や移住希望者が、地域で安心して楽しく充実して定住することができる町を目指します。

施策3-1 Uターンしたくなるまちづくり

具体的な取り組み	主な事業等	
1 地域キャリア教育の推進 前期基本計画との対応 2-1 農林水産業の振興 2-3 起業・創業支援の推進 3-2 学校教育の充実 3-3 地域高校への支援 3-4 若者への支援とU I J ターンの推進	・学生の職業体験 ・創業支援、事業承継支援 ・ウツディスタート事業 ・林業体験学習 ・国際理解教育 ・語学研修事業の助成	
2 移住定住情報の発信 前期基本計画との対応 2-4 空き家を活用した移住・定住の支援 3-4 若者への支援とU I J ターンの推進 5-1 協働のまちづくりの推進	・移住定住情報の発信 ・ホームページの活用 ・移住相談窓口での広報 ・公式SNSを活用した情報発信	
3 U I J ターン者向けの経済支援 前期基本計画との対応 1-6 住宅整備や土地利用の推進 2-4 空き家を活用した移住・定住の支援 3-4 若者への支援とU I J ターンの推進	・U I J ターン就業・移住支援事業 ・定住促進住宅資金貸付 ・空き家利活用推進補助金 ・住宅リフォーム補助金 ・結婚祝い金 ・結婚新生活支援補助金 ・奨学金返済支援	
重要業績評価指標（K P I）	基準値（R6）	目標値（R11）
蘇南高校魅力向上事業数	3 事業	3 事業以上
公式SNS導入数	0	1

施策3-2 強みを活かしたU I J ターンの促進

具体的な取り組み	主な事業等	
1 移住相談 前期基本計画との対応 2-4 空き家を活用した移住・定住の足促進 3-4 若者への支援とU I J ターンの推進	・移住相談窓口の充実 ・移住のコーディネート ・空き家の内見 ・移住相談会への参加	
2 移住者受入体制の強化 前期基本計画との対応 1-11 防犯・交通安全対策の推進 2-4 空き家を活用した移住・定住の支援 3-4 若者への支援とU I J ターンの推進	・空き家バンク登録の推進 ・移住定住促進住宅の整備 ・移住体験施設の利用促進 ・空家利活用推進補助金 ・地域おこし協力隊の活用 ・地域安全活動 ・町営住宅家賃キャッシュレス決済の導入	
重要業績評価指標（K P I）	基準値（R6）	目標値（R11）
空き家バンク相談件数	50名／年	50名／年
移住体験住宅の整備数	1 棟	2 棟
刑法犯認知件数	5 件／年	0 件／年

施策3-3 地元企業への就労の促進

具体的な取り組み	主な事業等	
1 地元への就労支援 前期基本計画との対応 2-1 農林水産業の振興 2-3 起業・創業支援の推進 2-4 空き家を活用した移住・定住の支援 3-4 若者への支援とU I J ターンの推進	・新規就農、林業担い手への支援 ・創業支援、事業承継支援 ・U I J ターン就業・移住支援事業 ・学生の職業体験支援 ・地元への就労支援	
重要業績評価指標（K P I）	基準値（R6）	目標値（R11）
地元企業への新規就労者数	10人	累計50人

施策3-4 ベッドタウンとして選ばれるまちづくり

具体的な取り組み	主な事業等	
1 住宅地としての競争力強化 前期基本計画との対応 1-3 リニア中央新幹線の対応 1-6 住宅整備や土地活用の推進 2-4 空き家を活用した移住・定住の支援	・宅地の造成 ・町営住宅の整備 ・U I 住宅の建設 ・住宅リフォーム補助金 ・空家利活用推進補助金 ・リニア関連によるベッドタウンの促進	
重要業績評価指標（K P I）	基準値（R6）	目標値（R11）
新規宅地造成区画累計数	5 区画	9 区画
公営住宅の建設数	1 棟	1 棟
U I 住宅（単身用）の建設数	0 棟	1 棟
空き家への移住・定住者数	3 人／年	60 人／5 年累計

基本戦略4 子育て世代が安心して結婚、出産、子育てができる環境づくり

基本目標

子育て世代の結婚・出産・子育てに関する希望を叶え、子どもたちが夢を叶えられるまちとなるよう教育環境を発展させます。

- ◆ 結婚したいという若者の願いを叶えるため、出会いの場の情報提供、出会った後の支援などの婚活支援、新婚生活の支援に取り組みます。
- ◆ 出産・子育てするための各種支援と子育て世代への経済的支援の両面から、子育て環境の充実を図ります。これまで取り組んできた各種支援を継続しつつ、子育て世代の希望に沿える手法がとれるよう検討、見直しを随時行います。また、子育て支援のPRを強化するほか、妊娠・出産・子育てについて一体的に支援し不安の軽減に努めます。
- ◆ 学校だけでなく地域、家庭、行政が一体となり、南木曾の地域性を活かした教育を展開することで、ふるさとを愛する精神を育むとともに、人間性豊かで創造力のある町の将来を担う優秀な人材を育成します。また、保育所保育指針、学習指導要領の改正に伴う取り組みについて検討していきます。
- ◆ 蘇南高等学校の発展に対しての支援を行い、他にはない新たな魅力を引き出し、町内はもちろん、町外、県外からの進学者数の増加に取り組みます。

施策4-1 結婚希望の早期実現の促進

具体的な取り組み	主な事業等	
1 出会いの場の創出と結婚サポート体制の充実 前期基本計画との対応 3-4 若者への支援とUIJターンの推進 5-1 協働のまちづくりの推進 5-3 事務事業の効率化や広域行政の推進	・県マッチングアプリの利用 ・結婚祝い金 ・結婚新生活支援補助金 ・長野結婚支援ネットワーク等への参加 ・公式SNSの活用 ・広域連携による創出 ・民間イベントの活用	
重要業績評価指標（KPI）	基準値（R6）	目標値（R11）
出会いの場情報の提供	2回	3回以上

施策4-2 出産・子育てに対する負担軽減

具体的な取り組み	主な事業等	
1 出産に対するサポートの充実 前期基本計画との対応 3-1 子育て支援の充実 4-2 地域医療の充実 4-6 健康づくりの推進	・妊娠期から産後の子育て支援 ・分娩施設への交通費補助 ・不妊治療費助成 ・妊産婦訪問 ・妊婦産婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査 ・出産祝金、応援ギフト、出産祝品	
2 子育てサポートの充実 前期基本計画との対応 1-7 公園の整備 1-8 ICT化・DXの推進 3-1 子育て支援の充実 4-2 地域医療の充実 4-6 健康づくりの推進	・おやこのひろば、あそびの教室 ・ミニ・ファミリーサポート ・乳幼児一時預かり ・ブックスタート事業 ・産後ケア ・新生児訪問 ・離乳食教室 ・2か月児相談・乳児健診・幼児健診・5歳児健診事業 ・新生児聴覚検査助成 ・こども園児健診 ・母子手帳アプリの導入検討 ・こども家庭センターの設置 ・公園の整備	
3 子育て世帯の負担の軽減 前期基本計画との対応 1-2 公共交通の維持 3-1 子育て支援の充実 4-2 地域医療の充実	・子どもの医療費無料化 ・乳児一般健康診査 ・インフルエンザ等任意予防接種助成事業 ・保育料の負担軽減 ・子育て応援給付金 ・親子歯科健診 ・こども園給食費無償 ・小中学校給食費無償 ・通園バス、スクールバスの運行 ・放課後こども教室	
重要業績評価指標（KPI）	基準値（R6）	目標値（R11）
ファミリーサポーター数	5人	8人
こども家庭センターの設置	0カ所	1カ所

施策4-3 教育の充実		
具体的な取り組み	主な事業等	
1 多様な価値観を伸ばす教育の推進 前期基本計画との対応 3-1 子育て支援の充実 3-2 学校教育の充実 4-5 生涯学習・スポーツの振興	・総合型スポーツクラブへの支援 ・土曜日の教育活動推進事業 ・体験学習の実施 ・放課後子ども教室	
2 南木曽の地域性を活かした教育の推進 前期基本計画との対応 3-1 子育て支援の充実 3-2 学校教育の充実 4-5 生涯学習・スポーツの振興 4-6 健康づくりの推進	・セカンドブック・サードブック事業 ・コミュニティースクールの充実 ・A L T の設置 ・学校給食への地元食材利用 ・文化活動、文化サークルの育成	
3 蘇南高等学校の発展支援 前期基本計画との対応 3-3 地域高校への支援	・語学研修事業費助成 ・蘇南アカデミー助成 ・ICT学習支援	
4 平等な教育機会の確保 前期基本計画との対応 3-2 学校教育の充実	・遠距離通学地域への定期券購入 ・スクールバスの運行 ・入学祝品の支給 ・英語検定等検定料補助 ・支援教育の充実	
5 大学・企業等との連携 前期基本計画との対応 2-5 交流活動の推進 2-6 妻籠宿・文化財の保存と活用	・大学との連携協定 ・妻籠宿へのゼミ合宿等の誘致 ・木曽川下流域の市町村との交流 ・山本学園(緑誠蘭高等学校)への支援	
重要業績評価指標 (K P I)	基準値 (R6)	目標値 (R11)
総合型スポーツクラブ会員加入率 (小中学生)	50%	55%
連携大学数	2校	2校

付属資料

1. 南木曽町総合計画審議会委員名簿

推薦団体等	氏名	役職又は職業等	部会	備考
消防団	横山 純	副団長	①	
農業委員会	高橋 徳	会長	②	部会長
農業委員会	古井 小恵子	会長職務代理	②	
山林委員会	田中 淳司	林業従事者	②	
南木曽町森林組合	北原 将	業務課長	②	
南木曽町観光協会	山田 茉央	南木曽町観光協会職員	②	
南木曽商工会	大沢 謙一	商工会長	②	
南木曽商工会	太田 美咲	商工会女性部長	③	
南木曽商工会	長谷部 正樹	商工会青年部長	①	
地域振興協議会	神原 克也	蘭地域振興会長	①	副会長
地域振興協議会	鈴木 徹	田立地域振興会長	①	
民生児童委員会	松原 徳則	会長	③	
保健補導員会	古瀬 美保	会長	③	
社会福祉協議会	黒木 朱美	福祉活動専門員	③	
NPO法人なぎそ福祉会	古田 正一	理事長	③	会長兼部会長
(公財)妻籠を愛する会	新井 新作	副理事長	②	
教育委員会	矢澤 純子	教育委員	③	
小学校PTA	置田 美香	PTA副会長	①	
中学校PTA	植村 いつ香	PTA女性部長	②	
なぎそこども園保護者会	立野 靖博	副会長	③	
南木曽町公民館（育成会）	岡本 智治	公民館長	③	
なぎそチャレンジクラブ	松下 達也	事務局長	③	
公募委員	藤原 清楓	飲食業	①	部会長
公募委員	棚橋 俊之	林業従事者	①	
前総合計画審議会委員長	三石 輝之		①	オブザーバー
前総合計画審議会副委員長	丸野 晃		②	オブザーバー

第10次総合計画の基本目標に基づくグループ

- ①第1グループ 快適な社会基盤のあるまちづくり
みんなが元気で主役のまちづくり
- ②第2グループ 元気とうるおいのあるまちづくり
- ③第3グループ 元気に育てなぎそっ子 健康で元気なハッピーライフ

2. 第11次南木曽町総合計画 審議会等経過

年月日	会議・内容等
令和6年6月10日	議会 全員協議会 ・第11次南木曽町総合計画の策定について ・南木曽町地方創生総合戦略の統合について
令和6年8月28日	第1回 審議会 ・委員の委嘱 ・委員長、副委員長、グループ長の選出 ・第11次南木曽町総合計画の策定、総合戦略の統合について ・住民アンケートの実施について 諮問 第11次南木曽町総合計画（基本構想・基本計画）
令和6年8月29日 ～9月27日	住民アンケートの実施 ・中学3年生以上の住民1,000人を無作為抽出し実施 ・住民幸福度、全施策の重要度・満足度等
令和6年11月5日	第2回 審議会 ・計画の骨子案について ・10年後の目指すまちの姿について ・分野別討議（3グループに分かれての討議）
令和6年11月18日 ～12月3日	町政報告会 ・第11次南木曽町総合計画の策定にあたり、目指すまちの姿などについて意見徴収
令和6年11月29日 ～12月10日	パブリックコメント ・10年後の目指すまちの姿について
令和7年1月30日	議会 全員協議会 ・第11次南木曽町総合計画（素案）について意見徴収
令和7年2月7日	第3回 審議会（大雪により書面説明へ変更） ・第11次南木曽町総合計画（素案）の作成経過について ・第11次南木曽町総合計画（素案）の内容について ・パブリックコメントの実施について
令和7年2月7日 ～2月21日	パブリックコメント ・総合計画（素案）について
令和7年3月7日	第4回 審議会 ・パブリックコメントへの対応について ・総合計画の最終案について ・答申について
令和7年3月13日	答申 第11次南木曽町総合計画（基本構想・基本計画）
令和7年3月17日	議会 全員協議会
令和7年3月21日	議会 3月定例議会にて議決

3. 諮問

6 南も戦第97号
令和6年8月28日

南木曽町総合計画審議会 委員長 様

南木曽町長 向井 裕明

南木曽町総合計画（基本構想・基本計画）について（諮問）

南木曽町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 第11次南木曽町総合計画 基本構想（令和7年度から令和16年度）樹立について意見を求めます。
- 2 第11次南木曽町総合計画 基本計画（令和7年度から令和11年度）樹立について意見を求めます。

4. 答申

令和7年3月13日

南木曽町長 向井 裕明 様

南木曽町総合計画審議会
委員長 古田 正一

南木曽町総合計画（基本構想・基本計画）について（答申）

令和6年8月28日付け6南も戦第97号で諮問のありました総合計画について、当審議会において慎重に審議した結果、別添「第11次南木曽町総合計画（基本構想・基本計画）」（案）のとおり取りまとめましたので答申します。

記

- 1 第11次南木曽町総合計画 基本構想（案）
- 2 第11次南木曽町総合計画 基本計画（案）

5. SDGsについて

「SDGs」(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は、2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。SDGsは「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国だけでなく、先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境等の諸問題を総合的に解決することを目指したものです。

町では、第2章 前期基本計画の基本施策ごとにSDGsの17の目標を関連付け、国際的な目標の方向性との対応も意識しながら、施策を進めていきます。

SDGsの17の目標

アイコン	カテゴリー	目標の内容
	貧困	すべての住民が貧困に陥らず暮らせるよう支援します
	飢餓	食料の安定確保と栄養状態の改善を達成し、持続可能な農業を推進します
	保健・福祉	すべての住民が健康で暮らせるよう、保健・福祉を促進します
	教育	子どもが適切で公平な質の高い教育を受けられるとともに、すべての住民が生涯学習の機会を持てるようにします
	ジェンダー	ジェンダーによる不平等をなくし、すべての女性や女児が持てる能力を最大限に発揮できるよう支援します
	水・衛生	すべての住民に安全かつ安定して飲料水を供給するため、水道施設の適正管理に努め、下水処理施設の整備を推進し、維持管理に努めます
	エネルギー	すべての住民に、持続可能かつ近代的なエネルギー確保ができるよう支援します
	経済成長と雇用	すべての住民が、働きがいがあり十分な収入を得られる仕事に就くとともに、環境にやさしく、持続可能な経済成長をめざします
	インフラ、産業化、イノベーション	企業誘致を進め、町内の産業振興、地域経済の活性化を図るため、起業支援、事業承継を支援し、新たな雇用の創出を図ります
	不平等	住民の格差を是正します

アイコン	カテゴリー	目標の内容
	持続可能な都市	安全で災害に強いまちや住まいをつくとともに、災害に見舞われても早く回復できる柔軟なまちづくりをめざします
	持続可能な生産と消費	農林水産業、商工業、観光の振興を図り、各産業の安定的な発展を目指します
	気候変動	地球温暖化の進行を抑えるため、脱炭素化に向け官民一体となって取り組みます
	海洋資源	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用します
	陸上資源	豊かな自然環境と歴史的な伝統資源の保全に努めます
	平和	すべての住民が安心して参加できる平和な社会と、公正な法律に基づいた暮らしができる地域をめざします
	実施手段	目標の達成に向けて、住民、事業者、行政、その他の関係機関などがそれぞれの立場や強みを生かして協働で取り組みます

第11次南木曽町総合計画
前期基本計画
第3期南木曽町地方創生総合戦略



令和7年3月
発行 南木曽町

〒399-5301 長野県木曽郡南木曽町読書3668番地1
南木曽町役場 もっと元気に戦略室

南木曽町公式ホームページ
<https://www.town.nagiso.nagano.jp/>
